

建築と社会

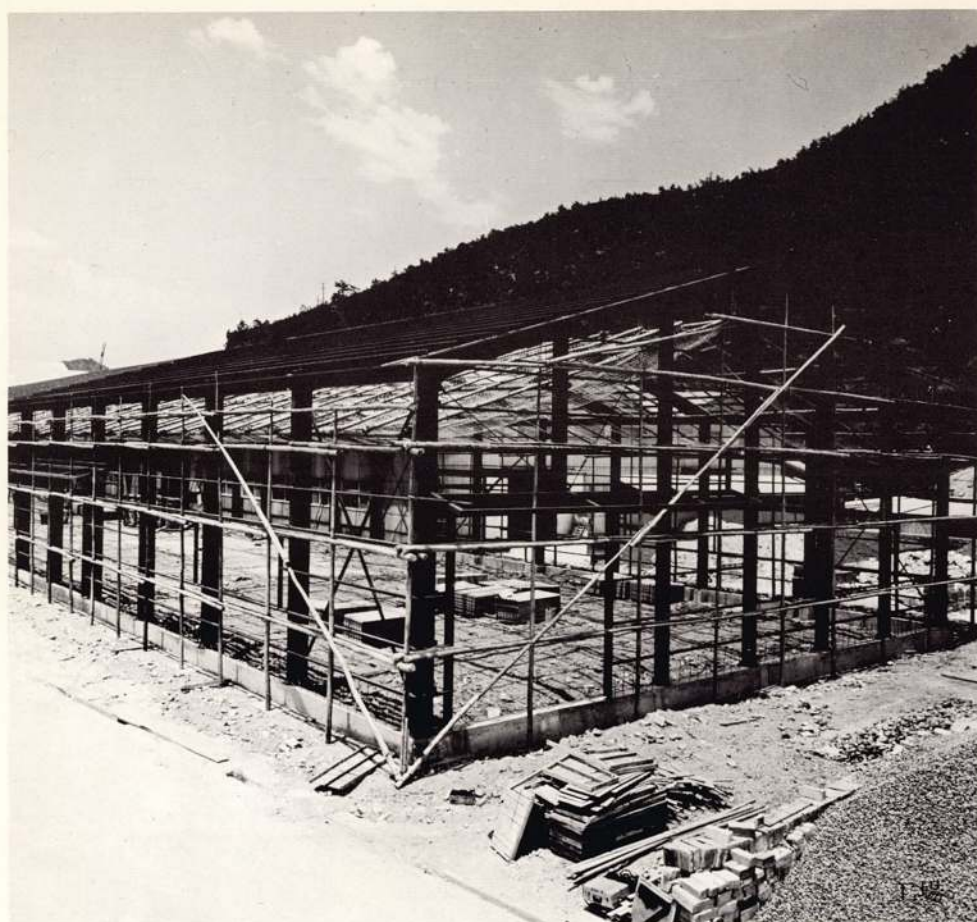
社団法人 日本建築協会
昭和50年 5月25日発行
毎月1回25日発行
昭和24年 3月19日第3種郵便物認可

1975
第56輯第5号
特集：社会・建築・法

5



人気上昇中、 メリット集約構造部材



昨今の材料の暴騰、人手不足は深刻です。特に建築面においては節材節労が重要な課題となり、それに適合する構造部材が要求されてきました。住友の軽量H形鋼、リップ付軽量H形鋼、及び軽量H形鋼を素材としたスミフレームHは、こうした状況に対処すべく生まれた画期的な製品。現在、全国で販売され軽量のため、他の形鋼に比べコストが安く、しかも加工性、施工性抜群。工期が大幅に短縮できるといった数々のメリットが絶賛をあび、各地の倉庫、工場、畜舎、体育館、事務所、モータープールに数多く利用されつつあります。なお、大型構造物用プレハブ骨組としては先に開発したスミフレームVが大活躍。好評を博しておりますので、併せてご利用ください。

軽量H形鋼の特長

1. 大形サイズの生産可能
最大サイズ(450×250)。軽量H形鋼としては今までにない大形肉厚サイズ(12^m/_m)
2. 材料から製品まで垂直的一貫生産でコストダウンを実現。品質も最高。
3. 走行切断機によるプレスカットのため、切断面が美しい。
4. オンラインによるエアスプレー式塗装のため美麗・強固でかつ均一な塗膜厚が得られる。
5. 軽量のため他の部材に比べて総鋼重が少なくてすみ経済的。
6. 標準設計が完備(スミフレームH)



☆ 軽量H形鋼
☆ リップ付軽量H形鋼
☆ スミフレームH

住友金属
住友金属工業株式会社

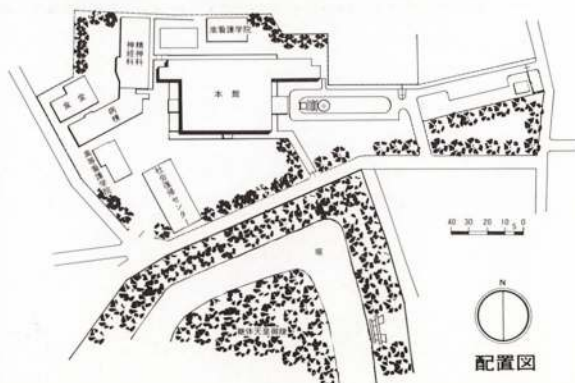
大阪=大阪市東区北浜5-15(新住友ビル) 電(220)5111
東京=東京都千代田区丸の内1-3-2(新住友ビル) 電(282)6111
営業所=那覇・福岡・広島・岡山・高松・名古屋・富山・静岡・新潟・宇都宮・仙台・札幌

医療法人 恒昭会
藍野病院

設計 竹内建築事務所
施工 竹中工務店



主な協力業者
 空調工事 日立プラント建設
 電気工事 太陽工藤工事
 給排水工事 西原衛生工業所大阪店
 エレベータ工事 日立製作所
 サッシ工事 日本スピンドル製造
 床工事 東洋リノリューム
 タイル工事 平田タイル
 間仕切工事 日軽アルミ販売大阪支店





精神科病室



特別病室



ロビー

建築概要

所在地 茨木市高田町11番18号

敷地面積 約25,000,000㎡

建築面積 2,152,126㎡

延床面積 13,447,168㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

規模 地下1階、地上6階、塔屋2階

工期 1973. 8. 1～1975. 2. 25

設計にあたって

ここに計画された病院は精神・神経科を標榜した一般科(内・外科)併設の病院である。

設計に対する留意点は

- ① 機能的であること
- ② 居住性に秀れていること

の2つの条件を骨子として計画が進められた。

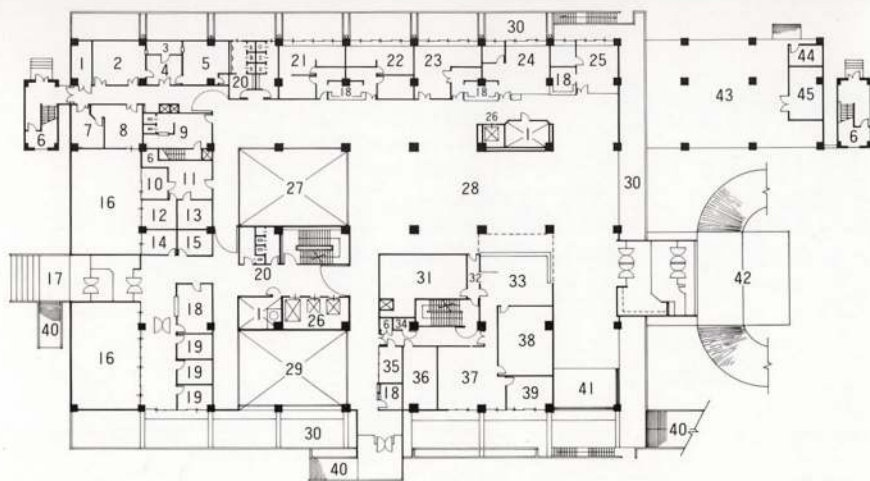
①の機能的であるというのは、特に外来診療部門に於ける精神・神経科と一般科の診療部門の分離を図り、それらの中間に生理検査、放射線、薬局部門を設けることによって動線の短絡化が行われている。また、精神科の外来では一般科に比して意外と急患が多く、混乱を避ける為でもある。また、各室の間仕切壁は将来の病院機能の変化に対応できる様に乾式工法の簡易間仕切を積極的に用いている。②の居住性については、この病院の創設者である小山先生が日頃言っておられた言葉を引用させて頂くと、病院は患者を『癒すばかりではなく慰める為』という言葉をもっとにしておられたので、我々設計者も病院に対する考え方を改めて教えられた次第である。特に精神科に於ける療養期間は長期にわたるので、居住性についてどの様に処理するかが、一番の課題であった。

今までの精神病院のイメージは収容所的色彩が濃く、この収容所的イメージから脱皮することに全力を注いだ。まず第一に鉄格子の排除である。2番目に患者が日頃絶えず利用するデイルーム、食堂のスペースはゆったりとくつろげるだけの広さをとり、家具類は一般家庭で用いられる様なものを配置することによって家庭内の雰囲気を作り出す様に心がけた。

(大西久晴／竹内建築事務所)



ロビー



1階平面図

0 5 10 20M

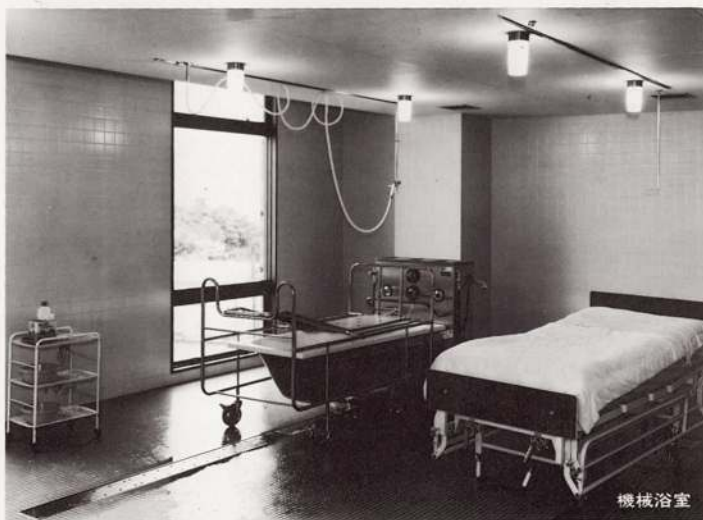




デイルーム



手術室



機械浴室



3階平面図

撮影 つねなりすたじお

- 1 DS
- 2 心臓血管撮影室
- 3 X線暗室
- 4 操作室
- 5 X線T.V.撮影室
- 6 倉庫
- 7 X線断層撮影室
- 8 X線技師控室
- 9 採尿検査室

- 10 肺機能検査室
- 11 生理機能検査室
- 12 E E G 検査室
- 13 E K G 検査室
- 14 精神科回診室
- 15 精神科処理室
- 16 植樹
- 17 精神科外来玄関
- 18 受付
- 19 精神科診察室
- 20 W C
- 21 内科外来
- 22 小児科外来
- 23 外科外来
- 24 眼科外来
- 25 歯科外来
- 26 エレベータ
- 27 池
- 28 ロビー
- 29 中庭
- 30 ドライエリア
- 31 薬局
- 32 相談室
- 33 医事課
- 34 湯沸室
- 35 病歴室



断面図

- 36 電話交換室
- 37 総務課
- 38 コンピュータ室
- 39 事務長室
- 40 スロープ
- 41 石庭
- 42 一般外来玄関
- 43 ヒロティ
- 44 ガスメーター室
- 45 ポンプ室
- 46 機械室
- 47 機械浴室
- 48 更衣室
- 49 汚物処理室
- 50 検査室
- 51 回復室
- 52 ナースステーション
- 53 病室(Bed)
- 54 病室(和室)
- 55 デイルーム
- 56 配膳室
- 57 浴室
- 58 予備室
- 59 作業療法室
- 60 会議室

安全電化配線

は家庭電化の第一歩です

- ❶ 安全です
- ❷ 快適です
- ❸ 経済的です
- ❹ 効率的です
- ❺ 美的です



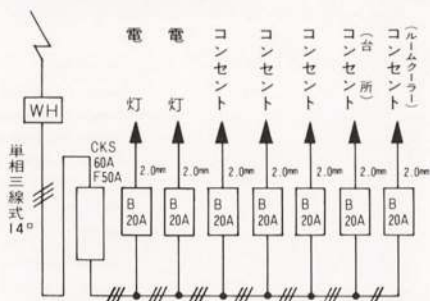
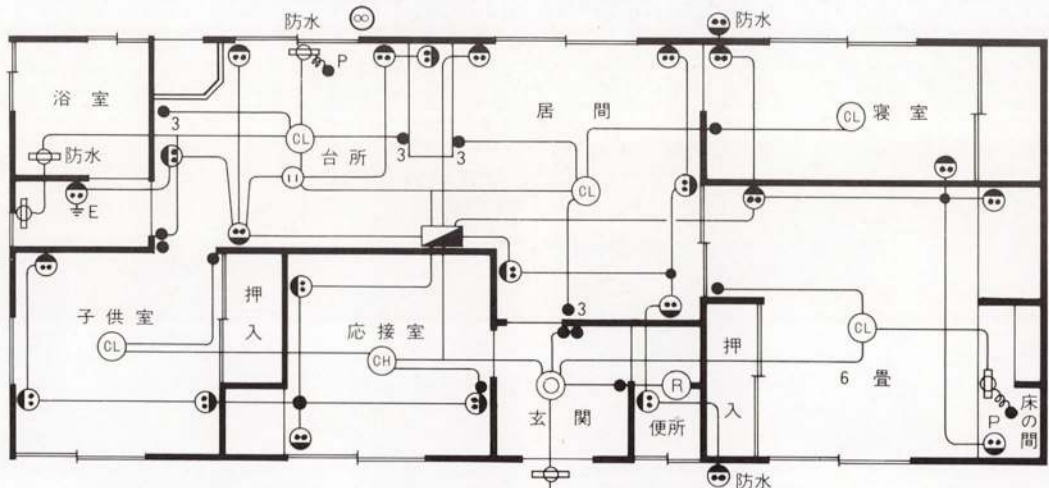
安全電化配線とは……

安心して、便利に、能率よく電気を使うための屋内配線、それが安全電化配線です。くらしの合理化、近代化にとって、ぜひとも必要なものと申せましょう。

“安全電化配線住宅推奨基準”によりこのメダルが贈られます。詳しくは、お近くの関西電力事業所へお気軽にお問合わせ下さい。

■安全電化配線住宅の一例です〈平家建・88㎡〉

分岐回路は、家の広さが88㎡のお宅ですと6回路は必要です。電灯用に2回路、コンセント用に4回路、そして、ルームクーラーを御使用になるお宅では、さらに専用の分岐回路をもうけて下さい。分電盤には、安全で操作の簡単なブレーカを取りつけて下さい。コンセントは、電化器具の据付場所、使用上の便利さ、などを考えて4.5畳以下の部屋には2ヵ所、6畳の部屋では3ヵ所を選び、2口用のコンセントを取りつけて下さい。接地工事が必要な洗濯機などには、アース付きコンセントを、屋外には雨水の侵入を防ぐ防水型コンセントを取りつけて下さい。照明用の点滅器は、部屋の目的に適した機能的なものを選んで下さい。



凡 例	
WH	箱入電力量計
電灯用分電盤	蛍光灯
壁埋込コンセント 2口用 Eは接地極付	点滅器 Pはプルスイッチ 3は3路スイッチ
シーリングライト、直付灯	換気扇
ハトメ工事	配線用しゃ断器(安全ブレーカ)
レセプタクル	接地
シャンデリア	フロアコンセント
	地中埋設配線

安全電化配線

でくらしの合理化を

関西電力株式会社
大阪南支店

関西電気安全委員会
大阪南地区運営委員会

◀定時評議員会決議のお知らせ

昭和50年3月28日開催の定時評議員会におきまして、下記のとおり承認可決されましたので、ここに会告いたします。

1. 議長及び副議長の選任

議長 小川 正氏(竹中工務店)

副議長 相川 三郎氏(西野田工高)

2. 役員の選任

副会長2名、理事21名が選任されました。

昭和50年4月、新(重)任・留任、会長・副会長・理事氏名 (敬称略)

	新(重)任	留任
会長		塚本 猛次(日建設計)
副会長	錢高 輝之(錢高組) 福田 朝生(双星社竹腰建築事務所)	横尾 義貫(京大大学)
理事	井上 滉(大建設計) 岡田 光正(大阪大学) 大沢 徳吾郎(鹿島建設) 小林 清(新住宅社) 高野 考二郎(日本住宅公団) 窪田 祐(大林組) 寺田 徳重(大成建設) 山田 幸一(関西大学) 山田 義行(竹中工務店)	市川 宏(東畑建築事務所) 北垣 智造(大阪市建築局) 国 則 一夫(大阪府建築部) 小西 岬(田中小西建築事務所) 佐野 正一(安井建築設計事務所) 松村 慶三(浦辺建築事務所)
(技術)		
(総合)	大林 芳郎(大林組) 白井 周二(清水建設) 竹中 鍊一(竹中工務店) 松村 雄二(松村組)	浅沼 猪之吉(浅沼組)
(総合)	前野 慶太郎(あめりか屋) 宮武 伊三郎(大阪建設業協会)	鴻池 藤一(鴻池組)
(電気)	今元 康彦(近畿電気工事)	小林 四郎(太陽工藤工事) 菅谷 健児(大阪電気暖房)
(管工)	伴 一郎(西原衛生) 岩井 市郎(大気社)	須賀 孝(須賀工業)
(建材)	井上 浄夫(井上冷熱)	室谷 山水(室谷商事) 渡辺 忠(東洋シャッター)
(支部)	佐々木 米太郎(公成建設)	
(常務理事)	福中 定三郎(協会事務局長)	
(監事)	奥村 俊夫(奥村組)	彦谷 邦一(彦谷建築設計事務所)

◀病院建築に関する研修会

日本病院建築協会では、その創立20周年を記念して標記研修会を下記のとおり開催されますので、ご案内します。

記

＜専門コース＞

会期 昭和50年6月3日(火)4日(水)午前9時30分より午後5時頃まで

会場 東京青山会館(東京都港区南青山4-17-54 電03-403-1541)

講師 吉武泰水・浦 良一・伊藤 誠先生らエキスパート11名

テーマ 第1日(6月3日)は「わが国の医療」「病院管理」「看護管理」「地域医療」「規模計画」であり、第2日(6月4日)は「放射線部の運営と管理」「検査部の運営と管理」「特殊施設の運営と管理」「保守・防災管理」「最近の病院建築の国際的動向」の予定

研修会費 10,000円

公開来聴歓迎

＜普通コース＞

会期 昭和50年9月5日(金)6日(土) 於 東京

" 9月12日(金)13日(土) 於 大阪科学技術センター

会費 5,000円+テキスト代1,500円

なお申込および詳細は主催団体へお問い合わせ下さい。

主催 社団法人 日本病院建築協会

東京都新宿区戸山町1 病院管理研究所内 電03-203-0715

後援 日本建築協会ほか

愛知県緑化センター本館の設計監理者名について

——本誌2月号所載の設計者名の追補訂正——

本誌2月号「東海の新建築」特集に「愛知県緑化センター本館」を紹介しましたところ、「設計監理 愛知県・東海設計」とのみ記載している点について、この愛知県緑化センター本館の設計監理者名の発表形式はつぎのようになりましたので、ここに、あらためて発表する次第です。

設計監理 愛知県・瀬光夫・柴東海設計



故 桐本楠雅氏

故 桐本楠雅氏の経歴

1. 生年月日
明治37年11月26日 (満70才)
2. 最終学歴
昭和3年3月 東京帝国大学工学部建築学科卒業
3. 職歴
昭和3年4月 大阪市役所に勤務
昭和34年7月 建築局長
昭和38年6月 依願退職
昭和38年10月 大阪市監査委員
昭和45年4月 大阪市住宅供給公社顧問
4. 公職歴
大阪府建築士審査会委員
財団法人大阪市住宅協合理事
大阪府、市の各種委員歴任
社団法人日本建築協合理事
社団法人大阪府建築士会理事
全国都市監査委員会会長

故桐本楠雅氏は、東京大学卒業と同時に大阪市に奉職され、本市の建築職としては、最高位である建築局長を最後に現役をひかれた。その間私も、公私にわたって常にご指導をうけたものである。ご退職後も市の監査委員として、また大阪市住宅供給公社の相談役、顧問としてまさしく一生を大阪市のために捧げられた。生まれ、育ちも大阪市である氏と大阪市は、きってもきれない関係であった。

氏は戦中戦後の激動期から、今日のすばらしい大阪の発展に至るまで、大阪の建築の歴史とともに歩んでこられたし、そのなかで大きな役割を果たしてこられたのである。その意味で、特に大阪を中心に活動している日本建築協会との因縁も浅からぬもので、理事や評議員も永くやっていただき、また役所の責任者としても、当協会を援助してこられた。一方、建築士会の理事もされるなど、大阪の建築界の発展に大きな貢献をされた。また大阪地裁の民事調停委員として、20年近くも建築紛争の調停などに当たってこられたのが、氏には適役ではなかったろうか。

氏の人となりとは、何といっても真面目で温厚というのがぴったりで、公職にはうってつけの方であった。氏のバラ作りの趣味は、有名で、端正なものを好まれる性格のあらわれではないかと思われる。

氏は、最近まで大へんお元気で、医者嫌いもあって、今度の病状が手おくれになったのではないかとくやまれるが、まだまだご健在でいろいろと教えを乞いたいと思っていたのに、もはや幽明境を異にしその温顔に接し得ないことになったのは、悲しいことであり、残念なことである。

氏の培われた大阪市の建築行政の伝統、足跡を発展させることこそ、あとに続く者の使命であり、氏のご遺志に沿うものであろう。切にご冥福を祈るものである。

(大阪市建築局営繕部長 北垣智造)



故 西村庄市氏

故 西村庄市氏の経歴

1. 生年月日
明治39年9月14日(満68才)
2. 最終学歴
大正14年3月 兵庫県立工業学校電気科卒業
3. 職歴
大正14年 工藤電気輸入社
昭和36年 同社代表取締役社長
昭和44年 太陽工藤工事(株)取締役会長
昭和46年 同社相談役
4. 公職歴
社団法人日本建築協合理事
社団法人日本電設工業協合理事
社団法人大阪電業協会会長
その他 歴任
5. 賞
昭和47年11月29日 黄綬褒章受賞
昭和45年3月25日 (電気記念日)表彰

故 西村庄市氏に対する哀悼の辞

謹んで今は亡き、故西村庄市氏の御霊前に哀悼の辞を捧げます。

あなたがお風邪のため、御療養中の由を承っておりましてところ、数日来御病状にわかに革まり、3月9日午後8時ついに不帰の人となられました。

あなたは生来蒲柳の質で、幾度か生死の間を切り抜けてこられた方でありました。このたびの御病氣も、あなたの強靱な精神力をもって御快癒を願っておりました矢先、この訃報に接し、残された御遺族の方々の御悲嘆は申すに及ばず、私ども一同いたしましても真の師友を喪い、まことに哀悼痛惜の念おくあたわざるところであります。ただ、あなたがかねがね希望しておられましたように、何の苦痛もなく眠るがごとく幽明境を異にされ、まこと大往生の御最後でありましたことがせめてもの慰めであります。

顧みますれば、あなたは、大正14年工藤電気株式会社に入社されまして以来、昭和36年同社社長に就任、昭和44年以降、太陽工藤工事株式会社社長、相談役を歴任せられました。

昭和44年の会社合併に際し、あなたとともに熟慮を重ね、協議を続けました日々がなつかしくも、またあざやかな思い出として脳裡によみがえるのであります。あのときのあなたの御英断御配慮が、今日の太陽工藤工事を礎かれたものとあらためてその業績の偉大さに感銘を新たにいたすものであります。この間、日本建築協合理事、日本電設工業協合理事として、また大阪電業協会会長として電気工事業界の発展に活躍され、昭和47年には建設事業関係の国家功労者として黄綬褒章をお受けになりました。あなたの業界発展に貢献された御功績もまた永く讃えられるものであろうと存じます。

おもえばあなたは温厚にして篤実、温容と風格をもって、社内外の人々に心から敬愛され、事業にあたっては常に中道をふみしめ社業と業界の発展に全生涯を捧げつくされました。私どもは、このかけがえのない大先輩を幾多難問の山積する今日、突如として喪いました。

企業の今後は誠に多難であります。このときにあたり、あなたの御遺志を受け継ぎ、あなたの築かれた事業の基盤をさらに積極的に発展せしめて刻下の難局を切りぬけることこそ、生前の御功労にお報いし、あなたの御霊をお慰め申し上げる所以であると存じます。

私ども一同は、御遺志と御遺業をしっかりと受けつぎ、当社並びに、業界の発展に努力いたすことを、ここにお誓いする次第であります。

西村さん、どうか私どもの衷情を受けられ安らかにねむり下さい。

昭和50年3月12日

(太陽工藤工事株式会社取締役社長 小林四郎)

日本建築協会法規委員会 法令コーナー

質疑などの投稿をお待ちしております。

91

開発許可制度の改正——都市計画法一部改正の概要——

都市計画の一部を改正する法律は昭和49年6月1日に、同法施行令および省令はそれぞれ昭和50年1月9日、昭和50年3月18日に公布され、これにより、昭和50年4月1日から施行されることになったが、その概要は、つぎのとおりである。

1. 開発許可対象区域の拡大を行い、

市街化区域および市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域についても3,000㎡(ただし、都道府県の規則により知事は300㎡までその規模を引き下げることができる)以上の開発行為については開発許可を必要とすることとした(付付則第3項、第4項および政令付則第4条の2)。

2. 開発許可基準の追加

開発区域およびその周辺地域の環境を保全する措置として、

(1) 1ha以上の開発(ただし、都道府県の規則により知事は0.3haまでその規模を引き下げることができる)について、

イ、高さ10m以上の樹木または高さ5m以上で300㎡以上の樹木の集団については公園、緑地等として利用するための設計がなされていること。

ロ、高さが1m以上で1,000㎡以上の切土または盛土がなされるものについては、表土の復元、客土、土壌の改良等の措置が設計されていること。

とした(法第33条第1項第8号、政令第23条の3、第28条の2、規則第23条の2)。

(2) 1ha以上の開発について、その規模に応じ工場や第1種特定工作物から発生する騒音振動等により環境の悪化の防止のため、4mから20mまでの範囲内で緑地帯等の緩衝帯が配置されるよう設計されていることとした(法第33条第1項第9号、政令第23条の4、第28条の3、規則第23条の3)。

3. 開発行為の範囲の拡大を行い、

従来の、「建築物を建築する目的」に加えて、特定工作物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更を開発行為とし、特定工作物としてはつぎのものを定めた。

(1) 第1種特定工作物とは、周辺の環境の悪化をもたらすおそれのあるものとして、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント。危険物の貯蔵または処理に供する工作物である(法第4条第9項、第10項、政令第1条第1項)。

(2) 第2種特定工作物は、ゴルフコースおよび1ha以上の運動場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、アーチェリーコース、サーキット、サファリパーク等その他運動レジャー施設および墓園である。なお第2種特定工作物には法第34条の許可基準は適用されないこととなっている(法第4条第9項、第10号、政令第1条第2項)。これらの特定工作物に必要な管理施設等の建築物は特定工作物の附属建築物として含まれることとなった。

4. 市街化調整区域における建築制限に関する適用除外事項を追加し、

(1) 市街化区域に隣接または近接し、日常生活圏において市街化区域と一体的に構成されており、かつおおむね50以上の建築物が連たんしている地域内に存していること。
(2) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、または変更して市街化調整区域が拡張された際すでに適法に宅地であった旨の知事の確認があり、確認申請時に開発行為を要しないこと。

の条件を満足する土地において建築物を新築、改築または用途変更する場合は知事の許可を要しないこととした(法第43条第1項第6号)。

5. 市街化調整区域において開発審査会の議を経ることなく知事が許可することのできる開発行為を追加し、

(1) 危険物の貯蔵または処理に供する建築物または第1種特定工作物で、市街化区域内において建築または建設することが困難または不適当なものとして、火薬庫(火薬取締法第12条)を定めた(法第34条第7号、政令第29条の2)。

(2) 法第34条第1号から第7号までの建築物または特定工作物のほか、市街化区域内において建築または建設することが困難または不適当なものとして、①円滑な道路交通を確保するため適切な位置に設けられる道路管理施設、ドライブイン等の休憩所または給油所等、②火薬類の製造所を定めた(法第34条第8号、政令第29条の3)。

6. 新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、一団地の官公庁施設または流通業務団地の予定区域を市街地開発事業等予定区域として都市計画の一に加え、当該区域内において土地の形質の変更および建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした(法第12条の2、第12条の3、第52条の4外)。

(大阪府建築部開発指導課 町野 雅俊)

建築基準法による 用途規制の対象になる特定工作物

(令第138条第3項)

参 考

1. 特定工作物の範囲

(1) クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラント等のプラント類及びこれらに附属する施設であって土地に定着するもの。

(2) 建築物に該当しない機械式駐車装置及び建築基準法の屋根に該当しない覆いをした駐車場をいう。

(3) サイロとは、通常考えられる円筒形のものに限定されず、また、悪臭、粉塵によって周囲の環境を害するおそれのある穀物その他の物も含まれる。

(4) 令第138条第2項各号に掲げる構造規制の対象となる工作物と同一のもの。

(5) 「その他の処理施設」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づき同法施行令第7条に定める施設に該当する工作物をいう。

2. 表中の○印の地域においては、用途規制を受ける工作物の対象にならない。また、表中1又は5の工作物で、建築物の敷地と同一敷地内にあるものは、建築物の用途規制に服していると考えられるので、工作物としての規制の対象に含まれない。これらの場合は、確認(許可を含む。)は不要である。

3. 表中の×印の地域においては、特定工作物を建築する場合は、許可(公開による聴聞を行い、かつ、建築審査会の同意を必要とする。)及び確認が必要である。ただし、表中1～4の既存特定工作物の築造面積等の1.2倍までの増築等、又は表中5の特定工作物については、令第130条の2第1項第2号及び第4号の規定により一定規模以下の新築又は増築等は確認のみでよい。

(大阪府建築局建築指導部 平林 孝)

指定工作物		用途地域		第1 住専	第2 住専	住居	近商	商業	準工	工業	工専
1	法別表第2(ほ)項第3号(13)鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝からの粉砕で原動機を使用するもの			×	×	×	×	×	○	○	○
	法別表第2(ほ)項第3号(13の2)レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5KWをこえる原動機を使用するもの			×	×	×	×	×	○	○	○
	法別表第2(ほ)項第1号(21)アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りを原料とする製造			×	×	×	×	×	×	○	○
2	自動車庫	築造面積が50㎡を超えるもの(建築物に附属するものを除く)		×	×	×	○	○	○	○	○
	建築物に附属するもので築造面積が300㎡(同一敷地内にある建築物(自動車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計に5を乗じた値が、50㎡を超え300㎡未満の場合においてはその値、50㎡以下の場合においては50㎡)を超えるもの			×	○	○	○	○	○	○	○
	建築物に附属するもので築造面積が同一敷地内にある建築物(自動車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計の5を超えるもの(築造面積が50㎡以下のものを除く。)			—	×	×	○	○	○	○	○
3	高さが8mを超えるサイロ等に飼料、肥料、セメント等を貯蔵するもの			×	×	○	○	○	○	○	○
4	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光用ウォータージェット、コースター等の高架の遊技施設 メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊技施設で原動機を使用するもの			×	○	○	○	○	○	○	○
5	汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	敷地の位置が都市計画決定済み又は特定行政庁が都市計画の議を得て許可した場合等のみ									

読者の頁

「軒高」についての考察

東京海上ビル本館の高さは100mをわずかに超えている

鈴木正章

昨春竣工した東京海上ビル新館にはスッキリしない問題がいろいろあるのだけれど、そのひとつは規制された100mについてである。(もちろん、ここでの問題は容積率1000%の地区に高さの規制が施行されたことだ)

前川国男建築設計事務所では当初から「軒高=99.70m」と発表しているにもかかわらず、建築評論家・専門ジャーナリストをはじめ、ほとんどの建築家まで「高さは99.70m」と混同し、丸ノ内・大手町地区では建築物の高さは100m(以下)に規制されたものと思ひ違えて今日におよんでいる。

- 註 ①伊藤ていじ氏は『新建築』昨年6月号。前川氏との対談「建築物の高さは100m以下という線で許可になった」はミス。
- ②宮内嘉久氏は『建築』昨年6月号「原設計は高さ130.800m」、「目安が100m」とあるので「25階99.7m」は高さと見誤りそう。
- ③『S D』昨年6月号記録欄(監修=林昌二氏)「G.L.よりパラベットまで99.70m」は明らかなミス。
- ④池田武邦氏は『新建築』昨年6月号「100mをわずかに下回る」は不正確。
- ⑤佐々木隆文氏=同上「当初の127mの軒高が、ちょうど100mに押えられた」
- ⑥『朝日新聞』(浅野記者) '73年9月10日「32階127m」を「25階99.7m」に変更。
- ⑦宮内嘉久氏は『朝日新聞』'71「30階、130m」を「25階高さ99.7m」に変更は誤。
- ⑧『新建築』70年11月号編集者の眼「25階高さ99.7m」、「100mに高さがそろえていた街並から、100mに高さがそろえたスカイラインに変貌してゆくだろう」、「100m以内なら許可される」
- ⑨同上=ニュース欄「地上30階、最高の高さ約130mを地上30階、高さ100mに変更」
- ⑩『朝日新聞』'70年9月25日「30階120mが25階99.7mに変更」、「皇居前のビルは100mの高さに統一されるものとみられる」
- 『建築文化』昨年6月号本文の設計概要に高さに関する記載なし。前川事務所の担当者はなぜか「全高100m」と記している。
- 高さについての不注意のあらわれ(誤植かもしれない)一村松貞次郎氏は対談で「5階分ちょんぎられて30階」(『近代建築』昨年6月号)、浜口隆一氏は「10階分削られて25階」(『現代の美術』73年11月刊)など。

原因は、およそ4つ考えられる。

- (1) 「軒高」、すなわち術語としての「軒の高さ」が建築法規の規定上、明確さを欠いたまま実践的に拡大解釈して使われていること。
- (2) 旧建築基準法による住居地域以外での建築物の高さ制限(絶対高)は31m(=100尺)だったのだ、それと類推してしまったこと。
- (3) 情報伝達のあり方に問題があること。

建築工事に関係する一般社会向けの発表は施主の主体でおこなわれるため、専門的には適切でないことがおこりうるのだ。

顧問であり、施主と同等な位置にあるべき建築家は、(日照紛争などでみられるように)問題が紛糾すればするほど後ずさりしてしまうことが多い。

それにもかかわらず、人びとは最初にうけた(第1報の)ニュースによって判断してしまうものである。《その重大性=事実関係のあいまいさ》

この場合——建築家によって確認申請書に書かれた数字と意味が、施主から一般ジャーナリズムをとおして市民へつづる過程で変容し=ゆがみ、建築界の人びとへそれが専門ジャーナリズムによる確認=チェックを経ないで深く浸透してしまったのだ。《十全に機能し、活用しにくい面のある専門ジャーナリズム》

- (4) 100m以上の数字に(建築家および施主側、また建築界は)懸念を抱くようなことはなかっただろうか。《美観論争後遺症》
- なにしろ、木造・組積造など低層建築物の「軒の高さ」ならつかみ易い。が、鉄筋・鉄骨コンクリート造では、それはイメージしにくいし、言葉としてふさわしくない。しかも、条文的定義「地盤面から小屋組又はこれに代る横架材を支持する壁、敷けた又は柱の上端までの高さをいう」(建築基準法・施行令2条1項六号)はわかりにくい。

関係書の新刊、矢吹茂郎著『建築設計の法規』(彰国社刊)によると「木造・組積造等については、軒の高さは比較的明確に示されているが、RC造の場合には、壁がはりを持つていているといえなが、便宜的に壁の上端でとっているようである」と図説している。

さらに、著者に確かめたところ、「他の書物では3つの

考え方がありと書いたこともある」と述べてから、「屋上のスラブの上端でとるのが、もっとも条文解釈から好ましい。大約、パラベットは構造体ではないのだから、それを基準に測るのはおかしい」と。

しかし、現在では高さの限度は最終的(日照紛争でしばしば問題になってくる)に斜線制限できまるので、一般にビルの場合、パラベットの天端までの高さを軒の高さと考え、それによって建築申請をしても添付した図面で明示されていれば審査をとっているのが実情である。

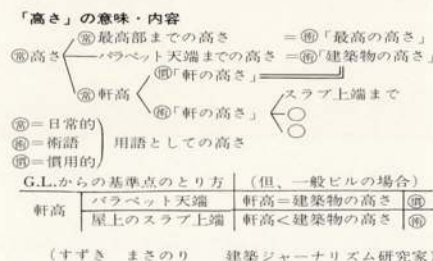
すなわち、確認申請書では地上の高さについては「最高の高さ」と「最高の軒の高さ」の記入欄をもうけ、それぞれおさえている。

その結果、「地盤面から屋階部分を除いた最高部(⑩一般にはパラベット天端)までの高さをもちて測る」(令2条五号)で規定されている「建築物の高さ」と(事例にもよるが、大体)「軒の高さ」が一致してしまう。超高層ビルの高さも、通常、それを用いている。

申請図面と書式を調べたら、(1)ほとんどG.L.からパラベットまでの高さを軒高と記していた。一中央合同庁舎4号館(設計=建設省)、仙台第2地方合同庁舎(東北地建)、東京都第3庁舎(久米建築設計事務所)に至るまで。(2)G.L.から屋上のスラブ上端までの高さを軒高としたのは少数派である。一広尾タワーズ(横綜合計画事務所)、ヤクルト本社(国堂建築設計事務所)などの場合。(3)日本設計事務所では、ほとんど(1)だが、(2)に分類されるニッサン田町ビルの実例をみつけた。また、三菱地所では両者を用い、但書きをつけて明記していた。七十七銀行本店(仙台)の場合、記入欄に「R階床面まで」と。東邦生命ビル(渋谷)の場合には図面のなかで軒高と記したところに「水平スラブ上端」と書きながらも記入欄には「パラベット天端」の数値を記していた。

東京海上ビル本館と前後して同じ(自主)規制地区=丸ノ内・大手町地区に立つ超高層建築の高さは、三和銀行東京ビル99.70m、三井物産本社ビル(建設中)100.00mだ。ところが、前川国男建築設計事務所では従来から法規を厳密に解釈しており、軒の高さを屋上のスラブ上端でとっているため慣用的に使われている「軒の高さ」とは相異し、ソゴをきたしてしまっただけだ。

ちなみに、東京海上ビル本館の高さは100m36cmである。



私の職場

(No. 11 設備設計)

高崎 勝

1975年、日本中を不況の風が吹き抜け、建築設計業界同様、設備設計業界においても明るい見通しもたない現状ではありますが、高度経済成長期を通して設備は建築物にはなくてはならない重要な存在となってきています。とくに、建物に関する建築設備は一般住宅から高層ビルに至るあらゆる分野に高いウエイトを占め、今までの「附帯工事」の概念から大きく成長し絶対必要条件となっています。そのなかで設備技術は向上し、設備機器は精度と精密化を要求され極めて重要性を増してきている今日、不思議なことに、それらを受け持つ設備技術者の立場は旧態依然なのです。

建築技術者は、法のもとに「建築士」として確立されていますが、日常、合理的・健康的な生活をするために必要な建築設備を設計する技術者においては、何ら法的に確立されたものがあり

ません。しかるに、設備設計に関しては何の規制もなく、資格もいらず、誰が設計しても消防法にさしさわりがなければ一応通用しているのが現状です。

しかし今後、公害問題・エネルギー問題とからんで、設備設計とくに環境設備においては一段と厳しさを求められてゆくなか、設備設計に従事している我々は、ますますこの仕事の責任の重大さを感じています。そこで設備設計技術者にも建築士と同様「設備士」なる法的資格を与えるべきではないかと思ひます。それにより、設備技術者の立場を明確にすることにより、技術の向上はもとより仕事に対する設計者の意欲・責任感も一層深まるものと思ひます。我々、設備設計業界に従事する者も建築士と対等な立場のなかで、よりよい生活環境を追求することを望んでやまない者です。そのためには、設備士なる法的資格を一日も早く制定されることを希んでいます。また、それにより設備設計業界における中小企業の乱立、建築設計業界とのアンバランスなどの問題も少なくなるのではないのでしょうか。

我々も設備設計業界の一環にあり、いかにこの不況時を乗りきるか社員一同一致団結して、各自が知識の吸収、技術の向上につとめ、小企業ながら協力し勉強会などの場をもち、設備設計業界から取り残されることないよう努力しております。しかし、我々小人数では広範囲な知識は得られにくく、読者の皆様との情報交換により一層お互いの知識の向上、技術の向上をはかりたいと考えております。よろしく。

(株式会社都市環境設計 設計部機械課)



建築と社会 ニュース

ニュース原稿をお送りください。

恒例のABCショー '75 open.!

(株)ABC商會は、同社大阪ショールーム〈大阪OMMビル8F〉で'75ABCショー"creators of THE INDOOR WORLD"を開催(4~5日)。同社の扱う世界の建築群は、年々多種多様化が著しいが、なかでも今年は、《陶板》—ケライオン、《アルミ天井》—マグナグリッド、《立体天井材》—セラマコアが注目の新建材。

なお、主要商品全般を集め、ショールーム自体天井、壁、床材にいたるまで自社品で構成されている同展は、引続き常設展として随時観覧できる(大阪ショールーム:TEL.06-943-2831)

- ①セラマコア 完全不燃立体天井材
- ②マグナグリッド 天井材に要求される機能、デザインを集約した多目的天井材。
- ③ケライオン 1,600mm×1,250mmのサイズで8mmの超薄板。ソリもなく内装外装の床・壁・天井用陶板。



大林ハウジングシステム 集合住宅《プレハブ》フェア開催

かねてより、工業化工法による集合住宅の技術開発にとりくんできた大林組は、一連の技術を開発した大林ハウジングシステム—OHSとしてとりまとめ、3月3・4日大阪大林ビル21階において、集合住宅《プレハブ》フェアを開催した。同展は、低層から超高層まで多様化した需要家の要望に応じた住宅を提供する大林ハウジングシステムをパネル展示したもので、この技術を取り入れた作品実例および、パイロットハウス技術考案競技、工業化工法による芦屋浜高層住宅プロジェクト提案競技、第1回、第2回大阪府泉北ニュータウン光明池ハウジング、プロジェクトの入選案などが紹介され、好評のうちに幕を閉じた。

写真：会場風景、芦屋浜高層住宅プロジェクト



ポ プ ラ

やなぎ科
Populus carolinensis Moench

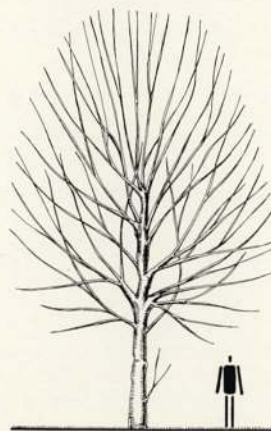
森の木々が夜になって眠りについた。ポプラも枝を水平にして眠っていたところ、泥棒がそと近づき、盗んできた神の壺を枝の中に隠した。翌朝ジュピターが怒って森の木のすべての枝を挙げさせると、ポプラの枝から金の壺が転がり出た。ポプラはびっくりしてそれ以来枝を挙げたままだというギリシア神話がある。北海道で有名なポプラ並木は牧歌的な風景の立役者だが、これが別名はうきポプラ (*Populus nigra* Linn.)である。わずかな風にも葉音をたてるのでイタリアやまならしともいう。中国では風響樹あるいは響葉樹という。軽軟で加工しやすい材が箱に用いられるのでセイヨウハコヤナギの名もある。湿地でも生育し成長が早い、ヤナギ科に属しているが、浅根性で病虫害も多く、材としての利用も低い。毛をもった種子は風に乗って飛ばされ、苗の発根もよいので繁殖し広がる。学名の *populus* は古代ローマでは人民、市民の木であり、ラテン語ではふるえるの意である。欧州では女兒が生まれるとこの木を植える風習があったというが、日本の場合の成長が早い桐を植えるのとは対比される。昭和初期

にはアメリカから枝の横に出るカロリナ種が入った。風折れが多いが、パルプ材として普及した。関西地方の街路樹に多い。イタリアでは第二次世界大戦中ムッソリーニが連合国の経済封鎖の中で木材不足に対処するため改良を加え、成長のさらに早い種ができた。これらが戦後の日本の各地で街路樹として取り入れられたが、成長の早さは台風時の倒木を招き、強度の剪定が施さされる。その為、秋にはまた若葉がふき出し落葉するのは翌年正月以降となり、おかしな冬景色をつくる。緑の少ない街中では少しでも緑が多ければよいようなものだが、樹自体にとっては非常に負担となっているはずである。ポプラにとってもうひとつの受難は、初夏のアブラムシと夏のアメリカシロヒトリによる食害である。生長がよく樹全体の新陳代謝が激しいのでそれによって枯れるようなことはないが、人通りの多い通りでは虫の排出する液や糞あるいは毛虫に悩まされる。どちらかといえば広い開発地の先駆植栽として適しており、新緑の美しさをもつポプラ自身にとってもその方がしあわせだと思う。(関根 記)

樹の話シリーズ・9



カロリナポプラ



解体修理中の 古建築見学会(第3回) —清水寺の釈迦堂・成就院庭園 その他の見学—

レポート

2月22日、「第3回、解体修理中の古建築見学会」は、しんと降りつづく雪のなかで催されました。

清水をとりまく樹々の梢は、雪の絵師がもつ、白い筆ですっきりぬりかえられ、その筆先は、京のまち中へ、まちなかへとほしりながら一幅の絵模様を、完成へとちかづけてゆきました。

現代という怪物が、ふつりとたち切ってしまった歴史の流れ。それがこの雪の姿をかりて、今静かに、しかも絶対的な力をもってあらわれはじめたのです。現代の京の町と、古い清水寺はここに一つの空間として同時に存在し、この場にいる人々の心のひだ中へと浸透してきたのです。

釈迦堂 昭和47年7月の豪雨により、崖ぐずれとともに倒壊しました。鬼瓦の銘によれば、寛永8年の建立(再建)、初め檜皮葺が江戸中期頃、本瓦葺に改められ、明治時代には、中央仏壇両脇に脇壇が増設されたりしたのですが、倒壊した構成部材をくわしく調査、数枚の倒壊前の写真も参考にして、江戸初めの状態に復原すべく、昭和48年1月から復旧工事がはじめられ50年中頃に完成目標とし現在工事は着々と進められております。

成就院の庭園 しんから冷えきってしまった手足。そろそろこいしくなった火の気をもとめながら私達は、第2の目的である成就院へと足を運びました。墨衣をまとった御坊の出迎えをうけながら書院へ足をふみ入れたときの感動。“東山を借景にした”などという説明は、なんの意味ももたないほど。そこには一つの完結した「世界」が現在し、私達の存在や時の流れも、雪で抽象化された白い広がりの中へと吸い込まれていくようでした。

懇談会 当日案内と説明をしてくださった京都府教育庁文化財保護課の佃氏、三上氏をお招きして、多くの資料、図面などをみせていただきながら清水寺の様式や歴史のお話をうかがいました。また皆で火鉢を囲みながら、お寺からの抹茶、和菓子のお接待をうけ、たいそうなごやかなうちに貴重な半日は過ぎてゆきました。(本多克子 記)

今回は京都府文化財保護課の佃忠夫・三上皓造両氏に企画当初より多大のご協力をいただき、また当日は清水寺殿に大へんお世話になりましたことを誌上より厚くお礼申し上げます。

雪の清水寺釈迦堂の見学会

中村信夫

清水寺へ参詣する道は13年ぶりとかの大雪で、いつもの賑わいが無い。軒と軒が突合したような店並みと、曲がりくねった道が、歩きにくい雪道を楽しませてくれる。楼門に着いて白雪の石段を登る。視界が開けて思わず息をのむ。灰色の空に音羽山清水寺は白一色である。何遍となくおとづれる清水寺であるが雪景色の美しい清水寺は初めてである。まったく美しい!あまりの美しさに今日の見学の目的を失うようだ。

奥の院脇にある釈迦堂へ向かう。須屋根に覆われた現場内に立ち入り京都府文化財保護課の佃、三上両氏の説明を受け案内をいただく。屋根は倒壊前は本瓦葺であったものを江戸初期の復原にすべく檜皮葺にされた由、見たところ小屋組材が本瓦葺にしては、おそまつに感じた。

軸組材で再使用できるものは最大限に使われるようであるが補足材と古い材との調和に苦労の跡が見られた。また、仕口とか継手も従来通り復原されているようであるがこの古い材料があと何年もつであろうと思われるようなどころがあり新しい材料に取り替えてはと思うのは私だけだろうか。

成就院の雪の庭園を觀賞し、お茶をいただき後、雪の美しい清水寺を跡に清水坂を下った。

(大阪市経理局)



雪の成就院庭園



清水寺の樹氷

清水寺の見学会に参加して

上谷重男

京阪電車の京都五条に降り立つと、賀茂川の川べりに木枯に震えるように立っている柳の小枝をすっぽりと綿雪が覆っている。

それは余りにも柳にとっては重い光景である。東山の方から吹いてくる木枯にのって、白い雪がすべての風景を覆いつくす。それは京都の町を優雅な、そして私達の知らない1千年昔の平安時代の風景を連想させてくれる。

刻一刻変わってゆくこの風景の中を足速に、寒さに震えながら新聞紙を頭にのせて清水寺への急な坂道をすべらないように、一歩一歩足の裏の感触を確かめながら登って行く。

いつもは忙がしく観光客が出入りしているであろう両側の店も今日はガランとして人が見当たらない。私の外套は白いボタン雪のため、色彩を徐々に失して白グルマの様相を呈している。

このような雪の日、登るこの坂道は本当に長い。そして心を先へ先へとかり立てる。坂道の終点にある仁王門に着いた頃には新聞紙は紙ではなくて何かパラフィンのような感じのものに変わってしまった。しかしこの道のりで最も役に立ったのはこの50円一枚の新聞。その新聞を持っている私の手も何か一本一本の指が感覚を失い、私の身体の一部ではなく、他の物体へと変わってしまった。

仁王門から見るこの清水の風景は白と黒のモノトーンの世界へと変わってしまった。それは現在のキラキラした色彩の世界が白と黒の水墨画の世界へと雪という一つの白い媒体物でもって変えられてしまっている。

自然というものが人間世界の忙がしきなり、人工美の醜さをあざけり笑っているかのようなものかも知れない。所詮、人間が創った美というものは自然の造形美には勝てないのであろうか。この白い風景の中で「赤」や「青」の傘が仁王門から本堂への階段を飛び舞うように登ってゆく。

雪の京都、雪の清水の美しさに会えた私達は幸せだと心の中でその傘の人々に語りかけて、白い世界から突然うす暗い本堂の内陣の中へ入ってゆく。ロウソクの光の中でにぶく輝いている金箔を貼って、柱が暗闇の中でボンヤリと浮かびあがってくる。内陣の中にある仏像が、そして何か人を嫌な気持ちにするあの金網の間から見える仏像達が、ロウソクの光の中でゆらゆらと生きているかのように揺れ動いている。

宝龜十一年(780)に建立されたというこの本堂も何回か火災に遭い、そのたびに再建されてきたという。その火災のたびにこれらの仏像はどのような眼でわれわれ人間の争いを見てきたのであろうか。決して語ることをない閉じた口でもって私達に何を伝えようとしているのであろうか。これらの仏像と僧侶との間にある関係は何であったのか。何か人間の業の中にあるものと仏像の静けさの違いを感じる思いがする。この寺も他の寺との間の争い

のために何回か火災を起こし、そのたび、多くのものを失ってきたことであろう。しかし、そのような確執はともかく、今日のこの内陣はそのようなものを振りはらい静かな落ち着きを取り戻している。ふと天井へ眼を上げてゆくと深遠な暗い闇の世界が天高く永遠に続いている。

「香」と「線香」の香のしみこんだこのような内陣から一步外へ出てゆくと、内陣の暗さと対比しているかのような白い世界が広がってゆく。白い水墨画の遠い風景の頂に静かに子安の塔の三重の屋根が画面の中央に位置し、風景をより甘美なものとしている。

すべての木立が傘がすばえたように白い綿をかぶり息をこらしている。そしてその上で白い雪が白い扇をひろげ舞いまわっている。白一色に塗られた一色の天空の舞台、そして俳優の雪、この雪の静けさはこの清水から見える風景の中からそしてこの本堂の境内の中から音を取り去ってしまった。

この本堂のすぐそばで例の昭和47年の豪雨によって倒壊したという寛永8年に建立されたという釈迦堂の再建工事をやっている。

この桁行3間、梁間3間の寄棟造の屋根の須弥檜の上に釈迦尊が座すのは今年の五月とのこと、先日見た薬師寺の金堂の再建と比較しながらその映像とが私の頭の中で交錯してゆく。しかし、ふと眼を裏山へやると白い味けない石垣を雪の間から見て、一瞬嫌な気分になった。倒壊前のこの裏山の風景と比べると何とも味けないもの、単体空間としてのこの堂と風景の中で生命をこれから長い間保ってゆくであろう。釈迦堂を考えてゆくと、何か他に方法なり方策が探し得なかったものか、しかし、これらの石垣も長い年月の間にいろいろの表情を創ってくれるかも知れない。五月の再会を楽しみにしている。

音羽山、高台寺山などを背景とし、江戸時代初期の作である相阿弥の作、または小堀遠州の補修ともいわれているこの成就院の庭園は白い衣をすっぽりと頭にかぶっていた。暖かい抹茶を楽しみながら、月照上人と西郷隆盛がよく幕末の混沌とした時期に国家のために対話した場所である。この書院の雪見障子から見えるこの庭は、まるで私の小さな手の平の上にもるような小じんまりとした創りの可愛いらしい池を中心とした庭、雪のため、石、樹木は良く見ることができないが、池を中央に配し、池の中にある中島にバランス良く烏帽子石、蜻蛉燈籠が配されている。しかし、これは余りにも作為にみちている。それに反してこの池の中での小島とも呼べる島にある籬島石が私の眼にやきついた。それは今日のこの雪のせいであるかも知れないが、音が失われた静寂の世界の中で自然な趣をただよわせている。

雪の風景の中ではこのような何も無いひっそりとしたものが写るのであるかも知れない。この小石に比べて書院の縁側のそばにある豊臣秀吉寄進の「誰が袖手水鉢」は何か強大す



舞台上で説明をきく



清水寺の舞台

ぎてこの庭の大きさやこの雪化粧の庭には不似合に思われてしかたがない。

非常に弁舌の立つ僧侶の話に耳を傾けながら思いつくまま思いめぐらしながら、もう一度秋にこの庭を訪れ、そして対話してみたいもの、そうすれば今日と異なったものに出遭うことができるかも知れない。そしてその日を楽しみにこの書院を後にした。

この清水寺は北法相宗の本山であるという。約1200年前に建立され、東山の中腹に位置し、約13万平方米の境内の中に種々雑多な堂を配している。以前訪れたとき、あの弁慶の下駄、鉄棒とかを持って楽しんだことを覚えている。今日のこの清水の風景はあの紅葉の頃の華やいだものがなく、白い雪の衣の中で静かに息をこらしている。

何か寂しい離れがたい気分におそわれながら急な坂道を一步一步踏みしめながら、寺からいただいたパンフレットを頭にのせて下っていった。

(建築家)



雪の奥の院



成就院の庭園(誰が袖手水鉢)



工事中の釈迦堂の内部



工事中の釈迦堂の見学



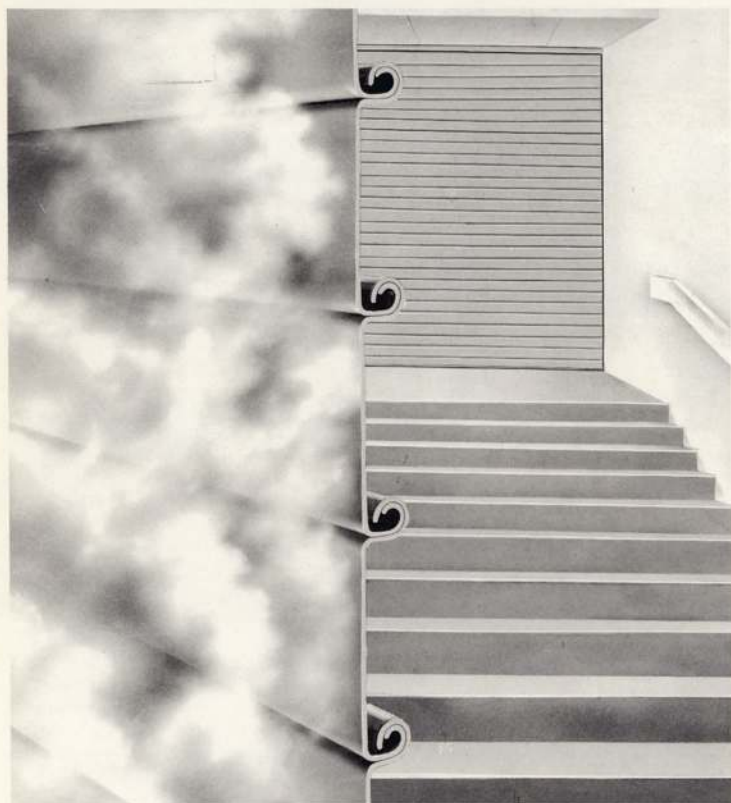
三上氏より説明を聞く

日 時 昭和50年2月22日(土)
集合14:00→解散17:00
場 所 京都・東山・清水寺境内
参加者 41名
ゲスト 京都府文化財保護課 佃 忠夫氏
三上浩造氏
行 程
14:00→14:30 本堂内陣、舞台拝観
14:30→15:30 修理中の釈迦堂の見学
15:30→17:00 成就院の庭園拝観及懇談会
終了後現地解散

煙の惨事を未然に防ぐ 防煙シャッター

NS 防煙シャッターは建設省告示第2564号の規定に適合!!

政令基準、火災時の空気圧 $2\text{kg}/\text{m}^2$ 時、煙の
漏気量 $0.2\text{m}^3/\text{min. m}^2$ をはるかに下廻る 0.03
 $\text{m}^3/\text{min. m}^2$ (業界No.1) を記録しました。



近年、ビル火災でのいたましい、犠牲者の続出はそのほとんどが《火》よりも《煙》によるものでその為建築物の防煙性能の向上が一段と重要になってまいりました。

建築物の設計上、防煙、防火区画でのシャッターの役割は非常に重要なポイントとなっております。

その防煙区画に、すばらしい遮煙性能を備えた、NS 防煙シャッターを、御採用下さい。

防煙シャッターの開閉には、業界最高の性能を誇る、L型電動開閉機を使用しております。



御一報次第カタログお送りします。

株式会社 日本シャッター製作所

大阪本社	大阪府淀川区田川北3丁目2番4号	電話06(301) 3656~9	営業所	横浜・大宮・静岡・千葉
大阪工場	大阪府枚方市招提田近1丁目7番地	電話0720(57)4535~9		北陸・京都・神戸・高松
東京工場	川崎市中原区新丸子東3丁目1159番地	電話044(411) 6325		広島・北九州・大分・宮崎
名古屋支店	名古屋市中川区北江町2丁目12番地	電話052(361) 7441		鹿児島・佐賀・長崎
九州支店・工場	福岡県粕屋郡粕屋町大字仲原字明神984-4	電話 09293(8) 4661		



1090. 木津川カントリークラブクラブハウス

設計：近藤柏原建築事務所
施工：銭高組
a. 奈良市下狹川字登尾1824
b. 24,335.5㎡
c. 2,138.1㎡
d. 4,185.2㎡
e. RC、一部S、B1、2F
f. 昭和48年4月～昭和48年10月



1091. 名阪国際クラブ倶楽部クラブハウス

設計：近藤柏原建築事務所
施工：三井建設大阪支店
a. 奈良県山辺郡祁村大字萩709
b. 6,500.00㎡
c. 2,112.84㎡
d. 2,893.85㎡
e. RC、2F
f. 昭和49年5月～昭和49年10月



1092. 湯の郷カントリークラブクラブハウス

設計：伊東建築設計事務所
施工：三井建設広島支店
a. 岡山県英田郡作東町田淵
b. 882,000.00㎡
c. 1,654.93㎡
d. 2,152.30㎡
e. RC&S、2F
f. 昭和48年11月～昭和49年10月



1093. 加茂カントリークラブハウス

設計：駒建築設計事務所
施工：奥村組
a. 京都府相楽郡加茂町
b. 45,023.00㎡
c. 3,931.21㎡
d. 4,642.29㎡
e. RC、2F
f. 昭和48年9月～昭和49年6月



1094. 協和ゴルフクラブハウス

設計：駒建築設計事務所
施工：奥村組
a. 京都府相楽郡和東町大字湯船
b. 11,141.37㎡
c. 3,378.92㎡
d. 3,309.00㎡
e. RC、2F
f. 昭和48年9月～昭和49年8月



1095. 東亜相生カントリークラブハウス

設計：青木建設
施工：青木建設
a. 兵庫県相生市矢野
b. 1,044.6㎡
c. 2,105.9㎡
d. 2,105.9㎡
e. RC、2F
f. 昭和49年4月～昭和49年9月



1096. 興国津山カントリークラブハウス

設計：三井建設大阪支店
施工：三井建設大阪支店
a. 岡山県久米郡棚原町字八神
b. 1,558,421.3㎡
c. 2,358.135㎡
d. 2,923.080㎡
e. RC、2F、一部S
f. 昭和48年3月～昭和48年11月



1097. 松山ロイヤルゴルフクラブハウス

設計：三座建築事務所
施工：住友建設四国支店
a. 愛媛県伊予郡中山町
b. 41,625㎡
c. 927㎡
d. 1,364㎡
e. RC、屋根S、2F
f. 昭和48年8月～昭和49年4月



1098. 伊勢湾カントリークラブクラブハウス

設計：井上久雄建築設計事務所
施工：熊谷組名古屋支店
a. 三重県一志郡白山町川口地先
b. 1,200,000㎡
c. 1,928.94㎡
d. 3,319.59㎡
e. RC、3F、P1
f. 昭和48年3月～昭和49年4月

フリントコート®

マスチックフローリング

耐久性のすぐれた防湿床材



飯田町紙基地センター

設計監理：国鉄東京建築工事局 施工：清水建設・熊谷組・鉄建建設共同企業体
使用場所：床 仕様番号：F-9®

特 長

- 1 耐久性：耐久性にすぐれている。
- 2 耐摩性：摩耗の度合いが低く、ホコリなど生じない。
- 3 すべり抵抗性：すべり抵抗性にすぐれている。
- 4 復元性：弾性があり、万一亀裂ができて使用している間に復元する。
- 5 粘着性：多少湿っていても、コンクリート、金属、木など、どんな面にもよく粘着する。
- 6 不燃性：引火のおそれがなく、ガス工場、爆薬工場の床に使用されている。
- 7 無毒無臭：完全無毒で各種食品工場、貯蔵庫に多く使用されている。

フリントコートについてのお問合せは下記へ



株式会社 シェル石油大阪発売所
フリントコート®施工販売部

大 阪 ☎532 大阪市淀川区西中島2丁目11番30号 ☎(06) 303-7131
東 京 ☎104 東京都中央区宝町2丁目4番地(第2ぬり彦ビル3階) ☎(03) 562-4646
名古屋 ☎461 名古屋市東区東門前町3の47(日本橋ビル4階) ☎(052) 931-8537
広 島 ☎730 広島市東白島町1番6号(西林ビル3階) ☎(0822) 21-1224
福 岡 ☎810 福岡市中央区舞鶴1-1-5(舞鶴ビル3階) ☎(092) 77-1961

観光公害と町づくりの知恵

観光公害という言葉をよく耳にする。観光客が殺到してすぐれた環境をこわし、廃棄物が山となつてのこされ、そこに住む人々の生活のリズムさえこわしていくのである。海外旅行でも国際的エチケットをわきまえないで不行儀をしてくし、文化財の不法持ちだしをはかって地元の人々のひんしゅくと怒りをかい、エコノミック・アニマルとけなされることが多いのである。

「旅の恥はかきすて」という日本人のもつ悪い面がむきだしにあらわれているのが現況だといえよう。旅行には人々の視野をひろげ、そこで人間的交流をはかり、相互理解の場となるという積極的な面があることはいうまでもない。大衆観光が発達するなかで、私たちは量の増大にみあう旅行のエチケット、道義の確立をせまられているようだ。旅行する側はもちろんのこと、旅行をうけいれる地元でも、観光に公開される開かれた公空間と、おかすことの許されない私空間の確立の規律が必要となつてきているのである。それは日本人が住居や町なみを形づくるのにつくしてきた努力と知恵をあらためて見なおすことにはかならない。観光公害をなくすための知恵は、とりもなおさず巨大化し複雑化した都市の生活環境の向上をはかるための新しい町づくりとも密接につながっているのである。(Ni)

委任状

私の仕事に関係した話で恐縮であるが、建築確認申請書類一式の中に委任状なるものが時々含まれている。すなわち、建築主の署名捺印で「私こと左記の件について一切を建築士某に委任します。記 建築許可確認申請手続きに関する事項」といったものである。

別に法令上必要とされているわけではなく、何となく習慣で添付されていると思うのだが、こういう例に限って何か訂正とか指導が要る場合に、建築主のお出でを頂かないとラチがあかないとか、建築主が申請の中味を何もご存じないといったことが多いように思える。

とるに足らない些細なことかも知れないし、また建築申請手続きの形式性について私どもの反省すべき点もあらうと思うが、私は、建築活動についての建築士の建築主、またはオーナーに対する地位とか職能の実態の一面も示しているのではなからうかとも考えるのである。

建築することが殆んど建築主にとって一生に一度か二度の大切な経済活動であり、かつ、都市にとって重要な生産活動である今日において、建築主等と建築士との共通認識に基づいた双方の責任シェアがもっと厳しくとらえられているならば、もっとスマートな委任状ができるのではなからうか。(M)

ロンドン容積比

英国では information の管理・利用を組織的によくやっているようだ。どこへ行っても〈Enquiry〉があつて、ほどほどの概要を親切に教えてくれ、資料もくれたりする。

一方、英国人にとってあまりに常識化しているからなのか、意外なことがらが明文化した資料になっていなかったりする。そのせいか、7年もロンドンで建築の仕事に携わったのに、当然あるはずのロンドンの土地の用途規制について知らずに終った。

ロンドン中央部の maximum plot ratio zoning (最大容積比配分) は $5\frac{1}{2}:1$ 、 $5:1$ 、 $4:1$ 、 $3\frac{1}{2}:1$ (mixed development)、 $3\frac{1}{2}:1$ 、 $2\frac{1}{2}:1$ (mixed development)、 $2\frac{1}{2}:1$ 、 $2:1$ (いずれも分母は敷地面積) の段階になっている。このうち mixed development の注のある場合は、その plot ratio に住居用途に限り、さらに $1\frac{1}{2}:1$ の容積比を上乗せしてもよい。一般用途の上にさらに住居用途に与えられた容積比の特典である。住居用途に使うならもとの容積比とこの上乗せ分の合計をすべて使ってもよい。

『住居用途との複合使用より、街に生活感を与え、業務用途だけの場合の夜の街の死滅から救い、併せて都市設備の有効利用をはかり、職住近接により個人生活の有効化と無駄な交通投資を低減し、……』ロンドンの都市計画の基本原則は mixed development なのである。ちなみに容積比 $5\frac{1}{2}:1$ 域は city of London (ロンドン旧市) の一部だけであり、 $5:1$ 域はその周辺と他に少し、 $4\frac{1}{2}:1$ 域は例外的扱いらしく、無視してよい。その他大体が $3\frac{1}{2}:1$ 以下である。(K)

南向きの窓

いかに建築家が理屈を設けても、マンションは東西軸(南向き)で間口の広いものから売れ、そして、窓が大きいほど喜ばれる。大金を出して住宅を買おうとする庶民は真剣でも賢明でもある。その心は何か。冬の日照時間の多い地方での陽当り暖房と採光という実質的な効果が、貫流熱損失や家具類の陽焼けのマイナスをカバーして余りあるとされるからである。なかなか理解してもらえないことだが、この前提が崩れると(そしてその時にのみ)、南側窓への執着は消失する。例えば完全暖房のアメリカの家然り、日照の少ない北欧の住宅然りである。日本のあるソーラハウスでは南側窓の内側に集熱板をおき、南面からの太陽熱集熱時には日照と採光は殆ど遮断されるが、熱的、採光的にも殆ど痛痒を感じないという。外国によくある地下または半地下室の居住性の良さは体験した人にもみ理解されている。

たしかに熱的に巧みに設計された集合住宅では南面全面2重ガラスにすれば寒さ知らずである。ただし、南面の日射受熱が万遍なく家中に行き亘ればの話で、奥行が深いと家の中に熱帯と寒帯とが生じて寒気流で風邪を引く。一戸建住宅ではむしろ断熱を強化して密を小さくし、太陽熱は別の方法でうまく捕集して家中に分配する方がよい。このように省エネルギー設計と太陽熱の有効利用を真検に考えてトータルな意味での最適化を図れば、その時こそ建築家が真の説得力を身につけることになるだろう。(Na)

軽量鉄骨の歴史●日進式と共に50有余年



京都中央信用金庫本店 営業室

日進式装飾天井 クロツパー

最良の品質・最高の施工

日進式装飾天井 クロツパー

光と影の創造、クロツパーは
現代建築物に息吹を与える光
天井シリーズ。
(PAT. 4件)

天井排煙口 レスター

天井点検口方式の防煙、防災
設備。手動開放装置付、煙感知
器と連動する遠隔操作方式。
(PAT. 2件)

天井防煙壁 KEMNON

床面積 500 m²を超える建築物
は防煙区画をする必要があり
ます。アルミとガラスを組
せた天井防煙壁。(PAT. 6件)

奥村重兵衛株式会社

旧社名 株式会社 奥村重兵衛商店

本社	大阪市北区伊勢町22番地	〒530	電話(06) 312-4131(代)
東京	東京都中央区銀座1丁目27番9号	〒104	電話(03) 563-3351(代)
福岡	福岡市博多区住吉2丁目16番27号	〒812	電話(092) 291-0459(代)
名古屋	名古屋市西区倭町2丁目1番6号	〒451	電話(052) 522-5436(代)
広島	広島市舟入本町19番13号	〒733	電話(0822) 91-1533(代)
仙台	仙台市燕沢字西山5の18	〒983	電話(0222) 52-2631(代)

建築と社会

©第56集(1917年創刊)

ARCHITECTURE
AND
SOCIETY
VOL.56 1975

■ 6月号特集予告
都市の景観と施設
■ 7月号特集予告
建築とプレストレストコンクリート構造
■ 8月号特集予告
生活排水処理施設のあり方

1975 **5**

特集・社会・建築・法

SPECIAL FEATURES ON SOCIETY, ARCHITECTURE & LAW

新 建 築	医療法人恒昭会・藍野病院 設計・竹内建築事務所…………… 1
会 告	定時評議員会決議のお知らせ。病院建築に関する研修会。追悼文／桐木楠雅氏 西村庄市氏… 5
法 令 コーナー 91	開発許可制度の改正—都市計画法一部改正の概要／町野雅彦 建築基準法による用途規制の対象になる特定工作物／平林 孝…………… 7
読 者 の 頁	「軒高」についての考察／鈴木正章。私の職場〈No11設備設計〉高崎 勝…………… 8
建築と社会ニュース	恒例のABCショー'75open。集合住宅プレハブフェア開催。 樹の話シリーズ9。ポプラ…………… 9
若い会員の集いレポート	解体修理中の古建築見学会／本多克子・中村信夫・上谷重男…………… 10
スケッチブック	最近竣工した新建築9点(No1090~1098)…………… 13
建 築 の 眼	観光公害と町づくりの知恵／西川幸治 委任状／三品哲夫 ロンドンの容積比／北島道生 南向きの窓／中原信生…………… 15
作 品 作 風	花屋敷ゴルフ倶楽部よかわコースクラブハウス…………… 18 設計・今西建築デザインルーム 施工・東急建設・不二建設共同企業体 ロイヤル多田カントリークラブハウス…………… 19 設計・井上久雄建築設計事務所 施工・大和ハウス工業 国本原ゴルフクラブハウス…………… 20 設計・富松建築設計事務所 施工・青木建設

●特集＝社会・建築・法

1. 建築物の社会性	土地・建物の社会的あり方…………… 白石博三…………… 22
2. 建築物と環境権—日照・風害・その他……………	川村俊雄…………… 24
3. 市街地環境に関連する法令の概要……………	藤川和孝…………… 27
4. 環境改善と改造計画の手法・序……………	B-Plan大阪地区研究グループ…………… 30
5. 今後の建築行政……………	三品哲夫／西川幸之輔／平林 孝…………… 33
6. 環境整備と建築基準法改正案の対応……………	梶原 明…………… 37
構 造 の 頁 11	電算機によるRC建物の構造設計(その2)／桑形松夫…………… 39
設 備 の 頁 11	受水槽内の水の汚染と問題点／河津隆之…………… 40
施 工 材 料 の 頁 11	建築積算の電算化／楠山登喜雄…………… 41
日本建築総合試験所だより33	音響・熱部門の現状／十倉 毅…………… 42
月 報	日本建築協会月間の動き(昭和50年3月分)…………… 44

表紙・きり絵デザイン 加藤義明
1931年大阪に生まれる。
大阪市美術研究所に学び、現日本美術会会員。
主な作品 ●「大阪の民話」(1971年)
●「上方落語より」『浪速行商風俗』(1972年)
●「大阪の街」(1973年)
●1973年NHK企画制作茂木草介作「けったいな人々」タイトル画
自 宅 大阪市北区天満橋筋1-55
天満橋北団地610号
電 話 06-353-7303

昭和50年度編集委員会(順不同)

編集委員長 久保田通也 中川 洋一
松村 慶三 竹本丈太郎 西岡 康夫
編集理事 十倉 毅 石田 宏
井上 晃 伴 一郎 尾路 義一
岡田 光正 星 忠雨 須賀 好富
北垣 智造 松原 孝史 徳田 裕英
小西 岬 三原 清敏 森岡 正見
高野 孝二 山下 博司 内田 昌文
窪田 祐 渡辺 忠 大倉 良司
松村 慶三 土原 正行 岡田 圭司
山田 幸一 黒田 達雄 河津 隆之
前野 慶太郎 隅谷 康彦 佐々木 友喜
菅谷 健児 田中 弘成 浅野 満男
伴 一郎 沼田 修一 石塚 克彦
渡辺 忠 横山 誠一 梶 本 弘之
副委員長 伴 一郎 若野 暢三 平林 孝之
横山 誠一 荒木 兵一 鈴木 基之
鈴木 基一 堀 垣 雅彦 高羽 俊治
編集委員 片倉 健雄 中村 和隆
上 森 塩 崎 賢 船 井 美彦

編集人 松 井 昭 光
印刷 昭和50年5月20日
発行 昭和50年5月25日
発行人 福 中 三 郎
発行所 (社)日本建築協会
大阪市東区北浜3-37
電 06-231-9648
振替口座 大阪39975
印刷所 凸版印刷株式会社 関西支社
大阪市福島区海老江4-23
電 06-458-2251
売 価 1部 600円・送料 共

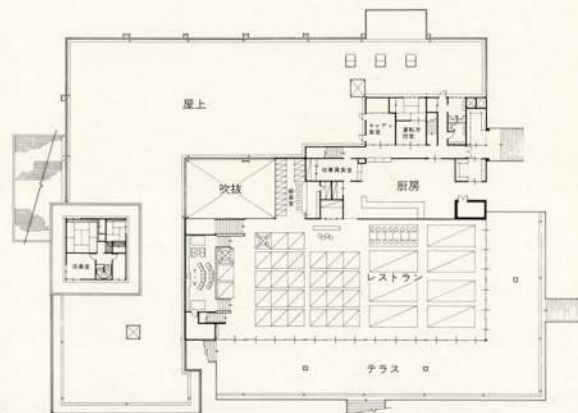
JOURNAL OF THE ARCHITECTURAL ASSOCIATION OF JAPAN

CONTENTS

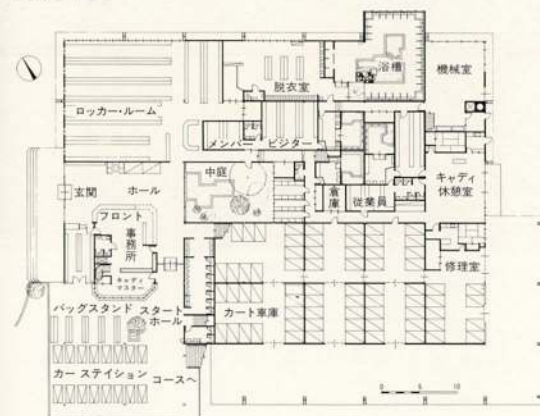
花屋敷ゴルフ倶楽部よかわコースクラブハウス
 設 計 今西建築デザインルーム
 施 工 東急建設・不二建設共同企業体
 所 在 地 兵庫県美郷郡吉川町福井
 建築面積 2,553 m²
 延 面 積 3,188 m²
 構造規模 S、2 F
 工 期 昭和47年 9 月～昭和48年 7 月

よかわコースのクラブハウスについて私達は、シン
 プル“単純明快”をテーマに設計を進めた。広々
 としたハウス周辺の敷地はこのテーマを満足させる
 のに十分であった。外観はタテ・ヨコの線、特に広
 さを出すために横の線を強調している。テラスや庇
 のはね出しがこれを一層強調してくれた為、思った
 より立体的なデザインが生れた。平面的にはパブリ
 ックとして数多くの人達にゴルフを楽しんで載く為
 に実質本位という考え方で進めた。
 外部のレイアウトは将来のプロトーナメント開催を
 予定してギャラリー用のスペースが考慮されている。

花屋敷ゴルフ倶楽部よかわコースクラブハウス



2 階平面図



1 階平面図

ロイヤル多田カントリークラブハウス

設 計 井上久雄建築設計事務所

施 工 大和ハウス工業

所 在 地 兵庫県宝塚市切畑字長尾山19-14

敷地面積 89万 m²

建築面積 1,968.944 m²

延 面 積 1,887.259 m²

構造規模 S、一部RC、平家

工 期 昭和46年11月～昭和48年8月

カントリークラブハウスは大きく分けて四つの機能が有るが、それらを機能に応じて四つの棟に分け、渡り廊下でつなぐ事により動線を簡略化し、また、設備のイニシャル、ランニングコストの経済性を計った。

そしてまた、それらの棟を八角形の方家根としあらゆる角度のコースからクラブハウスを望んだ場合、四つの方家根の重なりが変化する外観の美しさを求めた。

ロイヤル多田 カントリークラブハウス



平面図

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. エントランスホール | 6. ソーダーファンテン |
| 2. 事務室 | 7. プロショップ |
| 3. プレイルーム | 8. キャディーマスター |
| 4. レストラン | 9. 男子ロッカールーム |
| 5. 厨房 | 10. 女子ロッカールーム |

撮影 野田記一

国木原ゴルフクラブハウス

設計 富松建築設計事務所

施工 青木建設

所在地 和歌山県海草郡野上町

建築面積 1,935.5㎡

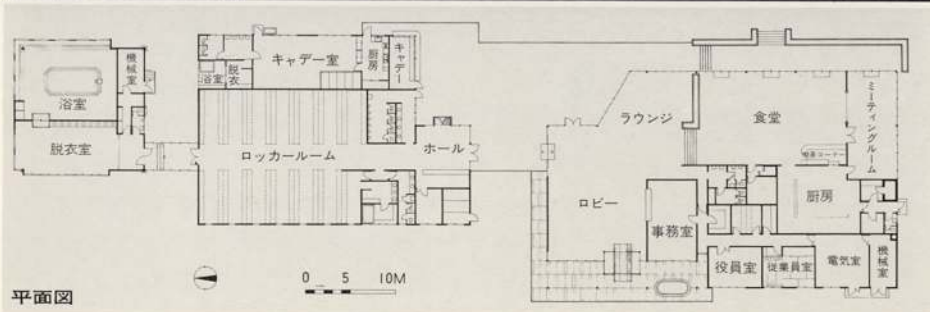
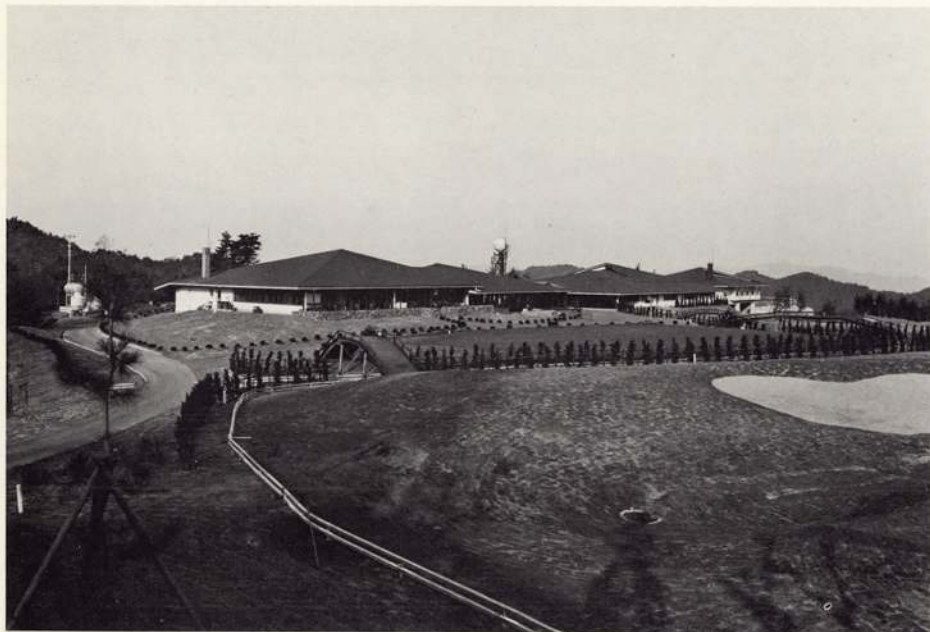
延床面積 1,643.6㎡

構造規模 S、平屋

工期 昭和49年5月～昭和49年10月

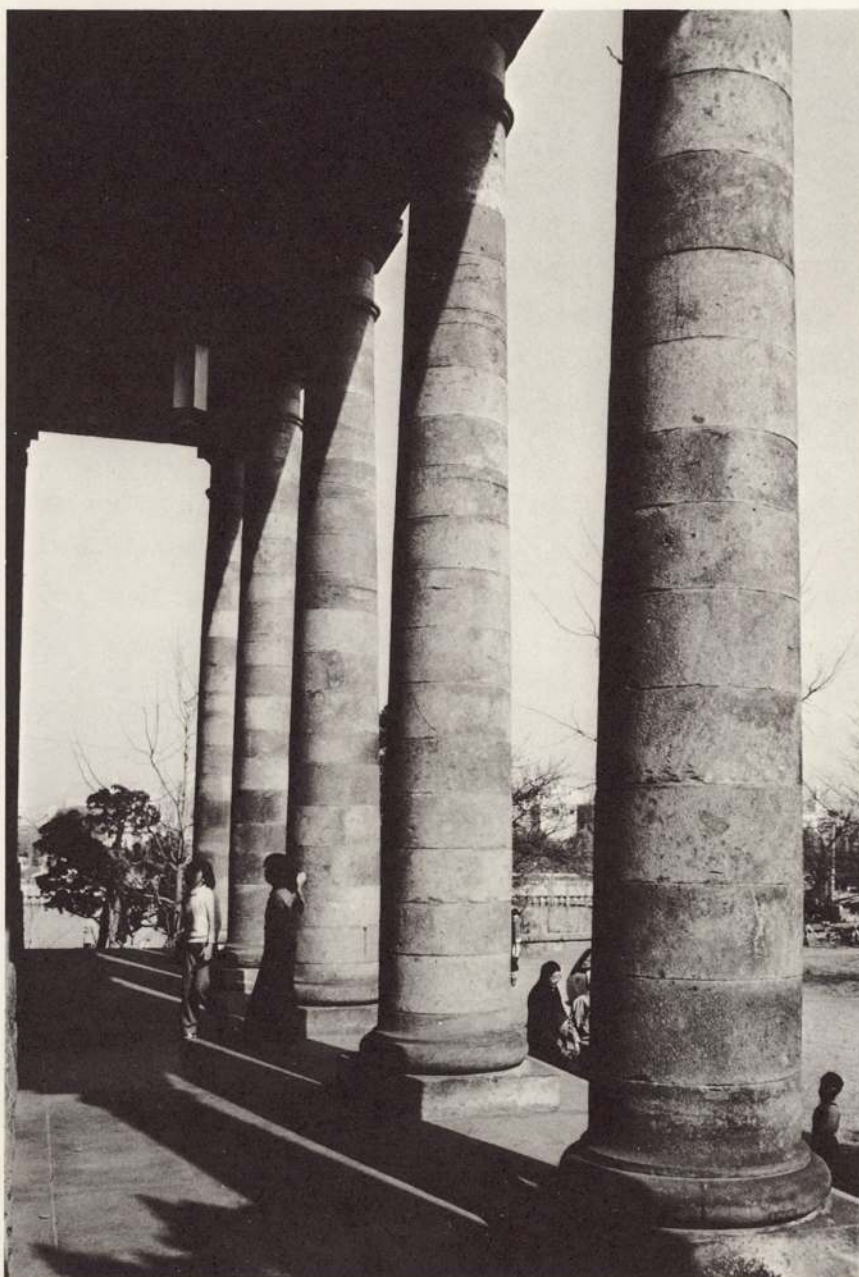
本ゴルフ場は貴志川大池自然公園地域内にあり、特に自然環境にできるだけ透んだ意匠を求めたこと、また、クラブハウスのあり方について都市ホテルのロビーを思わせるようなデラックスムードを追う風調に対する反省も含めて、できるだけ簡素なものとして予算を節減、投資をできるだけコースの造成にあてるというオーナーとのディスカッションを重ねた結果の建物となりました。

国木原ゴルフクラブハウス



特集 社会・建築・法

1. 建築物の社会性—土地・建物の社会的あり方／白石博三
2. 建築物と環境権—日照・風害・その他／川村俊雄
3. 市街地環境に関連する法令の概要／藤川和孝
4. 環境改善と改造計画の手法・序／B・Plan大阪地区研究グループ
5. 今後の建築行政／三品哲夫・西川幸之輔・平林孝
6. 環境整備と建築基準法改正案の対応／梶原 明



良い街づくりをしようにも、すべて土地問題でひっかかってうまく行かない。公営住宅も学校も道路も空港も、市街地再開発などはもちろん、何をやろうとしても土地が問題になる。土地を買い占めて値上がりを待つブローカーもいるし、先祖伝来の土地はいかなる公共上の理由があろうとも絶対に売らないとがんばる人もいる。一方では、近隣の迷惑おかまいなしに高層マンションが建つかと思えば、せっかくの一団地がこま切りに分譲されて、建築基準法違反の小文化住宅がぎっしり建て詰んで行く。

今もなお、このような現象が絶えず、土地問題が諸悪の根元のごとくなっている最大の原因は、日本の民法が、法律学者のいう「近代的土地所有権」を認めているからである。近代的という聞こえは良いが、これはローマ法型の土地所有権であって、ヨーロッパでは18世紀から19世紀にかけて形成されたものであり、「中世的」に対する「近代的」であるに過ぎない。ローマ法型の土地所有権の概念では、土地を資産とみなし、商品として取引の対象に考える。土地所有権は絶対的・排他的である。日本の民法はローマ法型よりもむしろローマ法そのものに近いので、そこに土地問題の根本がある。

これに対して、19世紀から20世紀にかけて生まれた新しい概念は、ゲルマン型の「社会的土地所有権」である。それによると、土地を商品として取引する対象とは考えず、人間の利用の対象とみる。正しくいえば、土地に対しては何びとも所有権はなく、占有権を認めるに過ぎない。だから、個人の利用に適する土地は個人が占有してもよいが、共同利用・公共の利用に宛てるべき土地は、その利用が優先すると考える。日本の土地問題は、現行の「近代的土地所有権」を「社会的土地所有権」に切り替えない限り解決しない。それには、根本的には民法を改正しなければならない、というのが多くの識者の意見である。

日本でも、徳川時代までの土地所有権は、今日のように強いものではなかった。「近代的土地所有権」は、明治6年の地租改正のときに始まった。当時、国庫財政の大半は地租で賄われていた。その財政収入を確保するには、土地所有権を確認しなければならなかった。ついで明治29年制定の現行民法は、ローマ法の思想に基づき、土地についても「所有者ハ……自由ニ……使用、収益及ヒ処分ヲ為ス權利ヲ有ス」(206条)と認め、土地所有権の絶対性・排他性が確立し、今日に及んでいるのである。

民法206条も、所有者の権利を100%保証してはいない。「法令ノ制限内ニ於テ」という限定がある。そして土地所有権を制限する法律として借地法などが制定されたが、まことに微力で土地所有権はびくともしなかった。戦後は、民主化の傾向に従って、土地所有権を制約する法律が年とともに増加または強化されている。今日では、国土利用計画法、土地収用法、都市計画法、建築基準法をはじめ30か40かはあろう。しかも、その条文が多くて複雑なことには、お互いに大いに悩まされている。しかし、そのいずれもがザル法といわれるのは、根本に民法の「近代的土地所有権」が生きているからにほかならない。

戦後行われた自作農創設のための農地改革は、土地所有権の革命ともいえるべき措置であった。今日なら憲法違反、民法違反でとうてい実行不能なことが実行できたのは、占領軍という日本の国法以上の権力によって、民法にかかわりなく断行されたからである。しかし、そのときでも対象になったのは田および畑だけであって、山林および原野はそのままにされ、それが現在では開発と投機の大きな対象となり、土地問題の悪の根元の一つになっている。

もう一つの悪の根元は、経済の高度成長に伴って起きた土地の異常な値上がり、まさに世界中どこにも無いような値上がりである。高度成長につれて発電用のダムや道路が必要となれば、公共事業にあるまじき高い土地代金や補償費が支払われた。企業は高い土地を買って工場や商業ビルを建設しても、儲かった。ついには転売して儲けるだけのために土地の買い占めが行われるようになった。土地問題は土地が安くならねば解決しないのに、こう高くてはどうにもならない。

土地所有権に対する根本的概念に手をつけずに、別な法律で所有権の行使を制約しようとしても、いかに無力であるかは、現実の事態がそれを証明している。都市計画法により市街化区域と市街化調整区域に分け、税法上は市街化区域内の農地に宅地なみの課税をして、住宅敷地の供給がもくろまれた。しかし、それも最後には、生産緑地であるという理窟をつけて減税され骨抜きとなった。また、市街化調整区域の開発が抑制されることは結構なのだが、そのため市街化区域内の土地値上がりに拍車をかけたといわれる。

土地収用法はあっても、伝家の宝刀と称してほとんど抜かない。根本的な土地所有権が現在のような状態

では容易に適用できないのである。土地収用法が適用できる事業はその第3条に規定がある。その第30号によると公営住宅などにも適用できるのだが、その例はあまり聞かない。しかも収用に対する補償金の額は、「近傍類地の取引価格等を考慮し」明け渡し裁決までの物価変動を加味することになっているから、たいてい粘り得となる。

国土利用計画法が昨年末から施行された。しかし最近の新聞によると、発足以来その適用を受けた例はわずかだという。不況のせいで土地の売買そのものが減少したためかも知れないが、同法24条1項1号でいう「適正」な価格というのはあいまいで、高値取引の抑止にはならないといわれる。また、土地売買が不許可になった場合は、19条に基づき都道府県知事に買い取り請求ができることになっているが、地方自治体にその財源がなければ買い取れないから、取引価格が高くても利用目的が少々おかしくても、結局はほとんど許可しなければならないだろうと見られる。

都市計画法に基づく開発許可については、なかなかきつい行政指導が行われているようだ。狭い道路に面してスーパーマーケットなど少々大規模な建築物を建てようとする、遙か彼方から道路を拡幅せよといわれるらしい。既成市街地ではとうていできることではないから、計画中止になるだろう。むやみに市街地の建築物の構成が改変されることの抑止にはなるけれども、積極的な都市再開発計画にはならない。

少し大きいブロックの土地に高層アパートを建てようとする、都市計画法および建築基準法上は適法であっても日照問題が起こる。それに困った自治体が日照指導要綱などを設けて近隣の同意を要することになると、容易にその同意が得られない。都市計画上、高層マンションが建つことが望ましい場所であっても、そのような行政指導は行われなから、結局は計画は中止され、せつかくまとまった広さのある敷地に小住宅をぎっしり建てて切り売りされてしまう。それだと都市計画上は好ましいことでなくても近隣の苦情がない。建築基準法に日照阻害に関する規定を付け加えても、日照権訴訟は建築基準法の外で争われるので、基準法に適合している限りは近隣の人は受忍すべきであるという判例が積み重ならなから、この問題は片付かないだろう。

要するに、土地所有権の概念そのものを変えない限り、他の法律で何を規定しても、申請等の繁雑の度を加えるばかりで実効は薄い。最近の毎日新聞は土地問題に関するキャンペーンを行っているが、本年1月21日の「阪谷建設相に聞く」の特集の中では、「自民党の中にも、土地所有権を考え直そうという動きがあり…宮沢喜一氏（外相）は『土地は公共財だ』と主張されているし、福田赴夫氏（副総理）も『土地は国有財産でも私有財産でもない。国民財産だ』と言っている」と述べ、2月11日の「金丸国土庁長官に聞く」の場合は、同氏をして「端的にいえば『土地は国民が共用する領土だ』という考えを私は持っている。……国民が土地について、いままでのような考え方を持ち続けるなら、国土の均衡ある利用を実現できないのではないだろうか」といわしめている。それは近代的土地所有権を社会的土地所有権に切り換えねばならないということである。

そうなれば、地価も安く安定するだろうし、都市計画もうまく行き、もっと秩序のある街造りが可能になるだろう。都市計画というものは、道路や橋をつけ用途地域などを決めて地図を色塗りしたら終わりというのではない。元来はもっと細かい、例えば一街区ごとの計画がなければならないはずである。土地の細分化は防ぎようがなく、どんなに隣りと不調和な不恰好な建物が建とうが規制しようがない。ここに小学校なり市民病院を建てるのが望ましいと分かっても、用地が入手できない。それでは都市計画にならない。公共施設は優先的に敷地が得られ、一街区ごとに建築物の種類や規模、デザインも計画する。それが本当の都市計画である。

それには天下りの計画でなく、地域住民が参加して納得のいく計画にしなければならない。先住者であっても個人的なエゴは認めない。ひとりでも反対があればやれないのでは、都市計画は成り立たない。都市を造り、その中に住もうというのなら、市民にまずこの理解が必要である。さもない限り、日本の都市は乱雑な建築物の単なる密集地の状態から脱却できない。

註。土地所有権に関する最近出版の本のうち手頃なものとして、篠塚昭次「土地所有権と現代」NHKブックス、600円および日本土地法学会編「土地所有権の制限・日照権」有斐閣、1,000円を推奨する。拙文も同書に負うところが多く、謝意を表する。（しらいし・ひろぞう 京都工芸繊維大学教授・工博）

建築物と環境権——日照、風害、その他——

川村 俊雄

第1 建築物をめぐる紛争の実態

(1) 前提

建築物をめぐる紛争にはさまざまな形態のものがあり、また裁判所に持ち込まれる事件の数も相当数にのぼる。

なかでもとくに問題となり、注目を集めているのが日照、通風、眺望、景観等の妨害（以下単に「日照妨害等」という）を理由とする紛争である。被害者の請求内容からいうと、これは、損害賠償請求または建築の差止請求（仮処分事件がほとんど）事件である。

これらの問題は、従来、ともすれば被害者の泣き寝いりに終わりがちであったものが、東京高判昭42. 10. 26（判時497号26P）が、日照妨害による慰謝料の支払を命じて以来、続々と、訴えも増加し、認容されるケースも増えてきた。この理由は主としてつぎのように考えることができる。

①まず、社会的背景として、住宅不足——マイホーム建設の波にのって、業者による大量かつ大規模なマンション建築が急激に増大したこと。

②しかも、そのマンションが、従来閑静で、日当たりのよい一戸建ちの低層住宅街に突如侵入してきたこと。

③国民の権利意識の高揚—住民運動の発展の中で、泣き寝いりのケースが少なくなってきたこと。

④さらに、四大公害事件等の典型的、大規模公害を通じて、不法行為法——公害法の法理が徐々に深化し、権利濫用論の克服——受忍限度論の再検討が進み、日照権なる言葉が一般国民の間に定着するまでに至ったこと。

(2) 日照等の問題の特異性

日照妨害等の事件は公害事件とよばれているが、少なくとも法制的には、これらは「公害」の中に含まれてはいない。すなわち、公害対策基本法にいう公害は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つに限定され（同法2条1項）、日照妨害等はこれに含まれていない。その原因は、一応、つぎのように言われていた。すなわち、

①日照妨害等による被害は通常「相当範囲にわたる」「著しい」被害とはいえず、せいぜい快適な生活の侵害という程度にとどまること。

②その侵害の態様も、典型的公害は、加害行為により有害物を被害者の生活領域に積極的に侵入させる場合であるのに対し、日照妨害等は、土地所有者が建物を建築する（通常は建築関係法規上は適法なものが多い）ことによって、それまで享受していた日照等の利益が消極的に侵害される場合が多いこと。

従来は、これらの特異性が言われていたため、日照妨害等の事件を、典型的な大規模公害の場合の定型化された5つの特殊性、すなわ

ち①～⑤で律していくことを困難ならしめていた。その結果、これらの事件においては、とくに受忍限度論的な発想が強く、なかでも当該部分の地域性（住居地域、商業地域、工業地域等）のファクターのウェートが高くなる傾向があった。

しかし、日照妨害等が前記のような特異性をもつという考え方は正しくない。なぜなら、前記①は、大規模マンションについてはすでに該当しなくなっており、また②についても、その態様の差は、大きな問題ではない（最判もその差異に特別な意味を認めていない）ばかりか、日照妨害等は少なくとも数十年継続するという、逆の特異性を有しているのである。

結局、日照妨害等の事件については一律に前記のような特異性を設けることは不当であり、個別、具体的な解決が要請され、基準等による定型的な処理が困難なことが多いと思われる（ただし、最近徐々に条例等による基準化の動きもあり、これは注目していく必要はあろう）。

第2 日照等保護の法規制および対策

これを概観すれば、つぎの通りである。

(1)民法第234条——とくに慣習のない限り、建物を築造するには、敷地境界線から50cm以上の距離をおくべきことを規定する。ただし、建築基準法65条によれば、防火地域または準防火地域では外壁を耐火構造にすれば隣地境界線に接して建てることも許されており、これが民法の特則かどうかという点では争いがある。

(2)建築基準法による種々の規則、および都市計画法との関係等——建築の法律相談 607 頁以下参照。

（なお、建築基準法の改正案によれば、日照等の保護のための規制がさらに盛り込まれている）

(3)地方公共団体の制定する条例——日あたり条例、環境保全条例等が制定され、さまざまな規制がなされている。

(4)建築基準法上の建築協定の締結（同法69条以下）。

(5)私法的な建築制限の特約。

第3 日照妨害等の判例の推移、現状

(1) 日照妨害

まず損害賠償請求については、初期においては、害意があったり、建築基準法に違反した建築であったりした場合について当然認容されていた。しかし近時は、損害賠償を請求するケースは減少（直接差止請求を求めるものが増大）し、かつ損害賠償を請求する場合も、適法建築物のケースが増大している。この場合は、被害の程度、地域性等により結果はまちまちであるが、おおむね言えることは、

①住宅地以外では、かなり厳格であること。

②損害については、財産的損害を認容するものは少なく、慰謝料のみを命ずるケースが多いこと。

③しかし注目すべきことは、現実にはどんな損害が発生したかをあまり問題とせず、日照が妨害されたことによる快適な生活利益の侵害自体を損害と捉える傾向にあること。

等であろう。

つぎに工事差止請求については、かつては、なかなか認容されなかったが、神戸地裁伊丹支部昭45.2.5判決が、「社会通念上忍容の限度を超えて他の住宅環境を侵害した場合には、その権利行使は違法となり、その程度が金銭賠償によって救済しがたい場合には、その行為の差止を求めることができる」と判示して以来、続々と差止仮処分が認容されてきている。判例の現状はつぎのようにいえるであろう。

①建築物完成後の撤去の請求は、まず認められないこと（塀などは認容されるが）。

②完成前の仮処分についても全面的な建築禁止は困難であり、一定部分以上の建築禁止がほとんどであること（ただし、これは原告の請求の仕方とも無関係でないと思われる）。

③右が認容されるのも最初は住居地域のみだったが、近時は商業地域、準工業地域においても認容されつつあること。

④差止の理論構成としては、日照等の妨害がないこと——快適な生活環境自体を保護すべきとされているが、明確に日照権、人格権、環境権の侵害による差止と構成するものはなく、ほとんどが受忍限度論の立場に立ち、物権的請求権説、もしくは不法行為的差止請求権説（後述）の立場にたっていると思われること。

⑤受忍限度判定の要素としては、「日照妨害の被害の程度」「当該場所の地域性」「建物の大きさ、使用目的」「被害者の日照享受の実績」「加害回避の可能性の有無、程度」「被害回避の可能性の有無程度」等がほぼ共通して掲げられていること。

(2) 通風妨害

これについては独立に通風妨害のみを主張して損害賠償、差止を請求するものではなく、すべて日照妨害とともに主張されており、日照妨害で述べたところが大体そのままあてはまる。

(3) 眺望阻害

眺望阻害に関する判例は多くないが、前橋地判昭36.9.14（東京高判昭38.9.11 判タ154.60）は、眺望阻害による建築禁止仮処分を認容している（さらに京都地決昭48.9.19 判時720.81も同様）。

もっとも前者は、相手方に営業妨害の意図があった点で特殊であり、また眺望、景観を売りものにしている旅館からの申請であるという点において、一般的に眺望が、保護されるべき生活利益とされているかどうかは未だ不確定であると言わざるを得ない。

(4) 景観破壊

一定の地点からする眺望阻害に対して、一定地域全体の景観自体を問題とし、これを保護しなければならないとした判決に有名な日光太郎杉判決（宇都宮地判昭44.4.9 判時556.23）がある（行政事件）。右判決は、「これらの景観点、風致的、宗教的、歴史のおよび学術的価値を同時に併有するようなものは、ひとり原告だけの利益としてでなく、広く国民全体に共通した利益、財産として理解されるべき……」と高らかに景観の保護をうたっている。

第4 環境権論の提唱

(1) その背景

一方では、建築物をめぐる日照妨害等の事件がしだいに社会的な注目を集めはじめ、他方では富山地判昭44.6.30、イ病判決をはじめとするいわゆる四大公害訴訟が社会問題に発展していた昭和45年9月、新潟市における日弁連主催第13回人権擁護大会において、は

じめて環境権という新しい権利の確立が提唱された。環境権が提唱されるに至った根本的理由は、つぎにのべるような生存の危機の再認識であった。

(2) 生存の危機の再認識

人間が生存していくうえで、水、太陽等の自然の恩恵は不可欠であるが、他面において人間は、これらの自然をつくり変えることによって資材を生産しなければならなかった。そして、この自然破壊は、それが自然の循環系に還元される限りは生態系の破壊とはならず、逆に人類の進歩のバロメーターとされていた。しかし現代社会においては状況は一変し、自然の回復能力を上回る大量の廃棄物が排出・累積され、このままでは地表全体の汚染が進み、生物の生存そのもののさえもが脅かされる事態となってきた。

環境権論が提唱されたのは、このような現実を直視し、公害問題を単なる生活妨害の問題として捉える立場を克服し、公害問題を「環境破壊」として捉えなければならないというエコロジ的な危機の認識によるのである。

(3) 環境権が提唱されるまでの公害状況

昭和44年6月30日富山地裁イ病判決は、原告の損害賠償請求を認容し、いわゆる四大公害裁判はすべて原告の勝訴に終わった。これらの悲惨な一ギルティな一大規模公害事件における原告の勝訴は被害者を救済するうえでの大きな前進ではあったが、失った健康、さらには良好な環境を取り戻すことはもちろんできなかった。そこから生まれたのが、損害賠償請求の限界に対する反省と差止理論への期待であった。

一方、政府は遅ればせながら昭和42年8月に公害対策基本法を制定し、公害対策にのり出したが、これは、①経済の発展との調和条項を設け、②対象とする公害を6つ（後に7つ）に限定するなど幾多の欠陥を有していた。その後昭和45年にその調和条項は法文上削除された。急増する深刻な公害問題を解決するには、立法、行政の姿勢はあまりにも不十分であった。

(4) 環境権が提唱されるまでの公害の法理論

今日の公害発生の原因が、環境を無視した工業化、高度経済成長にあったことは明らかであるが、これを法理論的に支えたのは権利濫用論、つまり、企業の社会活動は原則的に自由、適法であり、ただそれが特殊な事情のため権利濫用と目される場合のみ例外的に違法となる、という理論であった。この理論にあたっては、公害の被害者は、加害者の権利濫用行為の反面としていわば反射的に保護されるにすぎなかった。この理論の反省の上に登場したのが受忍限度論（利益考量論）、つまり、権利濫用と目すべき行為でなくとも、公害（被害）の程度が社会生活を営むうえで受忍すべき程度をこえると認められる場合は、その行為は違法であり、損害賠償、あるいは差止（被害の程度がとくに著しい場合等）をも請求できるとする考え方である。この理論は、相隣紛争的な日照、騒音紛争から、生命身体に対する侵害を伴う大規模公害まで機能し、かつ損害賠償、差止の両者の効果をもつ一般的な法理として、環境権論が提唱されるまでは、その体系を誇っていた。しかしこの理論は、つぎの2点において根本的な欠陥を有していた。

①すべてのファクターを平面的に比較考量するため、被害も単に一つのファクターにすぎなくなり、したがって建物の社会的有用性等のファクターと比較されると、いつのまにかその影がうすくなり、受忍限度内にあると安易に判断される傾向をもっていたこと。

②差止を認めることは企業に与える打撃が大きいと見え、差止と損害賠償とで問題となる被害の程度に差を設け、差止の場合は、損害賠償の場合に比べ、違法性が一段と大きい場合でなければならぬとする、いわゆる違法性段階説の考え方をとっていたこと。

(5) 環境権論の基本的考え方

環境権論は、前述のような受忍限度論を克服する形、つまり被害者の側に明確な権利を設定することによって無原則的な比較考量を許さないという形で展開されてきた。そして環境権論の出発点となるのは、「環境共有の法理」、すなわち大気、水等の自然財は無限のものではなく、それ自体が価値であり、一定の地域住民は、その良好な環境を共有している、というものであった。環境を共有しているがゆえに、これを独占的に利用、支配して汚染させることは他の共有者の権利の侵害であり違法である。したがって、侵害の結果、他の共有者は健康上あるいは生活上の被害を受けたか否かを問わず、直ちにその侵害者に対して侵害の排除を請求し、あるいは事前に侵害の予防を請求することができる。このような法理を基礎とする環境権論は、具体的な被害（損害）が発生した後の損害賠償ということに満足せず、健康侵害、生活環境破壊の前の段階での差止をその主たる狙いとしていることが明らかであろう。なお従来の判例が、日照妨害等の事件において、具体的な被害の発生を問題とせず、日照妨害等によって生活環境が侵害されたという事実のみで、損害賠償や差止を認めていたことは、無意識的にせよ、良好な環境の保護という環境権説的な考え方を認めていたものといえるであろう。（なお山口和男判事の「共同資源説」という考え方も、物権的請求権を根拠づけるものであるにせよ、共同資源の公平な分担という観点から、日照等が自己不動産の資源と認められる場合は、それが侵害された場合、直ちに損害賠償や差止の請求ができるという意味で示唆に富む考え方であろう。）

第5 建築物をめぐる紛争における環境権論

(1) 日照妨害等を理由とする差止の法的構成

これを楠本安雄氏の分類に従えば、つぎのようになる（判タ314号144頁参照）。

A. 権利構成プラス受忍限度論

- (イ) 物権的請求権説（山口和男ほか）——土地建物の所有権等の侵害と構成するもの
- (ロ) 人格権説（好美清光ほか）——日照妨害等が個人の快適な生活利益の侵害＝人格権の侵害であるとして、これにもとづく差止請求を認めるもの。

B. 真正受忍限度

- (イ) 不法行為説（野村好弘ほか）——具体的な権利構成をするまでもなく、差止によって保護されるべき十分な利益が存在し、それが侵害された場合は、差止を請求できるとする。

C. 真正権利構成

- (イ) 環境権説（環境権研究会）
- (ロ) 日照権説（楠本安雄）——単に保護されるべき利益として日照を位置づけるのではなく、社会通念と科学的見地から確保されるべき日照基準（ex住居地域で冬至4時間）を設定し、その限度で端的に「日照権」なる私権を認め、これにより差止めを認めるもの。

(2) その検討

各説についての詳しい検討は、さまざまなされているので省略するが、従来の判例の態度は第1においても述べたとおり、AないしB説を採用しているものと言われている。しかし注意しなければならないのは、判例の傾向は、初期のあらゆる受忍限度判定要素を無原則に比較考量するという態度から、しだいに、各ファクターに価値の序列をつける、とくに生活環境の悪化という被害の重さを重視しているとみられる判例が増加していることである。

例えば、東京地決昭48.9.22は、被害住民に冬至の午前8時から10時までの日照を確保するという基準を設定したうえ、これに必

要な範囲で大幅な建築差止を命じているのである。あらゆるファクターのうち加害者側の事情を一方の天びんにのせ、被害者側の事情を他方の天びんにのせ、どちらに傾くかによって決するという、初期の利益考量論の立場においては、適法建築である場合、公共的建物である場合等は容易に加害者側に傾きやすかったことは当然であったが、環境権の提唱—その後の論争によって、受忍限度論自身も大きな変容が見られ、（とくに淡路助教授、大阪国際空港公害判決の問題点、ジュリ559号40頁以下）、例えば原田助教授は「諸利益を比較考量するに際しこれまでともすると忘れ勝ちであった環境上の利益を最大限に尊重」しなければならない、「環境上の利益には、財産上の利益にくらべ、少くともこれまで以上に大きな比重が与えられなければならない」（原田 大阪空港公害訴訟判決を読んで、判時731号118頁）と言われている。

この結果、近時、環境権論からも、共同作業の可能性が説かれ、そのための最低限度の前提条件として、被害のみを基準とする第1次基準をまず設け、他の要素は第2次、第3次基準にかかわる問題として段階的な基準作成に努力することが提示されるに至っている（木村保男編 現代実務法の課題210頁）。これは、前述のような判例の推移、受忍限度論の推移を前提とするものであり、しだいに、「裸の利益考量」→被害の存在を第1次基準として設定→日照・通風等が環境権の中に含まれることの承認→環境権の侵害イコール違法という方向に進んでいくことを意図しているのである。

環境権がその特色を最も発揮するのは大規模公害における地域全体の破壊を未然に防止するという場面であることは、その性質上当然のことであるが、日照等の問題においても、その権利性承認による効果は十分発揮できるのである。とくに、近時の建築物をめぐる問題は、日照のみ、景観のみに限定されるケースは少なく、それらを含めたトータルな場面が多く、これを、そのまま把握するには、日照権等の個別的な権利構成では、不十分であり、環境権を承認する必要性は大きくなるのである（近時の判例においては、威圧感、プライバシー等をも問題とし、「天空権」などという表現が見られるが、これはその方向性を示すものであろう）。

権利性を承認することによって、これを差止請求の根拠とするのはC説、あるいはA説においても同様であるが、C説においては、眺望、景観等についての広がりをもった保護を考えることが困難である等、前述の欠陥をもち、またA説においては、事実を無理に人格権、物権的請求権の形にはめこまなければならないという欠陥を有することになる。なお、つい最近C説の立場から、前述の環境権論からの共同作業のよびかけについて、環境論よりする「取引」であるとの手きびしい批判がなされている（前記楠本論文）。しかし、前述の条件の提示は、氏がいうように「日照紛争領域は受忍限度論でもよい」という趣旨ではなく、あくまで環境権論からみた最低限度の「利益考量の原則」を提示したもののなのである。

第6 まとめ

建築物をめぐる日照等の問題は、裏がえせば、近代社会以来承認されてきた、「土地所有権の絶対性」（土地所有権は天上、地底まで及び、その及ぶ範囲では不可侵の自由をもつとの考え方）をどこまで制約できるかの問題である。土地所有権優位の思想は、都市環境を破壊し、相隣的な日照等の問題をますます激化していくだけである。住民の環境権を承認し、その私権を根拠として、快適な住環境を、そして良好な地域環境を保全していく方向が、今こそとられなければならない時期であろう。

（かわむらとしお 弁護士）

〈注〉判タ＝判例タイムズ
判時＝判例時報
ジュリ＝ジュリスト

市街地環境に関連する法令の概要

藤川 和孝

都市の過密化の進展にともなって「市街地環境」に関する市民の関心は急速に高まりつつあり、行政面ではこれまでにない多面的な対応が必要とされてきている。国のレベルでもここ数年の間に「市街地環境」に関係する各種の法令が制定されており、それぞれの行政の立場から環境問題へのアプローチがなされている。本稿では建築基準法集団規定を中心に、市街地環境の整備または保全を目的とする代表的な法律を選び、その趣旨、内容等を簡単に紹介することとしたい。

1. 国土利用計画法

国土利用計画法は国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的として、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置等を定めた法律である。国土計画レベルの法律であるので直接市街地環境に関する規定はないが、都道府県単位に定める土地利用基本計画において、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の区分を定めることになっており、これにより都市的土地利用の範囲が明確になる。それぞれの地域内の土地利用規制は都市、農業等に関する個別の法律に委ねられている。この法律のもう一つの柱である土地の権利の移転に関する許可または届出は、土地の投機的取引を防止し、適正価格による土地の供給を目的としたものであり、健全で合理的な土地利用の形成に間接的に寄与するものと考えられる。

2. 都市計画法

都市計画法は、都市の土地利用、都市施設の配置および市街地開発事業に関する計画決定、開発行為等の規制、都市計画事業の施行等に関する事項を定めている。

土地利用に関しては、類似の用途をできるだけまとめて純化することと、各用途をできるだけ機能上効率良く、かつ、相互に悪影響をおよぼさないように配置することを基本として考えており、具体的な実現手法として市街化区域と市街化調整区域の線引き、用途地域、特別用途地区、特定街区、風致地区等の地域地区が用意されている。地域地区内の建築物の制限は、一般的には建築基準法に委ねられているが、臨港地区、駐車場整備地区、流通業務地区等特別の整備目的を持つ地域地区についてはそれぞれの法律で制限内容を定めている。

都市計画法の都市施設には道路、公園、下水道、河川等の「公共施設」のほか、水道、電気供給施設、学校、図書館、病院、福祉施

設等都市住民が生活する上で必要な施設が含まれている。都市計画法にはこれら「都市施設」の位置の決定に関する事項、都市計画決定された「都市計画施設」の事業認可に関する事項並びに計画決定および事業認可施設内の建築制限に関する事項が定められている。都市施設の計画決定は必ずしも公的機関が設置するものに限られず、民間で設置する病院、市場、教育施設、処理施設等の施設も対象となるが、現実には民間の施設の計画決定は例が少ない。

市街地開発事業は、都市計画区域内で積極的に整備開発すべき市街地の範囲とその整備の方策に関する規定である。その種類には、土地地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業並びに首都圏および近畿圏の工業団地造成事業がある。これらの事業は特定の区域について、道路、公園、下水等の都市施設並びに建築物の整備改善を図ることを目的としており、都市計画法の中では最も積極的な環境整備に関する規定であるといえる。各事業の進め方はそれぞれの事業法に委ねられている。

都市計画法のもう一つの大きな柱は開発行為の規制である。この規定の趣旨は、建築物または工作物の建設を目的とする土地の区画形質の変更を知事の許可に係らしめることにより、用途、都市施設等の都市計画に適合させ、健全な市街化を図ることにある。許可に関しては詳細な技術基準が定められており、道路、公園、排水施設等について一定の水準が担保されるようになっている。

開発許可は都市計画法の中で完結している制度であるが、地域地区の一つである風致地区も同様に都市計画法で制限基準までの手当をしている制度である。風致地区については、「風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令」(昭、44)が定められている。この政令で風致地区内の建築規制の大枠が決められており、具体的制限内容は地方公共団体の条例に委任されている。風致地区の指定により、建築物の高さ、建ぺい率、外壁の後退距離、建築物の形態、意匠等を制限することが可能である。

3. 建築基準法

建築基準法では第3章のいわゆる集団規定が環境に関する規定の中心をなしており、その内容は、敷地と道路の関係に関する規定、建築物の用途制限に関する規定、建築物の形態制限に関する規定、建築協定に関する規定の4つに大別することができる。

接道に関する規定は建築物の避難および通行の安全性を確保することを目的としており、建築物の敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接することという原則を定めるとともに、物殊建築物、中高層

建築物、大規模建築物等については地方公共団体の条例により制限を強化する途を開いている。

用途規制は都市計画決定された地域地区に基づいて行われるものであり、住宅地の環境保全、商業の利便の増進等それぞれの地域の指定の目的を達成するため、建築基準法の「別表第2」により、建築物の用途の限定あるいは排除を行っているものである。用途地域による建築物の用途規制を補完するものとしては特別用途地区の制度がある。特別用途地区は区域を限り用途地域と重複して指定されるもので、当該地区の土地利用の特殊性から用途地域による制限だけでは環境の保全あるいは商業等の業務施設の利便の増進を図ることが困難な場合に活用される。ペースの用途地域の制限を強化または緩和することにより、一層きめの細かい用途規制を行うことが可能である。具体的な制限内容は地方公共団体の条例に委任されており、織物、金物等の地場産業を保護育成するための特別工業地区、学校、図書館等の教育環境を保護するための文教地区が多く指定されている。

形態制限は都市的スケールの環境保全と隣接地等局地的な環境保全の二つの立場から定められている。各形態制限は両方の目的を持っているが、容積率制限と建ぺい率制限は前者のウエイトが高く、第1種住居専用地域における外壁の後退距離、隣地斜線制限、北側斜線制限は後者のウエイトが高い。ただし、容積率制限の中の前面道路の幅員による制限は、小道路に面した敷地に高容積の建築物が建つことによる交通上の問題を配慮した規定であるので、都市的スケールというよりはむしろ局地的環境を配慮した規定の方に近い。また、第1種住居専用地域の絶対高さ（10M）制限、壁面線による建築制限および道路斜線制限は両方の目的が相半ばしているといえる。

建築基準法の形態制限はすべて用途地域とリンクした制限となっている。これは用途地域が単に建築物の用途面に着目した地域地区ではなく、用途に関連して形態面での市街地のあり方をも包含した地域であることを意味している。

建築協定は住宅地の環境保全、商店街の利便の増進等建築物の利用の増進と土地の環境改善を行う必要がある場合に、土地所有者等が全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準を協定することができる制度である。建築協定はこのようによろそ建築物の環境に関する事項は何でも協定できることになっているので、市街地の環境保全を図る上では非常に有効な手段となりうるものである。

建築協定を締結するためには、市町村が建築協定することができる旨の条例を定めていることが必要であり、さらに、個別の建築協定は特定行政庁の認可を受けてはじめて効力をもつことになる。協定そのものはあくまでも私人間の契約であるので、基準法の一般の規定とは異なり、建築主事の確認、違反是正等の措置に結びついていないが、上記のような手続きを経ることにより、特定行政庁の指導を受けるとともに、公的に認知された協定となることから協定の遵守について心理的効果が期待できる。

4. 生産緑地法

市街化区域内に土地所有者等の同意を得て生産緑地地区を指定し、建築物の建築等の開発行為を抑制することにより良好な都市環境の形成と都市近郊農地の計画的保全を図ることを目的とする法律である。生産緑地地区には、区画整理等の開発行為の行われた区域内において0.2ha以上の規模の区域について指定される第2種生産緑地地区と、それ以外の市街化区域内において1ha以上の区域について指定される第1種生産緑地地区の2種類があり、地区指定が行われると建築物その他の工作物の設置、宅地の造成等が実質的に禁止さ

れることになる。その反対給付として、地区指定後5年または10年経過したときに土地所有者からの申し出があった場合には、市町村は生産緑地を時価で買い取らなければならないこととなっている。

生産緑地地区の指定は、市街化区域内の農家に引き続き営農の機会を与えるとともに、市街化区域内において市街化の範囲を一層限定することにより、都市施設の効率的な整備を可能にするというメリットを持っている。

5. 都市緑地保全法

生産緑地法が主として農地の保存を目的とするものであるのに対し、本法は樹林地を中心とする都市の自然的環境の保存を目的とするものである。本法の中心は緑地保全地区の指定で、都道府県知事は良好な自然的環境を有する民有地を地域地区としての所定の手続きを経て緑地保全地区に指定することができる。指定が行われると建築物その他の工作物の設置、宅地の造成、木竹の伐採等が実質的に禁止される。行為の禁止に対する損失補償としては、都道府県は申し出があった場合に土地の買い取り義務を負うことになっている。

都市緑地保全法のもう一つの特徴は緑化協定で、土地所有者等は建築協定と同様に全員の合意により市町村長の認可を得て、樹木の保存、植栽等の緑化に関する協定を締結することができる。緑化協定ではさらに一人の土地所有者等が協定を締結することができるいわゆる一人協定の途を開いており、これにより例えばデベロッパーが緑化協定付きの宅地分譲を行うような場合の手続きを簡素化している。

6. 屋外広告物法

屋外広告物法は、美観風致の維持と公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所、方法等について必要な規制基準を定めることを目的としている。制限の内容は都道府県の条例に委任されているが、法律では広告物の設置を禁止できる場所として①第1種・第2種住居専用地域、美観地区または風致地区、②文化財保護法により指定された建造物の周囲、③道路・鉄道等の沿道、④公園・緑地、等を、広告物の表示等を禁止できる物件として、橋りょう、街路樹、記念碑等を掲げている。また公衆に対する危害の防止のため必要な場合には広告物の設置を禁止することができる。その他広告物の設置に関して、美観および風致の維持の観点から広告物の形状、面積、色彩、意匠等を条例により制限できることとしている。

違反是正に関しては、知事は命令権を持つとともに、一定の場合について自ら違反是正を行う権限を有している。

7. 大気汚染防止法

大気汚染防止法は工場および事業所における事業活動に伴って発生するばい煙の排出規制、自動車の排出ガスの許容限度の設定等により国民の健康の保護と生活環境の保全を図るとともに、被害が生じた場合における事業者の責任を明らかにすることにより被害者の保護を図ることを目的としている。以下の公害関係法とともに、公害対策基本法を上位法とする法律である。

本法は、いわゆる酸化物、ばいじんおよび有害物質（窒素酸化物等）のいわゆるばい煙に関する規制、粉じんに関する規制、自動車排出ガスの許容限度、大気汚染状況の監視、損害賠償等の規定からなっており、ばい煙等の大気汚染物質に関しては、排出基準、届出等の手続きが細かく定められている。排出基準は排出口における許容限度を定めるとともに、施設の集合による大気汚染を防止するため、いわゆる総量規制の基準を定めている。また、公害関係法の特徴として、大気汚染に関して発生原因者の無過失責任を明らかにしている。

8. 水質汚濁防止法

工場および事業所から河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共用水域への汚水の排出規制、水質汚濁状況の監視、被害が生じた場合の損害賠償等に関する事項等を定めた法律である。

9. 悪臭防止法

工場その他の事業所における事業活動に伴って発生するアンモニアその他の悪臭物質の排出規制に関する法律で、住居が集合している地域で都道府県知事が悪臭を防止する必要があると認めて指定した地域について主として適用される。

10. 騒音規制法

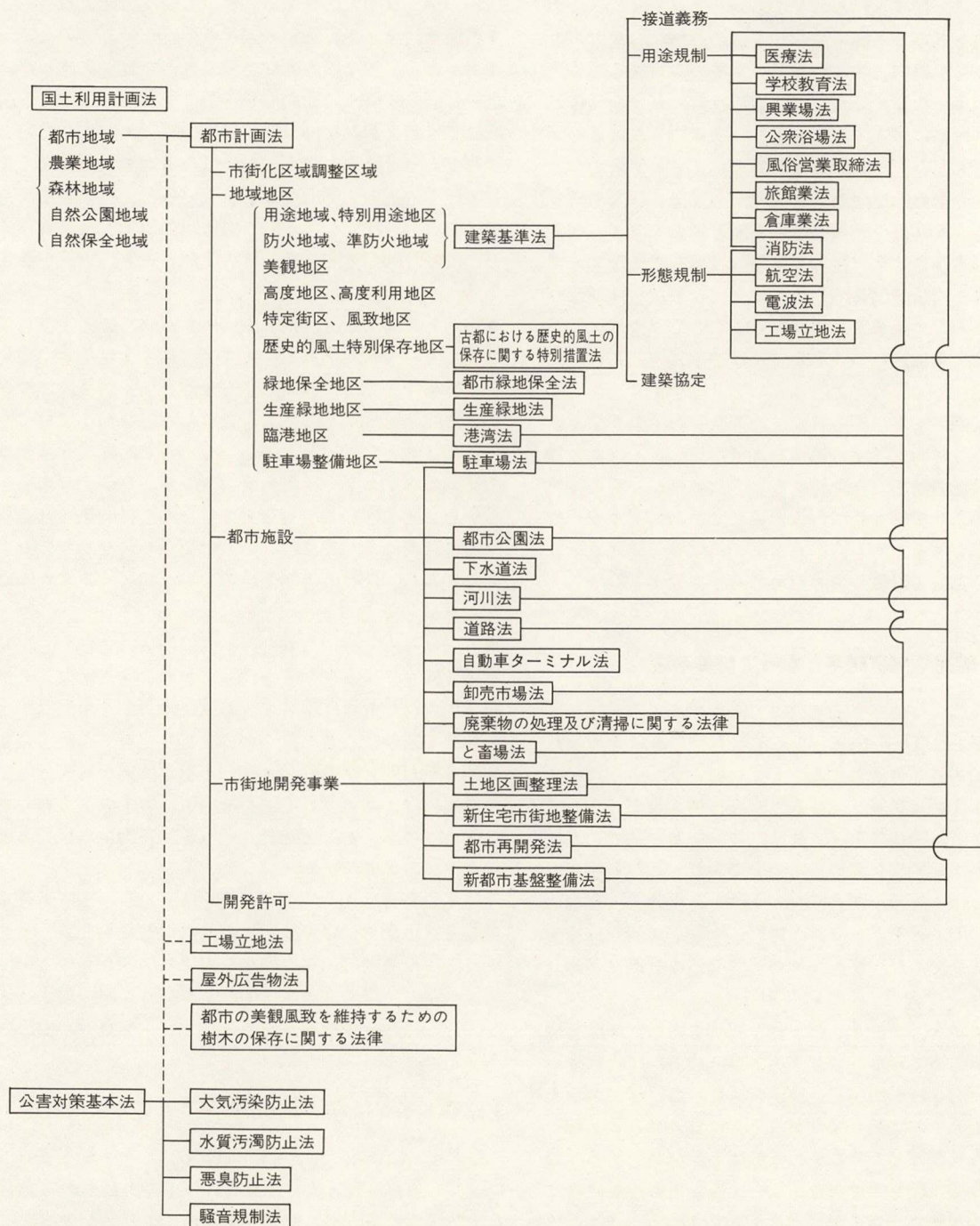
工場および事業所の事業活動に伴う騒音、建設工事に伴う騒音並びに自動車騒音を規制することにより生活環境を保全することを目的としている。具体の騒音規制は、住居が集合している地域、病院

または学校の周辺地域その他都道府県知事が住民の生活環境を保全するために騒音を防止する必要があると認めて指定した地域を中心に行われる。工場騒音に関しては規制基準が告示されており、住宅地等の種類に応じて昼間、朝夕、夜間の別に定められた範囲内で知事が具体の規制値を決めることになっている。

また、この基準とは別に、公害対策基本法に基づき騒音の環境基準が望ましい水準として定められている。前者が特定の発生源に対する規制基準であるのに対して、後者は、騒音を受ける側の受忍限界基準の性格を持つものであるといえる。

以上10の法律のごく概要を説明したが、環境問題に関連する法律はまだ数多くあるので以下にそれらの中の主要なものについて、法律の名称と他の関連法令との結びつきを図化し、補足しておきたい。

(ふじかわ かずたか 建設省住宅局市街地建築課)



市街地環境保全に関する主要法令

環境改善と改造計画の手法・序

B-Plan大阪地区研究グループ

1. はじめに

今日の大都市にとって重要な課題は、安全でかつ住みやすい都市づくりではないだろうか。このことについて市民の意識調査等をみると、「住みよい」とは「健康によいこと」、「自然環境に恵まれていること」、「公害が少ないこと」など人間が生活するための根源にかかわることが第一次的に指摘されることが多い。また地区レベルの調査での居住者意識を見ると「緑・公園」「子供の遊び場」などの生活関連施設の要望や「工場公害」「自動車公害」等のいわゆる環境阻害にかかわる問題が主となる。このように環境改善に対する具体的な要望はその地区の性格によっても異なるし、時代の流れによる価値観の変化によっても左右され、緊急度が異なってくる。したがって、環境改善の手法も全面的な建替え再開発から修復、保全、あるいはコントロールによる誘導や積極的な利用促進策までさまざまな手法を、ちょうど医者がカルテに従って治療や投薬を考えるように、その地区の特性に応じた環境改善のための総合的な手法を開発しなければならない。このため従来より地区のカルテづくりや地区計画の必要性がさげばれ、準備されつつあることはご承知のとおりである。

このような時期に西ドイツの都市計画、再開発等の計画手法を研究する機会があり、この西ドイツの都市計画制度は、ドイツ人独特の合理性からくる簡便で精密な合理性を有し、きめ細かい都市環境の制御を行っていることで知られている。そこでこの西ドイツの改善手法を簡単にご紹介するとともに、わが国の再開発の問題点と比較しつつ、これらを通じて環境改善のための若干の提案を行うこととした。

2. 日本の都市再開発で何が問題となっているか？

われわれが日本の都市再開発手法の改善方向を提案する前提として、つぎのような問題意識から出発した。それらは非常に大まかだが、基本的なものであると考えられる。

- 都市全体の新たな成長、発展という観点から再開発が把握されていない。現在の個々の再開発事業は、非常に点的、拠点的であり、また大部分が全面的クリアランス型の再開発である。しかも個々の地区ごとの完結性という色彩が強く、都市全体から見れば、都市の再生、更生という目的に資するとは言い難い。今後は面的な修復あるいは保全型の手法を加えた、都市全体の再開発基本計画（戦略計画）が不可欠である。

- 日本では財産権が非常に尊重されるという国情もあり、民間の開発、更新活動は、個別的にあるスタンダード以上であれば許容される。このことは町、街という括がり、地区全体からは、プラス面も考えられるが、マイナス面に働く場合が考えられるのである。個々の財産権の保護は当然なことであるが、そのことが公共的あるいは社会的にマイナスの場合は矛盾である。このような矛盾を避けるための、もっと社会的な観点からの個別民間建設活動のコントロールが必要である。とくに修復、保全型再開発の場合に。

- 全面的なクリアランス型再開発の場合でも、その事業だけを見れば、上述のような公共の福祉、社会的意義という面から問題のある再開発も見られる。このことは、公的財源と費用負担の関係、課税システムや税配分と再開発事業費用負担区分の関係等に疑問点が生ずることとなる。何をもちて公共というか、誰がそのメリットを受けるのか、費用を負担するのか？という問題である。

- 再開発計画立案、決定の過程でも、その方法あるいは手続上の問題点がある。個々の再開発計画で考えても、先述したような計画理念や目的の段階での問題もさることながら、法定の再開発事業手続だけでは済まされない、市民参加や町、街づくりという観点からの問題である。現在、日本においても各地での再開発でこの問題に関して種々の工夫や努力がなされているところであるが、今後運営面だけでなく、法定面においても住民参加による計画作成や、地区レベルでの計画のオーソライズの手続方法等の樹立が課題となるであろう。

- 再開発計画は施設計画（physical plan）に限定されてしまう場合が多いという問題がある。再開発の結果を見ると、従前と再開発後では物的にも社会・経済的にも全然異なった構造になることが多く、また再開発区域以外の囲りも含めた地区レベルで見ても、そこだけ異質な領域となることが多い。もちろんこのことは都市の変化、都市空間のパラエティ、町の面白さ等から良い面があるかも知れない。しかし、弱小権利者の再開発後を含めた再開発の社会的、経済的側面での計画は余りなされない。再開発の包括的なアセスメントが不十分であり、個々の再開発が総合的な地区の改善計画になりえないきらいがある。

- 再開発計画実現のための諸制度、手法についても、商業地以外の地区で種々の複雑な問題をはらんでいる場合には、一本化あるいは総合化されたものがない。実際的には、多くの制度や手法を問題にあわせて組み合わせを行うということが考えられているが、それらの間で系列的、部門的な摩擦、矛盾が露呈し障害となることが多い。本質的には、諸制度、手法を運用面、適用面を考慮して、さまざまなタイプの町、街に有効でありうる総合的な地区改善再開発手法の確立を図る必要がある。

以上、非常に大まかな問題提起であるが、今後の日本の都市での再開発は、都市全体再生のための再開発基本計画、その実現プログラムを従来の点的・拠点的な全面クリアランス型の再開発でなく、地区の修復や保全型の改善手法をも含めて組み直すことが必要であり、さらに財政事情等から考えた、コントロール面の強化が必要であるといえる。

3. 西ドイツにおける都市計画とくにその法制度

西ドイツにおいては、「連邦建築法」という都市建設に関する法律により、各市町村（人口100万人以上の大都市から数百人の村にいたるすべての市町村）が計画を定めて空間的な発展を指導する権限を与えられている。

計画は、準備的建築基本計画（土地利用計画）と拘束的建築基本計画（建築計画 *Bebauungsplan*）と呼ばれるものからなり、前者は市町村全域に対して予測しうる需要を基礎とした計画上の土地利用種別を告示するもので、主要な土地利用、交通路、空地の区分をもって将来の市街地発展の大綱を指示することを内容としている。これは市町村全域に対するいわゆる土地利用計画であるが、後者のように市民に対しての拘束力はない。後者はあるまとまりのある地区ごとに策定され、官（公）民境界線、建築的利用の種別および建築利用率、建築形式、建築敷地の最小規模、建築の高さなど土地利用種別および密度、建築許容地、建築禁止など詳細にわたって指示し、市町村条例としての性格で何人に対しても法的強制力をもつものである。したがってこれは地区における詳細計画である。また、これらの計画を保障するために区画形質変更禁止や建築申請の保留などのきびしいとりきめがあり、ある地区の“*Bebauungsplan*”が確定しない間、その将来計画と合致しないと判断される場合には市町村はどのような建築行為に対しても最高4年間無補償で延期させることができる。それに強制買収や先買権が規定され、建築用地の区画整理や境界整理もこの法律の主要な内容である。

この「連邦建築法」に関連して、計画図の図式、記号を定める政令と法定設定計画のための土地利用区分と密度の限界を規定した政令とがめる。

図-1は、ハノーバ市の新開発地における“*Bebauungsplan*”の一例である。この例では住居専用地域（住宅のほか例外として店舗、無害手工業、小規模宿泊施設が可）、一般住居地域（住宅、店舗、飲食業、無害手工業、教会、公共、スポーツ各施設のほか例外として宿泊、無害工業、官公庁、スポーツ、造園、ガソリンスタンド、動物飼育、農業の副業、各施設が可）として指定されているのが、住居系ではこのほかに庭付住居地域が指定できる。住居系のほかは、混合地域（村落地域、混合地域（村落と中心地域の中間地域）、中心地域）、産業地域（準工業地域、工業地域）、特別用途地域（週末住宅地域、特別地域（例えば大学、病院、保養、港または商店街の各地域））などの地域がある。建物の容量規制としては、階数規制（最高階数の限界、階数の指定の2種類）、建ぺい率、容積率、建築ボリューム率などがある。また、建築線（前面道路から一定の最少限空地幅をとるための指定線）、建築境界線（敷地の前面道路と反対方向の建築可能限界を示す線）なども一般的規制として駆使される。図-1の例を見てもわかるように法定計画としてこの“*Bebauungsplan*”は地区の詳細計画としてかなりくわしく空間をコントロールする役割を果たしている。いいかえれば、都市設計それも建築計画を含んだものが表現されている。

以上が、詳細計画を中心とした「連邦建築法」の概要であるが、これはわが国でいえば、都市計画法、土地区画整理法、土地収用法、建築基準法などを一体化したような基本法典である。再開発についても、土地利用計画の中で再開発地区の明示が行われ、再開発地区における特別の先買権などに関する規定を設けている。しかし、西ドイツにおいても近年人口の大都市周辺部への集中、住宅事情の悪化、都市機能の低下、地価騰貴など、工業化社会の高度化と急速な都市化の進展にともなう種々の問題が生じ、古い街の再開発とニュータウンなどを建設する新開発をすすめることが緊急の課題となってきた。

このような課題に対処するためには手続面、実体面、財政措置面でも従来の「連邦建築法」では不十分であるため、1971年に「都市建設促進法」が特別法として施行された。これは、わが国の都市再開発法および新住宅地開発法と同じねらいをもったものであるが、手続面、実体面でも新しい試みがなされ、とくに財産権の制約は厳しいものとなっている。

西ドイツにおいては以上のように、1960年制定の「連邦建築法」と1971年制定の「都市建設促進法」によって計画手法が基礎づけられ、さらに詳細には各州、各市町村の条例で種々定められている。現在は計画の策定過程における住民参加の課題を計画法の中にさらに盛り込むことが検討され、また土地利用計画の内容をさらに拡張し、加えて社会的、経済的側面を含めて市町村が総合的な開発を担えるよう検討されている。そのほか計画の実現性の問題、建築行為の自由の問題などが議論されているようである。しかし、都市建設、都市更新は「連邦建築法」に定められた“*Bebauungsplan*”に法的に規定され、それにのっとって進められることには変わりはない。

ここで“*Bebauungsplan*”による都市計画の理解をもう少し深めていただくためにドイツにおける計画法の変遷を簡単に説明することとする。ドイツにおいては1868年「建築線法」が制定されたところから近代の意味における都市計画法制が始まったとされている。これは建築線によって土地を「公」と「私」に区分すること、すなわち道路と宅地の区分を市町村が指定し環境をコントロールする権限を与えられたことを意味する。その後1890年代になって粗い区分であるが土地利用規制がはじまり、20世紀に入り地域制が計画の手法として確立されるようになった。この時代に建築線規制や地域制にとどまらずマスタープラン的な意味での一般的土地利用計画の必要性が明らかになってきた。これらは市町村の責任において制定されることになっていたが、土地利用の密度すなわち建ぺい率、容積率、隣棟間隔などは長い間州建築条例に含まれてきた。とくに第二次大戦後、土地利用規制は州条例と市町村の法定計画の両方で受け持つようになっていたという二元性があった。また、連邦政府と州との間にも権限の上での二元性があり、計画法全体としておさまりの悪い落ちつきのないものであった。そこで、計画法は建築法規から派生して成り立つという伝統的な考え方を生かし、州や市町村の権限を明確にしつつ、先に述べた内容をもつ「連邦建築法」が1960年に



図-1 ハノーバ市におけるBebauungsplanの例

制定されるに至るのである。

また、「建築線法」制定当時の計画理論は、その目的が道路と宅地の区分を指定することにあったから、街路系統のつくり方が中心となっていた。その後、土地利用規制のための計画理論が展開され、第二次大戦後の戦後復興の中で、19世紀の没個性的な市街地拡張に対する批判も含めて、つぎのような新しい目標がさらに設定されることになる。すなわち、「より低い密度」、「より多い空地」、地区ごとの「より強い個性」、住民にとっての「より多い共同施設」の四つである。それらの考え方は「連邦建築法」を中心とする西ドイツの計画法の中に生かされている。さらに注目すべきは、その計画理念を実現していくために、公の強力な権限で計画行政が遂行され、それをささえる日常の緻密な調査などに努力がはらわれていることである。そして、「Bebauungsplan」という詳細計画にもとづいて、いいかえれば下からの環境コントロールを積み上げていくという考え方にたづなめられた計画行政が行われていることである。

わが国においても近年、居住地環境整備の側面から地区詳細計画に対する関心が高まっているし、種々の提案がなされるようになった。しかし、一つは環境をコントロールするための計画技術、いいかえれば計画の道具、それもわが国の居住地環境の実態になじむものが十分開発されていないことなどから、強力な公の手によって詳細に環境をコントロールしてきた西ドイツの都市計画のすすめ方は、われわれに多くのものを教えてくれるように思われる。

4. 日本の環境改善計画および手法への若干の提案

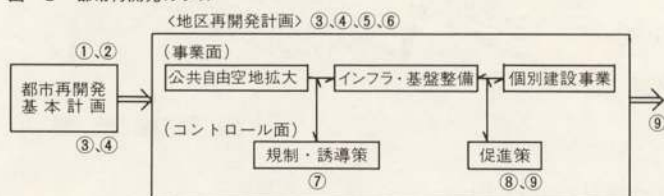
都市再開発の理念は、人間の定住地としてのより良い都市環境の再生、創造を図ることといえるが、再開発行為はその理念や目的に沿って、都市内の諸矛盾の調整、諸変化への対応を効果的に行うことであるといえよう。

先述したように、今回、西ドイツの都市計画制度を研究する機会を得たのでその成果を踏まえ、日本での再開発の課題や特殊の背後条件を考慮しながら、現実の町、街に対していかなる再開発制度の改善が必要であるか、大まかに考えてゆきたい。今後の日本社会は安定経済成長の時代に移行することは必至であり、諸事業も相当圧迫されると考えられる。その意味で都市計画におけるコントロール面がより重視されるであろう。われわれが提案を行う前に課題として考えたのは、つぎのような事項である。

- ① 再開発目的の都市全体から見た明確化
- ② 都市全体の再開発計画（戦略計画）、プログラムの必要性、地区ごとのかわり方の問題
- ③ フィジカルプランだけでなく、社会的計画等を含んだ総合的な再開発プランの必要性
- ④ 計画立案のプロセス、オーソライズの方法、（市民参加、プランナーの役割、法的手続……）
- ⑤ 合理、機能追求より loose-fit な人間的空間（非合理、むだ、ゆとり空間……）、きめの細かい空間の調和
- ⑥ 個別的な諸制度、手法の統合
- ⑦ 都市空間再生、再編のための建設活動コントロール面の強化
- ⑧ 再開発による受益と負担の関係の明確化
- ⑨ 再開発の実施、運営面やアフターケア面での改善

これらの事項は、図-2のような再開発プログラムの中で位置づけ

図-2 都市再開発のフロー



られるが、①、②、③、④については諸提案もあり、若干触れてもきたので、⑤以降について述べることにする。

⑤については、計画の考え方、中身に関することであるが、再開発による空間はそれ自体で独立して存在するというよりも、人によって利用され、雰囲気形成されイメージされ得るもので、人間的でかつ非完結的、柔軟なものであること。また西ドイツの“Bebauungsplan”のように、地区の中で必要あるいは固定すべき空間については詳細な、きめの細かい建築コントロールや事業が必要であるが、この二つの性格の空間をうまくミックスさせた再開発計画が、今後の都市にはぜひとも必要である。

⑥や⑦については、地区（再開発）計画に基づいて、地区の性格に応じて種々の事業や規制誘導策を同一地域内で一体的、総合的に活用できるような制度の確立についてである。従来の目的立法的に作られた諸制度を町、街の再生という見地から総合的に体系化すべき時期はそう遠くはないと考えられる。同一地区内でも、全面的再開発、修復、保全……という戦術の組み合わせが考えられる場合もあり、いずれか一つに集約される場合もある。例えば、組み合わせ型が有効である場合等には、一方では地域制における“特別地域”のごときものを指定し、再開発促進区域や高度利用地区をZoning的に活用し、同時に従来のZoningを空間的により詳細なコントロール（街区別や立体的に建築物の用途、形態を制限）したり、時間的により誘導的なコントロール（将来計画に基づいた、あるいはその方向での時限的な建築物の用途、形態制限etc）を可能とさせる。これらの方法に強制力が附与されるなら（現段階では法的に疑問はあるが）、特別用途地区、特定街区、総合設計制度等の総合化されたものを、西ドイツの場合のように、取りこわし命令、近代化命令、建築命令等の形で導入することも考えられる。強制力が附与されない場合には、強力な指導要綱や建設マニュアルのごときものでより詳細なZoningに基づいて誘導をする。このようなコントロール面の他方では、公共自由空地の拡大やインフラ・基盤整備、個別建設事業といった事業的側面を地区計画のプログラムに乗せて、より少なく効果的に実施していくことである。このような“特別地域”では、あくまでも、地元住民の参加、主体性に裏打ちされた諸改善策の適用が前提であるが、われわれはもっとプランナー側から積極的に関与すべきものと考え、事業面とコントロール面をうまくミックスした“特別地域”制度を確立するために……。

⑧や⑨は促進策、保証策ともいえるべきもので、移転、営業、地代、家賃等の種々の保償、融資や補助等の財政的助成策のような経済的側面に加え、人を主体とした社会的側面での新状況への適応策、改善策も実施すべきことはいうまでもない。

以上、今回は提案といっても概略的な方向提示に止まってしまったが、別の機会でもより詳細な提案を行いたいと考えている。

5. あとがき

この小論の西ドイツに関する事項は、昨年西ドイツより専門家が来阪され、日本建築センターBプラン研究委員会、建設省、日本住宅公団、大阪府、大阪市等によって「西ドイツの詳細計画を中心とした都市計画制度の研究」が行われた際の資料、討議内容および「ドイツ連邦共和国（西ドイツ）における都市計画の現状と課題」（三輪雅久、嶋本恒雄訳編、都市問題研究、第26巻第12号、および第27巻第1号による。）を参考にしてBプラン大阪地区研究会の有志が作成したものであり、上記の研究委員会の東京大学教授、日笠 端先生をはじめ多くの方々からご指導と示唆を受けたことを付記し、感謝の意を表します。

なお、小論は、つぎの4人の討論によって作成したものである。上原敏広（大阪府）、赤崎弘平（大阪市大）、上田隆夫、西山充（大阪市）。

今後の建築行政

三品 哲夫・西川 幸之輔・平林 孝

1. これからの建築行政について

建築行政が受け持たなければならない範囲についてはとくに定説もないようであるが、今までは、建築基準法を中心としてこれに建築士法・建設業法を併せ、また都市計画法のうち建築規制に係る部分などの諸法律に基づいた国および地方自治体の行政を総称したものと一般には理解されていた。

これらの法のうち建築三法が施行されてはや四半世紀を経過したが、この間幾度となくこの行政のあり方について批判、反省が繰り返された。その最大のポイントとなったのは、いわゆる違反建築の横行と都市のスプロール化に対する行政の非力さにあったのであるが、これらの現象が法令規定そのものの不備あるいは行政庁の法執行体制の弱点にあるとして、従来その対策が試みられてきたといえよう。

すなわち、都市計画法改正による開発許可制度や全面容積制とした新用途地域制の実施または建築基準法による特定行政庁の増加や建築監視員制度の発足などがそれであって、これらの措置がある程度軌道に乗りその効を挙げつつあるのが現状である。

ところが、ここ数年の間ににおいて集中的に発生した二つの現象は、都市建築の必然の傾向から生じたものであるが、従来同様の対応策では基本的には解決できない問題要素を抱えており、その意味では建築行政そのものの考え方の転換を必要とするものであった。

その一は、大都市およびその周辺都市に発生した日照障害を中心とした環境問題である。建築法規に適法なマンションやビルが惹き起こしたこの問題の対処に各行政庁は正直のところ困惑し、一種の行政混乱は住民の行政への不信感を昂めさせたが、都市ごとのさまざまな指導要綱や条例が生まれたのは、今までの建築行政の枠をこえたそれぞれの苦勞の結果である。

その二は、多数の犠牲者の発生を見た百貨店などのビル火災の頻発によって改めて認識された建築防災の問題である。この問題は、一次的には防火区画、避難階段、消防用設備などの建築物の構造および設備に関する法令自体の不備にあるともいえるが、建築防災工学が技術的にシステム化されていない現在における法令規定の現実的効力や、既存建築物の防災管理のあり方とそれを指導監督する行政のあり方に基本的な問題があると考えらるべきであって、これも従来同様の単なる法令規定の改正強化だけではすまされない。

これらの二つの問題は、明らかに建築基準にかかわるものであり、現にこの二点を中心とした建築基準法改正案が国会で審議中である。しかしながら、この改正法がもしわが国の都市の土地利用のあり方や住宅のゾーニングおよび居住基準に関する十分な検討がなされずに執行運用されたり、あるいは都市建築物の防災管理維持体制についての十分な握がなされず単なる物的規制のみの面で執行されるならば、いわば労多くして功少ない、場合によっては望ましい街づくりに逆らいかねない、いわゆる行政の硬直化のそしりを免れないことになるのではなからうか。いいかえるならば、これからの建築行政は、法執行そのものの以外の面で大きな責務が課せられていることを痛感するものである。

かなり以前から、建築基準法の集団規定を除いた単体規定部分を建築士に委任すべしとの意見が行政庁側にも建築士側にも強く主張されている。建築士法の資格法・業務法論に係わる問題でもあり、

また一部の建築士の実態レベルに対する信頼性の点もあって、この意見は未だ具体的に実現を見るに至っていないが、大阪で試みられている法令建築事務所制度も一応はこの方向を目標しているものである。しかし、この問題も現行の建築基準法制の中でのみ考えるのは適当ではないのであり、その理由は、これがとくに建築主と建築士という人的関係に係わる面が大きいからである。

いうまでもなく、建築基準法は建築主事という特定の人格による建築物計画の確認制度がその中核をなしているため、対物規制とはいいながらきわめて事務的でステイックな性格のものである。ところが、現実の同法執行においては、建築主・設計者・監理者・施工者などの対人的業務が多分にあることは関係者の周知のことである。にもかかわらず、現在の同法の体系においては、これら建築に関係する人については建築物と建築主、建築物と設計者というようにとらえられていて、これら人相互の問題は他の法律または公法に係わりのない民事上のこととして扱われており、ここに従来から市民が理解し難く、行政側も苦勞を要した課題が残されているのである。

したがって、前述の単体規定の建築士への委譲が実現した場合、建築士の法令知識の向上と責任意識の昂揚および行政庁の事務能率の増進というメリットは生ずるが、建築士の業務責務と行政庁の行政責務との区分についての基本的な検討説明がなされない限り、その効はきわめて小さいものといわねばなるまい。

建築行政上昨今とくに無視できないものとして、物と人以外に、むしろそれ以上に重要なのは土地の問題である。過去の建築基準法行政上最も行政庁が苦慮しかつ最も弱点とされていたのが「敷地」の考え方であったが、敷地の確認を除外して建築物の確認ができるか否かのミクロの疑問だけでなく、今や土地の問題は都市行政上の一環としての建築行政上の最大の難問である。現代の都市が土地利用計画に関する規制と誘導の策無くして建築指導があり得なくなっていることは、行政庁だけでなく市民自身が肌で感じているところである。

先述のマンションなどの日照問題も、その障害を与える側にとっても受ける側にとっても、帰するところは都市における住宅施策の問題であり、その基となるものが土地対策にあることは論をまたないところである。国土利用計画法などの新しい法制が実施されようとしている現在において、都市における土地の取引および保有に関する規制の前提となるのは土地利用の総合計画の確立であって、ここにおいて、とくに都市住宅行政と密着した建築行政の脱皮の必要性を認識するものである。

以上を総するに、私は、これからの建築行政が抱えている問題は実に広く深いものであり、従来の建築行政の常識を越えた取り組みが必要であると考えるのである。ことに、都市マスタープランもしくは都市像を実現するための具体的施策と、建築物を利用する多数市民の生命の安全を保証するための現実的方策に、建築行政の当面の重要な使命があると思うのである。これには当然のこととして、建築関係諸法制の再整備が要るであろうが、むしろ法律によらない行政に大きな課題が与えられているというべきであろう。

以上、建築行政執行の側にある者の一人としての私見を申しあげた次第であるが、もとよりはなほだ一面的な見解に過ぎないうらみは免れないと思うので、諸賢の忌憚のないご批判をいただければ幸甚である。(昭50.2)

(三品哲夫 大阪市建築指導部長)

2. 法令建築事務所制度

はじめに

昭和48年6月に発足した、大阪の法令建築事務所制度（以下、略して法令制度という）は、約2年間にわたる観察段階を経て、いま、ようやく、本番が始まろうとしている。目下、このための意見調整が繰り返えされており、本誌が発行される頃には、その細目が決まっていることであろう。

近年、建築基準行政においては、増大する行政需要に対応するため、いかに、建築確認業務を簡素化させ、また、その一環として、建築士を積極的かつ効率的に活用するか、が執行体制上の課題となっている。

法令制度は、この要請にこたえようとするものである。全国的にも初の試みであり、また、現在、論議をよんでいる建築士制度の将来の方向を示唆するものとして、各方面からの関心をよび、なりゆきが注目されている。

こうした意味で、その概要についてご紹介し、参考に供したい。

法令制度の現状と問題点

この制度は、大阪建築士事務所団体協議会（大阪府下における、三つの建築業務団体を母体とした、法令制度運営のための団体）の自主規制として実施されている。

その主体をなす、法令建築事務所は、建築主事と同等程度の法令知識を期待される、専任の有資格者が、法令業務を統括しており、法令のレベルアップを図っている。

つまり、この制度は、自らの資質の向上を図り、責任体制を明確にして、行政への協力をめざし、同時に、建築士の地位の向上を図ろうとするものである。

つぎに、法令建築事務所の活動状況を調べてみよう。府下全域でのデータが不十分なため、大阪市の場合について説明する。

1) 法令建築事務所の数

昭和48年5月 第1回登録時 266社

昭和49年5月 第2回登録時 159社、現在数419社

となっており、今後とも、緩慢な増加が続くだろう。

法令制度の普及と、法令のレベルアップの面から、法令建築事務所がふえるのは、大変よろこばしいことである。しかし、反面、粗製乱造のそしりを受けるようなことがあってはならない。

2) 建築確認申請の状況

期 間	大 阪 市 内						大阪府下全域			法 市 事務所
	法6条1項1－3号建築物			法6条 1項4号建築物			1－4号建築物			
	A	B	A/B (%)	A	B	A/B (%)	A	B	A/B (%)	
S.48.7－49.3	577	3,637	16	351	3,667	10	4,237	61,431	7	266社
S.49.3－49.12	517	3,022	17	376	3,201	12				419社

注) A……法令建築事務所としての申請件数

B……確認申請総件数

いまのところ、法令建築事務所からの申請量は、全体の10～17%と、さほど多くはない。しかし、法令制度の普及と、法令建築事務所の増加に伴い、今後の上昇を期待できよう。

3) 事務所別の確認申請状況（大阪市内における）

期 間	申請件数	0	1	2	3	4	5-9	10以上	法令事務所数
S.48.7-49.3	117社	50	21	19	13	20	28		266社
S.49.4-49.12	120社	45	27	13	9	25	27		第1回登録 266社分
	100社	22	16	10	1	7	1		第2回登録 159社分

別の調査によると、法令建築事務所のなかで、大阪市域内に所在するものは、約80%を占めている。

しかし、それらの事務所は、必ずしも大阪市内での法令業務を行っているわけではなく、上の表に見るとおり、9カ月間において、大阪市への確認申請件数が0の法令建築事務所が、約45%もあることがわかる。

これは、業務活動が、ごく限られた地域の範囲内で行われていることを物語っており、その実態については、府下全域での統一的調査に俟たなければならない。

今後、法令制度を積極的に活用しようとする場合、個々の実績を掴む必要があるが、この統一的調査は、不可欠なものといえよう。

4) 法令業務の観察

法令制度の発足に際して、私達は、行政サイドの統一的取扱いを図るために、取扱いに関する基本方針を申し合わせた。そのひとつとして、当分の間を観察期間とすることを決め、今日に及んでいる。

大阪市でもこれにもとづき、確認申請書の正確度を評価し、つぎの要領でA、B、Cのランクづけを行ってきた。ただし、これは、直感的な見かたによるもので、必ずしも厳密なものではない。

(単位%)

期 間	一 般 的 審 査						構 造 審 査			設 備 審 査		
	1-3号建築物			4号建築物								
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
S.48.7-49.3	39	59	2	64	34	1	52	47	1	47	53	0
S.49.4-50.1	43	56	1	60	40	0	69	31	0	60	40	0

注) A……申請書の内容が良好で、ほとんど問題がなかった。

B……訂正は若干あったが、大きい問題はなかった。

C……不適合通知処分につながるような間違いがあった。

これによると、成績は、まず、まずという感じである。

検定考査、登録研修、実務講習と、法令についての研鑽をつみ重ねた有資格者でさえも、この状態である。

これは、いったい何を意味するのだろうか。業務経験などによって、法令建築事務所間にも、かなりの格差があることは否定できない。また、ひとつには、現行の建築法規が、いかに複雑、多岐であるかを物語るものである。(ただし、初歩的ミスも多いが)

本来、すべての建築士が常識として持ち合わせていなければならないはずのものが、法令プロの手にも負えないものとなりつつある今日の姿は、それなりの理由があるにせよ、素直にうなずけないものがある。

法令制度を評価する場合、忘れてならないことは、建築士のモラルの問題である。むしろ、確認申請書作成上の前述の評価よりも、この方が、よほど大事というべきであろう。

本制度の発足当初には、いわゆる“二刀使い”をする不心得な者もいた。しかし、一方、法令建築事務所としての自覚から、法令違反につながる業務依頼を、いさぎよく断り、歯をくいしばって、孤軍奮闘している真面目な法令建築事務所が、数多くあることを知っている。これを、あたりまえというのはやすい。しかし、確認申請と現場との不一致が、あまりにも多い現実の姿を見るとき、この努力は高く評価すべきであり、これを見殺しにしてはならない。

5) 法令制度に対する特例扱い

現在、法令制度における最大の問題は、確認事務の特例扱いについてである。目下、細目調整の段階にあるが、その調整ポイントの主なもの、

ア、特例扱いの対象とする法令建築事務所の範囲。

イ、特例扱いの対象とする建築物の規模。

ウ、特例扱いにより、建築主事が審査を省略する範囲。

エ、特例扱いの前提条件としての、法令建築事務所の義務。

オ、団体協議会と法令建築事務所との連帯責任。

特例扱いの幅は、今後、段階的に拡大される予定である。建築主事サイドの問題として、特例扱いに起因する確認上の瑕疵について、主事責任の所在と範囲、この場合の団体協議会としての連帯責任はどうかなど、法根拠の面からの隘路も多い。しかし、もともと覚悟のうえであり、これを克服しなければならない。

特例扱いにおいては、事務所間の格差も問題である。一律的平等な取扱いとともに、信頼性の高い事務所については、その実績を評価し、それなりの特例扱いがあつて然るべきではないだろうか。この考え方には、異論もあるが、ひとつの奨励策にはなり得るだろう。

大阪市では、こうした考え方にもとづき、昨年4月から、法令建築事務所のうち、申請実績と成績の良好なものの18社を選び、中間検査の省略扱いをしてきた。それなりの効果をあげており、今後とも、法令制度の一般運用と併行して、こうしたことを考えていきたい。

むすび

法令制度は、必ずしも順調に運んでいるわけではない。運用をめ

ぐって、官民双方にさまざまな声があることも事実である。例えば、あまり変わり映えがしない、期待外れだという陰の声など……。

しかし、私達は、目先の功をあせってはならない。こうしたことは、短兵急にいくものではなく、長期的展望に立つての、息のながい努力が何よりも必要である。せつかく、この大阪の地に芽生えた法令制度を、私達は、何とかして根づかせ、育てようとしている。

これは、官民共同の責任というべきであり、相互信頼のうえに立つて、自らの義務と責任をはたす必要がある。

法令建築事務所の一層の自主的努力を期待するとともに、お互いに手を携え、一歩、一歩着実に前進していくことを、願って止まない。

(西川幸之輔 大阪市建築指導部審査課長)

3. 大阪市における総合設計制度

まえがき

近年における都市の産業と人口の急激な集中に伴う地価の高騰、宅地の細分化の傾向は、都市の過密化、複雑化を促し、さまざまな

総合設計制度による建築物の許可実績 (50年2月現在)

注: 48年8月31日 用途地域改正時より適用

建築物名称	建築物概要									制限概要			許可年月日 適用条項	備考
	位置	用途	敷地面積	建築面積	延べ面積 (駐車場)	建ぺい率	容積率	高さ 階数 (地上/地下)	公開空地面積 (公開空地率)	用途地域	建ぺい率	容積率		
古河 大阪ビル	北区堂島浜通 2丁目6外	貸事務所	2,168.56 ^{m²}	1,525.08 ^{m²}	14,096.85 ^{m²} (2,231.22)	70.3%	547.2%	25 ^m 7/2	467.63 ^{m²} (21.6%)	商業	100%	512.7%	48.10.12 52条、56条	工事完成
明星工業ビル	西区靱1丁目 145外5筆	事務所	1,059.66 ^{m²}	692.69 ^{m²}	9,434.61 ^{m²} (81376)	65.4%	810.7%	44.75 ^m 13/2	221.90 ^{m²} (21%)	商業	100%	800%	48.11. 5 52条、56条	工事完成
新大阪三博ビル	東淀川区西中島町 7丁目15の1外2筆	貸事務所	1,300.65 ^{m²}	683.30 ^{m²}	11,255.43 ^{m²} (915.18)	52.5%	795.0%	44.95 ^m 14/2	312.79 ^{m²} (24%)	商業	100%	800%	48.11. 13 56条	工事完成
与力町コープ	北区 与力町2丁目24・25 北同心町2丁目47	共同住宅	3,183.72 ^{m²}	1,584.55 ^{m²}	15,155.06 ^{m²} (1,301.74)	49.8%	435.9%	34.35 ^m 12/1	1,029.70 ^{m²} (32.3%)	商業	90%	400%	48.12. 3 52条、56条	工事 準備中
吉 本 ビ ル	北区梅田4	ホテル、 店 舗	3,244.63 ^{m²}	2,546.5 ^{m²}	41,159.3 ^{m²} (5,468.3)	78.5%	1,100%	113.25 ^m 30/4	1,116.8 ^{m²} (35%)	商業	100%	1,000%	48.12. 18 52条、56条	工 事 中
城北ハイツ(Ⅰ)	城東区今福中 2丁目67外	共同住宅	4,233.74 ^{m²}	1,013.36 ^{m²}	10,028.93 ^{m²} ()	23.9%	236.9%	31.2 ^m 11/0	2,007.50 ^{m²} (47.2%)	準工業	70%	200%	48.12. 21 52条	工 事 中
帝 人 ビ ル	東区南本町 1丁目14外	事務所	2,843.2 ^{m²}	2,162.17 ^{m²}	34,749.62 ^{m²} (4,956.12)	76.05%	1,047.9%	67 ^m 17/3	686.11 ^{m²} (24.1%)	商業	100%	1,000%	48.12. 28 52条、56条	工事完成
日商岩井ビル	東区 北浜3丁目22外6筆 今橋3丁目1の1外5筆	事務所	6,067.20 ^{m²}	2,014.47 ^{m²}	48,842.62 ^{m²} (5,858.7)	33.2%	708.5%	80.85 ^m 21/3	3,299.05 ^{m²} (54.2%)	商業	100%	600%	49. 2. 16 52条、56条	工事完成
栗本建設ビル	西区北堀江通 1丁目31外10筆	事務所	1,603.83 ^{m²}	1,126.99 ^{m²}	13,502.89 ^{m²} (86.16)	70.3%	836.6%	44.06 ^m 12/2	325.119 ^{m²} (20.3%)	商業	100%	800%	49. 3. 30 52条、56条	工事完成
山善大阪本社ビル	西区新町南通 4丁目76外3筆	事務所	1,412.16 ^{m²}	763.22 ^{m²}	11,600.94 ^{m²} (1,527.44)	52.8%	713.3%	44.70 ^m 12/3	805.75 ^{m²} (57.1%)	商業	100%	600%	49. 5. 7 52条、56条	未 着 工
城北ハイツ(Ⅱ)	城東区今福中 2丁目52他	共同住宅	3,124.23 ^{m²}	981.83 ^{m²}	8,693.89 ^{m²} ()	31.4%	278.3%	31.2 ^m 11/2	1,266.025 ^{m²} (40.5%)	準工業	70%	200%	49. 5. 22 52条	工 事 中
市営天津橋住宅	西成区南津守町 2丁目11	共同住宅	6,761.98 ^{m²}	1,331.87 ^{m²}	11,196.63 ^{m²} ()	19.7%	165.6%	31 ^m 11	1,420.10 ^{m²} (21%)	工業	70%	200%	49. 6. 8 56条	工 事 中
藤田観光ホテル	都島区綱島町 4の1外4筆	ホ テ ル	19,685.95 ^{m²}	9,383.62 ^{m²}	60,557.18 ^{m²} (6,101.34)	47.7%	277.0%	90.24 ^m 27/2	—	第2種 住 専	70%	300%	49. 6. 11 56条	工事 準備中
三井生命大阪ビル	大淀区豊崎西通 1丁目23の1・2	事務所、 ホテル	2,575.80 ^{m²}	1,053.38 ^{m²}	19,838.51 ^{m²} (1,980.89)	40.9%	693.3%	62.10 ^m 18/3	1,269.03 ^{m²} (49.3%)	商業	90%	600%	49. 7. 19 52条、56条	未 着 工
住宅公団 森之宮市街地住宅	城東区森之宮 2丁目2の外	共同住宅	42,132.28 ^{m²}	12,705.96 ^{m²}	118,815.60 ^{m²} ()	30.2%	282.0%	76.2 ^m 8.15.25/2	9,011.31 ^{m²} (30.2%)	住 居	60%	300%	49. 7. 30 56条	工 事 中
日清食品本社ビル	淀川区西中島町 4丁目1の1外17筆	事務所	2,266.60 ^{m²}	971.88 ^{m²}	16,906.72 ^{m²} (1,213.84)	42.9%	692.3%	64.0 ^m 17/2	1,159.66 ^{m²} (51.2%)	商業	100%	600%	50. 2. 14 52条	未 着 工
中之島住友ビル	北区中之島 3丁目5の1	事務所	3,792.44 ^{m²}	2,721.46 ^{m²}	45,236.65 ^{m²} (3,632.52)	71.8%	1,097.0%	116.1 ^m 27/3	1,756.77 ^{m²} (46.3%)	商業	100%	1,000%	48.12. 14 同意 52条、56条	審査会 同意ノミ
帝人殖産 江戸堀南ビル	西区江戸堀 1丁目89他9筆	貸事務所	2,860.33 ^{m²}	1,366.22 ^{m²}	24,399.54 ^{m²} (111.35)	47.8%	849.1%	73.3 ^m 19/2	729.30 ^{m²} (25.5%)	商業	100%	800%	49. 3. 8 同意 52条、56条	審査会 同意ノミ
市立 小児保健センター	東成区西今里町 2丁目22番地の1 の2	病 院	2,688.00 ^{m²}	1,100.48 ^{m²}	6,558.76 ^{m²} ()	40.9%	244.0%	27.4 ^m 6/1	1,241.20 ^{m²} (46.2%)	準工業	70%	200%	49.10. 11 同意 52条	審査会 同意ノミ
北浜 K.A.T.ビル	東区北浜2丁目 15の1他9筆	事務所	1,788.22 ^{m²}	1,028.80 ^{m²}	18,527.63 ^{m²} (2,901.59)	57.5%	873.8%	44.55 ^m 12/4	573.55 ^{m²} (32%)	商業	100%	800%	50. 1. 17 同意 52条、56条	審査会 同意ノミ

都市環境上の問題を起こしている。すなわち、歩行者の通行を困難にしている車のはんらん、大気汚染などの公害問題、日照阻害などで代表される環境問題などである。

また、公園、広場などの都市施設を十分にとることができないのが現状の都市において、建築物のほとんどはその敷地内に法制限いっぱい範囲まで建築され、たとえ法定上の空地が残っても公共的に何も寄与されない状態が多く、そのほか、建築物の形態も幅員の狭い道路沿いでは斜線制限の影響を受けて階段状にセットバックした建築物が多くなり、都市景観上望ましい状態ではない。

これらの傾向は、個々の建築物が周辺市街地の形成に果たす役割、影響などについてほとんど考慮することなく自己敷地の高度利用、自己資本の蓄積だけに注がれたことによるもので、その周辺の市街地環境は貧弱なものとなり、ひいてはその建築物自体も貧弱なものとなる。

都市におけるこのような状況の中では、ややもすれば人間疎外になりがちで、都市における市民の生活環境を守り、市街地環境の整備を図るためには、都市が真に市民と市民のふれ合う生活の場として考え直され、一つひとつの建築物が市民文化の創造に少しでも寄与するものでなければならないと思う。

昭和45年6月に建築基準法の大幅な改正がなされ、全面的に容積制が実施されることになったが、これに伴い容積率制限および斜線制限についての例外許可を適用することができる制度としていわゆる総合設計制度が設けられた。

この制度を活用することにより、敷地内に公共に開放されたオープンスペース（歩行者が日常自由に通行もしくは利用できるもの、または植込み、芝生、池など当該空地の環境の向上に寄与するもので“公開空地”という）の確保ができ、市街地における環境改善に役立ち、またすぐれた高層または大規模建築物を誘導することが可能になった。

大阪市においては、この制度の効果的な推進に積極的な態度でのぞんだ。すなわち、本制度の積極的な利用方を建築関係団体によびかけ、この制度が法制化される新用途地域の指定（昭和48年8月31日）以前においても、本市建築審査会の事前の了承を得て本制度の活用をはかり、かなりの件数について事前指導を行ってきた。



総合設計制度による公開空地の一例

許可実績

総合設計制度による建築物の許可実績については、前頁の表を参照。

許可取扱い方針

総合設計制度のより積極的な運用を図るため、大阪市において許可取扱い方針を定めている。この方針の骨子としてつぎの3点があげられる。

- 良好な共同住宅のストック
 - 斜線制限のみの許可における公開空地の義務づけ
 - 歩道の確保
- 右は、その取扱い方針である。
- なお上記の取扱い方針のほか、つぎの点についても指導している。
- 敷地の整形化
 - 幹線道路（幅員20m以上）から5m以上の壁面後退
 - 原則として、敷地に接するすべての道路中心より10m以上の壁面後退
 - 住居系地域における隣地への日照確保（4時間以上）

（平林 孝 大阪市建築指導部指導第1課）

総合設計制度に係る許可取扱い方針

（昭和49年9月14日 大阪市建築局）

総合設計制度に係る許可（建築基準法第52条第3項又は第56条第3項の規定によるものをいう）については下記の方針により取扱うものとする。

記

第1 基本方針

総合設計制度のより積極的な運用を図り、もって市街地の環境整備に資するため、建設省住宅局長通達「総合設計に係る許可準則」（昭和46年9月1日付け住街発第48号）並びに建設省住宅局市街地建築課長通達「総合設計許可準則に関する技術基準」（昭和46年9月1日付け住街発第49号）の適用に関して、これらの規定の一部の附加又は緩和を定めるものとする。

なお、本取扱い方針の適用にあたっては、当該制度の趣旨に則り、常に総合的に判断するものとする。

第2 総合設計許可準則に関する技術基準の運用方針

1. 公開空地

(1) 公開空地の最小幅

前面道路に接する部分の全てにわたって設ける歩道で幅員2メートル以上のものは公開空地とみなす。（技術基準第1(2)(イ)2の緩和）

(2) 公開空地の奥行き

隣地境界線と許可建築物又は許可建築物相互間に設けられた公開空地は、道路側の許可建築物の外壁面よりその幅と同じ距離の奥行き部分について有効とする。ただし、その幅が10メートル以上ある場合は、この限りでない。（技術基準第1(2)(イ)4の附加）

(3) 公開空地の最小面積

第2種住居専用地域、住居地域又は準工業地域内における公開空地の最小面積は、100平方メートルとする。（技術基準第1(2)(イ)3の緩和）

2. 容 積 率

(1) 公開空地の下限

第2種住居専用地域、住居地域又は準工業地域内の共同住宅（施設併存共同住宅を含む。ただし、施設部分の容積率はその敷地の容積率の $\frac{1}{2}$ 以下のものに限定。以下同じ。）を建築する場合の公開空地率（公開空地面積の合計の敷地面積に対する割合）の下限の数値は0.3とする。（技術基準第1(2)(イ)2の緩和）

(2) 共同住宅の容積の割増

第2種住居専用地域若しくは住居地域内に共同住宅を建築する場合、又は近隣商業地域、商業地域若しくは準工業地域内で土地利用上住宅が立地することが望ましいと認められる場合の容積割増の適用式を次のとおりとする。

(ア) 敷地面積2,000平方メートル以上で、かつ、前面道路幅員8メートル以上の場合

$$A = (B \times C \times \frac{1}{2}) \times 2$$

基準容積率が $\frac{1}{2}$ 以上の敷地の場合 $A = (B \times C \times \frac{1}{2}) \times 2$

(イ) (ア)に該当しない敷地の場合

$$A = (B \times C \times \frac{1}{2}) \times 1.5$$

基準容積率が $\frac{1}{2}$ 以上の敷地の場合 $A = (B \times C \times \frac{1}{2}) \times 1.5$

A 割増床面積の限度 B 基準容積率 C 公開空地の面積

（技術基準第1(2)(イ)1の緩和）

(3) 容積の割増限度

敷地の容積率が $\frac{1}{2}$ である場合は、割増床面積の敷地面積に対する割合は、 $\frac{1}{2}$ に0.1を乗じて得た数値を限度とする。

（技術基準第1(2)(イ)2の附加）

(4) 容積率の算定

敷地が容積率の異なる2以上の地域にまたがり、かつ、低容積率過半の場合の容積率は、それぞれの容積率の面積加重平均の数値とする。

3. 斜線制限

(1) 斜線緩和の場合の公開空地

公開空地率は、つぎの各号に掲げる基準建ぺい率に従い、当該各号に掲げる数値以上を必要とする。

（基準建ぺい率）

（公開空地率）

- | | |
|----------------------------------|------|
| ① $\frac{1}{2}$ | 0.1 |
| ② $\frac{1}{2}$ 又は $\frac{1}{3}$ | 0.15 |
| ③ $\frac{1}{3}$ 又は $\frac{1}{4}$ | 0.2 |

(2) 北側の立面面積

容積率 $\frac{1}{2}$ 以下の地域内（第2種住居専用地域および住居地域を除く）において北側（敷地の辺が真北方向となす角度が45度から135度の範囲をいう）の当該敷地境界線上における、一般規制によって許容される最大の立面面積（ S_i ）は、当該敷地境界線の長さ31メートルを乗じて得た数値を限度とする。（技術基準第3(イ)の附加）

4. 隣地空間

建築物の各部分から隣地境界線までの水平距離は、当該部分の高さの平方根の $\frac{1}{2}$ 以上とすること。ただし、高さ12メートル以下の部分については、この限りでない。

5. 再開発融資を受ける場合の適用除外

住宅金融公庫又は日本開発銀行の総合設計建築物建設事業再開発融資を受ける場合には、本運用方針中第2の2の(1)、(2)及び(4)の規定は適用しない。

環境整備と建築基準法改正案の対応

梶原 明

1. 環境問題と法改正案の経緯

建築基準法における市街地環境整備の規制に対応しているものに集団規定があり、都市計画区域内について、道路と敷地の関係、用途地域制による建築の用途との関係、並びに敷地と建築密度の関係、建築物の市街地における形態等が定められているが、近年土地価額の高さによる中高層建築物の建設が促進され、土地の高度利用が、都市住民の健康で文化的な生活に支障を来すことにより、昭和45年頃から、市街地環境のあり方について、見直しされる世論が高まってきたもので、これらの社会情勢に即したものととして、建築行政の面に、従来、相隣関係の問題として民事に委ねられていたものを、公法上に取り入れ、建築物の社会的あり方の位置づけを行い、生活環境をより健康的に整備・指向させる目的で、昨年3月17日に建築基準法の改正案が国会に上呈され、今国会で審議がなされようとしているところである。

この改正案は、昭和46年7月28日、建設大臣から、建設大臣の諮問機関である建築審議会に諮問がなされ、諮問の内容は「市街地環境の整備の促進のための方策」ということで、建築行政部会において2年余りにわたって調査審議がなされ、昭和49年1月28日に、当審議会から建設大臣に答申がなされたもので、これを受けて、法制の整備ということで、改正案が法文化されてきたものである。

答申の要旨について、少しふれると、市街地環境を整備して都市住民に健康で文化的な生活を保障するためには、(1) 土地利用に対する規制の強化、(2) 良好な建築計画に対する助成誘導、(3) 計画的な市街地整備に関する事業の推進を図ることが必要であるとの前提から、当面講ずる必要な措置および今後検討を必要とする事項を、つぎのように述べられているものである。

当面講ずる必要のある措置としては、土地利用に対する規制の強化に対し、高密度化している都市社会における土地の高度利用と良好な市街地環境の調和を図ることから、建築物の用途、形態等を市街地の現状に対応したオープンスペースを確保すべきであるとされ、とくに第2種住居専用地域における用途規制並びに立体的な用途規制を図り、住宅地における住環境の重要な要素として日照の保全を公法上の問題として建築形態の規制を行い、住居系地域における市街地のオープンスペースの確保を図るため、建ぺい率および容積率を低くし規制を強化する等、その他、建築協定制度の活用策並びに総合設計制度への長期低利融資の拡充を図ることが強調されているところである。

2. 防災と改正法案の経緯

昭和49年1月24日建築審議会が答申した要旨は「既存百貨店等に対して防災上必要な防火避難施設の設置を義務づけることについて」は建築物の防災を促進し、防災上危険性の高い既存の不特定多数の人々が利用する、百貨店・地下街、複合用途建築物等の相当規模以上のものに、避難施設・防災区画等の防災改善を積極的に行わせる措置を講じさせることとされているものである。

3. 改正法案の要項

第1. 建築確認を要する特殊建築物の範囲の拡大

建築等について確認を要する特殊建築物の範囲を拡大し、現行の学校、病院、劇場、百貨店、旅館等のほか、新たにキャバレー、ナイトクラブ、遊技場を加えるものとする。(法第6条1項第1号関係)

第2. 検査済証の交付前の建築物の使用制限

特殊建築物を新築する場合、または増築、大規模の修繕等の工事で避難施設等に関するものをする場合においては、原則として当該建築物は使用してはならないものとする。ただし、特定行政庁が、安全上、防火上または避難上支障がないと認めて承認したときは、仮に使用することができるものとする。(法第7条の2、第18条関係)

第3. 工事中の特殊建築物等の使用制限

特定行政庁は、工事の施工中に使用されている特殊建築物が著しく安全上、防火上または避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用を禁止、使用の制限その他必要な措置をとることを命ずることができるものとする。(法第90条の2関係)

第4. 既存の百貨店等に対する避難施設等の設置の義務づけ

百貨店、ホテル、病院、キャバレーその他政令で定める特殊建築物およびこれらの複合用途建築物並びに地下街で一定規模以上のものについては、既存のものに対しても、階段、防火区画等の避難、防火または消火に関する規定で政令で定めるものの適用があるものとする。この場合において、敷地、構造等に関する特別の事情があるときは、建設大臣が同等以上の効力があると認める構造方法を用いることができるものとする。(法第86条の2関係)

第5. 工事中の建築物の安全上の措置等に関する計画の届出

第4に掲げる建築物の建築主は、当該建築物の避難施設等に関する工事をする場合は、あらかじめ、当該工事中の安全上の措置等に関する計画書を作成して特定行政庁に届け出なければならないものとする。(法第90条の3関係)

第6. 用途規制

第2種住居専用地域内で建築してはならない建築物として、次の各号に掲げるものを加えるものとする。

1. 3階以上の部分を第1種住居専用地域内において建築することができない建築物の用途に供するもの。
2. 第1種住居専用地域内において建築することができない建築物の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、1,500㎡を超えるもの。(法第48条第2項および別表第2関係)

第7. 容積率

1. 前面道路の幅員による容積率の制限について、第1種住居専用地域、第2種住居専用地域もしくは住居地域、または特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て定める区域内の建築物にあっては現行の10分の6掛を改め、10分の4掛とするものとする。(法第52条第1項関係)
2. 都市計画において定められる第2種住居専用地域内の建築物の容積率として、現在の10分の20、10分の30および10の40のうち10分の40を廃止し、新たに10分の10および10分の15を加えるものとする。(法第52条第1項関係)

第8. 建ぺい率

都市計画において定められる第2種住居専用地域内の建ぺい率として、現在の10分の6のほか、新たに10分の3、10分の4および10分の5を加えるものとする。(第53条第1項関係)

第9. 第1種住居専用地域内における建築物の高さの限度

建築物の高さが10mを超えてはならないこととされている第1種住居専用地域内において、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認める場合には、その敷地内に相当規模の空地があり、かつ、高さ12m以下である建築物を建築することができるものとする。(法第55条関係)

第10. 日影による中高層の建築物の高さの制限

1. 表(イ)欄の各項に掲げる地域または区域内の表(ロ)欄の当該各項に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(北海道の区域内にあっては、午前9時から午後3時まで)の間において、それぞれ表(ハ)欄の各項に掲げる平均地盤面から

の高さの水平面（表(い)欄に掲げる地域または区域外の部分および当該建築物の敷地内の部分を除く）に敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲においては表(に)欄の各項に掲げる時間以上、敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲においては表(ほ)欄の各項に掲げる時間以上、日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならないものとする。

2. 地方公共団体は、気候もしくは風土の特殊性または土地利用の状況により必要と認める場合においては、政令で定めるところにより、条令で、表(に)欄および表(ほ)欄に掲げる時間をかえて、これと異なる時間を定めることができるものとする。

3. その他、所要の規定を設けるものとする。(法第56条の2関係)

第11. 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例

その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で市街地の環境の整備改善に資するものの建築を促進するため、規定の整備を行うものとする。(法第59条の2関係)

第12. 建築協定の特則等

1. 借地権の目的となっていない土地の所有者は、1人で、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。(法第76条の3関係)

2. 土地の所有者等の全員の合意によって締結する建築協定について、借地権の目的となっている土地の所有者の合意がない場合においても、建築協定書を作成することができるものとし、あわせて土地の共有者等の取扱いに関する規定を設けるものとする。(法第70条第2項、第76条の2関係)

第13. 建築物またはその敷地が区域または地域の内外にわたる場合の措置

建築物またはその敷地がこの法律の規定による建築物に関する制限を受ける区域、または地域の内外にわたる場合における建築物の容積率もしくは建ぺい率または各部分の高さについては、建築物またはその敷地の全部について敷地の過半の属する区域または地域における制限を適用することを改め、容積率および建ぺい率については異なる区域または地域に属する敷地の部分の面積比を基準とした割合を限度とし、各部分の高さについては異なる区域または地域内の建築物の部分について、当該区域または地域の制限を適用するものとする。(法第52条、第53条、第55条、第56条、第91条関係)

第14. その他

第3の規定の適用に関し3年または5年の猶予期間を設ける等の措置を講ずるものとする。

以上が今国会において審議中の改正法案の要旨である。

4. 改正法案の注釈

紙面の都合により改正法案を各条ごとに記載できないので改正される条項中、主だったものについて注釈をつけることとする。

(1)、第6条第1項第1号の特殊建築物に、別表第一の建築物を対

象とすることとして、その用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超えるものとされるもので、従来の14種類の特殊建築物が48種に拡大されるものである。なお別表中(い)欄二項に診療所を追加されるものである。

(2)、第7条の2は検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限をするもので、新築にかかる建築物が一部分の工事完了により使用したい場合または増築および大規模の修繕等で、防火避難施設にかかる工事を行う建築物は、既存の部分でも工事中の建築物として、特定行政庁の使用承認を受けたのちに使用させることとしたもので、この場合消火施設にかかる工事がある場合は、消防署の検査済証の交付を受けたのちにおいて、使用を認めることとされるものである。

(3)、法第55条第1種住居専用地域内における建築物の高さの限度の緩和に対する措置として改正されるもので、公園、広場、道路、その他の空地等に隣接するもの、または学校等で用途上やむを得ないもの、もしくは政令で定める敷地の規模（敷地面積がおおむね700m²～1000m²程度以上でかつ、建ぺい率を法定の率より10分の1を減じる）ところにより12mまで高さを緩和するもので、特定行政庁の許可および認定により処理できることとされたものである。

(4)、法第56条の2日影による中高層の建築物の高さの制限は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの時間帯とし、当該建築物の平均地盤面（建築物の周囲に接する平均地盤面）から1.5mまたは4m高い水平面において、日影の時間を測定するもので、当該建築物の敷地の外側の5m以上の距離に4時間以上、10m以上の距離に2.5時間の日影を与えてはならないこととされているものである。

また地域、区域の適用については日影を与える、地域、区域が規制の対象となるものである。

なお、建築物の敷地が道路、川または海、鉄道敷等に接する場合は、当該敷地境界線はこれらの幅員の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとしての緩和がなされるものであるが、公園と接する場合は緩和の措置はないとされる。

(5)、法第86条の2既存の建築物に対する制限の特例として、法律および政令で指定される特定用途の建築物に対し、防火区画、避難施設、非常用照明装置、非常用進入口等の規定を既存の建築物に遡及適用をしようとするもので、これが特定用途はつぎのものが対象となるものである。

① 百貨店、マーケット、展示場、大規模物品販売業を営む店舗の用に供する建築物で、3階以上の階または地階でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500m²を超えるもの。

② 病院その他政令で定める特殊建築物で、5階以上の階において、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500m²を超えるもの。

③ ホテル、旅館、劇場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等で5階以上の階または地階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計が2,000m²を超えるもの。

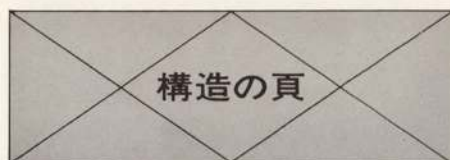
④ ①～③の特殊建築物で5階以上の階または地階で、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が2,000m²を超えるもの。

⑤ 地下街における居室の床面積の合計が1,500m²を超えるもの。

以上の特定用途で遡及する規定の適用は特定用途部分に限るものとし、特定用途が地階のみにある場合は、最下階から地上の出入口まで適用されるものである。またこれら遡及される時期は法律が施行された後において、①、③のホテル、旅館を除く用途の建築物、④、⑤の建築物については3年後、②およびホテル、旅館の用途の建築物については5年後から適用を受けることとなるものである。

(6)、その他、法第90条の2、工事中の特殊建築物等に対する措置および法第90条の3工事中における安全上の措置等に関する計画の届出等が追加されるが、紙上の関係上割愛いたします。

(かじはらあきら 大阪府建築部建築指導課主幹)



電算機によるRC建物の構造設計(その2)

桑 形 松 夫

2. 電算プログラムの評定

構造設計において電算機を利用する理由は、つぎのように集約できるだろう。

- ① 計算量、計算精度の点で電算機の高演算機能、演算の正確性を利用するため。
- ② 複雑な手続きをプログラム化し、繰り返し計算を省くため。

前者では電算機を計算手段として利用するわけで道具として性能が確かであれば問題はない。後者の場合、構造計算の手続きがプログラム化されている点に問題がある。構造技術者に代わってプログラムが計算結果を判断し、構造設計を進めていく場合があるからである。

構造設計を行う技術者には資格が必要であるのと同じように、構造設計用のプログラムにもライセンスが必要となってくる。正しいデータが入力されれば、プログラムは、④定められた手続きによって、⑤正しい計算結果を出力する、ことを検査し、保証することがプログラムの評定といえる。

「定められた手続き」は、構造設計の手続きを規定するものであり、基準法、施行令、学会計算規準などの基準、規範を守っている必要がある。

「正しい計算結果」は、プログラムに論理的な誤りがなく、計算が正しく行われることである。

評定が行われることによって、プログラムの利用者は上記の2点について自分で検査する手間が省け、構造計算書をチェックする建築主事もプログラムについて頭を悩ます必要がなくなり審査の能率が高まる。評定が制度化されればこのような効果も期待されるだろうという観点から、昭和48年に電算プログラムの評定制度が、多くの学識経験者の慎重な審議を経て発足することになった。

評定の対象となるプログラムは、手続きの内容が明確に論理化され、一般化されていることが必要であるので、当面は構造設計に関わるものにしられた。

前号で紹介したRC構造設計プログラムBUILDも評定を受け、49年に審査に合格している。

3. 電算機によって構造設計を行うときの問題点

BUILDの評定にあたって、構造設計に電算機を利用するときの留意すべき事項として提起された問題点は、つぎのようなものであった。

- ① プログラムの適用範囲を逸脱して計算機能を乱用し、誤った構造設計をする恐れがある。
- ② プログラムの計算結果をうのみにして、計算に先立つ前提条件を忘れ技術的判断を誤る。

BUILDの場合について説明しよう。適用範囲では、フレームが平行で相互に直交する、床面はすべて同一レベルにあるなどが重

要な前提であるが、これを無視して無理矢理にモデル化すれば計算結果は大きな誤差を伴うようになる。また、床は剛体変位をするという前提に立って応力計算をしているので、この条件が満たされぬような建物ではきわめて危険な結果を与える、等々。

自分自身で作ったプログラムであれば、これがどのような場合に使えるかは十分に解っている。しかし他人の作成したプログラムを使用するときには、その適用範囲を十分に見極める必要があろう。どのような仮定、前提条件があるのか、計算方法は適切か、モデル化が必要な場合にはそれが現実とどの程度の違いを持つか、などである。

つぎに計算結果についてであるが、これはあくまでそのプログラムに適用させるためにいくつかの仮定を設けて計算した建物のモデルについての結果であって、真の答えではない。しかし現実の構造設計は、定量的な基準、たとえば変形や応力度を許容値と比較して設計の可否を検定する方法を取っているので、計算結果の答えを出さなくてはならない。計算結果の数値の技術的、工学的判断が重要になってくる理由がここにある。

プログラムの機能や適用範囲、制限事項については、それを提供する側に責任があり、利用者には十分周知徹底する責任があるのももちろんである。利用する側ではプログラムを盲信せず、その有効な限界をはっきりと知った上で使いこなす必要がある。

プログラムの計算結果についての判断は、プログラムを利用する技術者にあり、入力されたデータに対して正しく計算を行っている以上はプログラムの側には責任はない。計算結果を正しい構造設計に結びつけるのは技術者の役割であるから。

プログラムを正しく適用し、その結果を正しく判断して使うことが電算機を用いて構造設計することのかなめであろう。

このためにはどんなことに注意すればよいであろうか。いちばん現実的な方法としては構造計算書の作成がある。単なる計算手続きと計算式を羅列した計算書(電算機が手書きよりも速くきれいに作ってくれる)ではなく、設計条件を明確にし、設計方法をはっきりと記述した計算書を作ることである。その方針のもとにプログラムを適用するためのモデル化を検討し、計算結果に対しては総合的な判断を加えておけばよい。

従来の構造計算書のように設計条件、設計方針がはっきり書かれていないままに、計算だけが進められているというのでは、計算結果にふりまわされることになる。

BUILDの評定でも構造計算書の重要性が指摘されており、とくに電算機の計算結果に対する総合判断が重視されている。

電算機を利用することによって設計コストは安くなったが、ついでに設計の質も低下するようであってはならない。

(くわがた まつお 電電公社建築局標準設計室)

本誌昭和50年4月号の「構造の頁」欄の「電算機によるRC建物の構造設計(その1)」では、BUILDについての概略説明をしているのでご参照下さい。

受水槽内の水の汚染と問題点

河津 隆之

はじめに

上水はいかなる方法でそれがわれわれに供給されようと、衛生的な水として供給されなければならないことは論をまたない。建築基準法施行令でもその建築設備等の章において、配管設備の設置、構造等をややおおまかなきらいはあるにしても記述し、厳に衛生上支障のない水質の保持を求め、また設備業界において現在唯一の設備基準とされているHASS 206(空気調和・衛生工学会規格)給排水設備基準でも、詳しく水質の汚染防止の措置、方法を述べてはいるが、われわれ生活環境において、そのこと自体に関し全く無知なるがために発生したものは別としても、設計施工のミス、使用上の不注意、あるいは不測の事故によっての上水汚染の事故はかなりの件数に昇っているようである。給水設備において、給水タンク、貯水タンク等すなわち水を貯めることそのものが(もちろんその他機器、管材からの原因であろうが)多かれ少なかれ水の汚染につながるものといっても過言ではない。では給水設備において水を貯めないですむ設備ができないものか、残念ながらわが国においては大体2階建までの小規模な建物の給水設備においてのみ、上水の直結給水が可能であるが、それ以上の高さの建物にたいしては所要水圧の上で、水道直結給水はできず、したがって現行法規では貯水タンクいわゆる受水槽だけはどうしても必要なのである。

しかるに受水槽に対する水の汚染その他のトラブルは近年になっても跡をたたず、むしろ増加の傾向にさえあるようだ。たとえばある報文には東京都がビル管理法に基づき、昭和48年度の給水管理について都内における特定建築物の立入検査をした結果は受水槽の不適合率は75%にも及び、項目別では、槽内の清掃、マンホールの構造、設置位置の不適合率が30%を超えている等であり、別の報文では、(1) 昭和45年10月30日K新聞、ビルの飲み水15%が不適格、横浜市衛生研究所。(2) 昭和49年10月31日N S新聞、装置の39%が不適、

受水槽以下立入調査、神戸市水道局発表。などが記載されている等、受水槽以下の水質についてはまことに寒心に耐えないものがある。したがって、受水槽における水の汚染防止については一層の努力を払わなければならないと思うのである。

受水槽の構造および設置位置と容量

建築基準法施行令にも「給水タンクおよび貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにおいては、衛生上支障のないように有効なさび止めの措置を講ずること」と記されているが、現時点では地上あるいは屋内の床上に設置された強化プラスチック(FRP)製が最も良いと思われる。鉄筋コンクリート製で屋外の地下に設けられたものでは、地盤沈下の影響を受け壁面にひび割れができ、そこから、あるいは電気配線の管を伝わったり、上水管取付部の間隙から、雨天時には雨水が槽内に侵入して水を汚染した例がある。地階にあってよく見受けられるのであるが、耐圧スラブと地階床スラブとの間の建築躯体を利用して設けられた受水槽で、安易に汚水槽、雑排水槽等とコンクリート壁1枚で隣り合わせたもの、気安めにそれぞれの壁で独立させたものは、建物の強度変化、地盤沈下によるひずみにより躯体のコンクリート壁にクラックが生じ、結局受水槽の水の汚染につながるものである。あるいは受水槽のスラブを厨房室のスラブと兼用したり、ポンプ室のスラブと兼用して(小さなビルではそのポンプ室が雑品庫がわりに使われているところさえもある)、食品洗浄用の中性洗剤や食品油、機械油、汚水等がスラブのひび割れから槽内に滴下して水の汚染を引きおこしたり、マンホールが床面と同じレベルで設置されていて(最近の東京都内の一地区の調査では70%以上がこのような取り付け方であった)排水管の詰まりその他で汚水がマンホールより受水槽に流入した例もある。受水槽の設置位置等を給水関係の地方条例によって規制されていない都市にあっても、設計の場合はその位置、構造には二重、三重の安全対策が必要である。

すなわち二重スラブ内に止むを得ず設置する場合は、

① 受水槽と他の排水槽とは二重壁とし、その間隔は少なくとも500mm以上とする。かつ受水槽の底よりも下の位置で二重壁の間に釜場を設ける。

② 受水槽のスラブは絶対に他の使用目的とくに厨房室、機械室、雑品庫、駐車場等に使用しない。

③ 屋外で常に雨に当たる場所でも同様であるが、マンホールは完全防水形を選定し、常に密閉させておく。マンホール周辺部の段上げは100~300mm以上とし、蓋取付部の防水を完全にする。

こと等である。また1日の使用量に比べて著しく容量が大

きく、平面計画上も滞留水(死に水)ができて残留塩素がなくなり、浮遊物が発生した例もあるので、受水槽の容量は1日の使用量の $\frac{1}{10} \sim \frac{1}{5}$ を標準とし水の入れ替わりがあるようにし、う回路ができるよう隔壁を作る等考慮する。なお埃、虫などが入らない構造、形状の通気管を設ける。とくに大容量のときは受水槽を二槽に分け、底部には釜場に向かって $\frac{1}{100}$ 以上の勾配を付けなければならない。

受水槽のオーバーフロー管

清浄な上水を貯めてある受水槽が外部に配管によって開口していることは一つ間違えば、逆に外部から上水以外の水が槽内に流れ込む、いわゆるバックフローが起こりうる危険性をはらんでくるということである。したがってオーバーフロー管の接続には充分な注意が必要である。

以下その要点を述べれば、

① 地中または床下に設ける受水槽には、オーバーフロー管を絶対に地中または床下内に設けない。

② 地上または床上に設置した受水槽のオーバーフロー管、オーバーフロー管取だし部分のみ地上または床にある受水槽のオーバーフロー管は必ずその管の実内径の少なくとも1倍、できうれば2倍以上の排水口空間をとって排水溝、排水軒等に接続する。

③ オーバーフロー管にはステンレス製の防虫網を取り付け、かつこれの設けられる位置は埃などが入らず、容易に点検、取り替えができ得る場所でなければならない。

④ 間接排水管が0.5mを越える場合は装置に近接してトラップを設ける。等である。

おわりに

受水槽内の水の汚染は事故例からみると、大半が構造自体の欠陥、排水槽との関連およびオーバーフロー管の排出先の取り方に起因するものであるから、建物自体の不等沈下その他からくる受水槽躯体の破損を守るため、受水槽は建物内床面上設置とし、オーバーフロー管は床面の排水孔に適切な排水口空間をとった間接排水として排水管よりのバックフローを防止することが最良の方法といえよう。もちろん先にも述べた通り、現段階において受水槽の躯体自体は小容量のものはFRP製、大容量のものでは樹脂コーティングによる鉄板製またはFRP製のパネル貼付けによるコンクリート製が良いと思われる。

しかし、躯体の材質がいかに優れ、構造、容量等またその廻りの配管が適切であっても、当を得た維持管理が伴わなければ、受水槽内の水質汚染の危険はまだ存在していることを知るべきである。

引用文献

- (1) 中尾厚義：「給水設備の衛生的問題点と対策」設備と管理 第9巻第2号
- (2) 佐野算彦、井上勝壽：「水のトラブルあれこれ」水 第17巻第5号

(かわづたかゆき 畜久工業 K K 大阪支店取締役支店次長)

11 建築積算の電算化

楠山登喜雄

積算の電算化

建築産業における「積算」業務の役割は、近時ますますその重要性をましてきている一方、その業務内容は依然として旧態のまま、膨大な加減乗除を人力によって行っているのが現状である。しかしここ数年、業界の一部においてコンピュータシステムの利用が活発に試みられ、積算業務の近代化に一筋の光が見えてきた感がある。現在すでにいくつかのシステムが稼動し、開発途上のものも数点あるときく。

とりあえず積算業務内容に関する電算化の現状を、その適用業務から大別すると表-1のごとくに分けることができる。

また使用機器も各種マイクロコンピュータと呼ばれる超小型計算機から、大型なみの入出力装置を有するミニコンシステム、一般の中型、大型コンピュータシステム等があり、処理形態にしても情報を直接タイプラインする

表-1 電算化の適業務

RC構造積算	コストプランニング
鉄骨構造積算	概算
内部・外部仕上積算	値入れ
土工事積算	材料加工図作成

ものや会話型端末によるもの、カード入力するバッチ処理、リモートバッチ処理までさまざまである。

このような多種多様なシステムの開発が積算においても行われているが、数量算出のシステムを設計する際にその目的と利用効果を明確にする意味で、つぎのようなシステム処理水準(レベル)による分類方法をとることができる。

処理レベルによる分類

*集計処理のレベル

数量拾い出しは手作業で行い、それぞれの部位や材料コードを付して入力し、集計、計算および作表をシステムが実行する。この処理レベルでは入力に計算式または数量そのものを入れるため、拾い作業自体の省力化にはならない。しかし積算業務における計算、集計および作表の手間が全作業量の15~25%を占めることを考えると部分的であれ省力化という点で有効である。

鉄骨および仕上りの積算システムにおいては、このレベルのものの実用例が多い。

*処理レベル-1

エレメントまたは部位単位にある程度の論理的判断と計算機能を持つようシステム化したもので、入力にはエレメント等の積算に必要な十分な情報を一括または連続した形にまとめて入力し、システム内部ではそれら情報のチェックと計算を行い、集計処理へ進む。

この処理はプログラムも容易であることから、各種積算システムに採用される処理概念となっている。

*処理レベル-2

この段階の処理は、入力情報をリストデー

タとそれに対する拾いデータに分け、システム内部において計算処理に必要なデータをそろえることが特徴である。

この方法は作成するデータがリストデータ、拾いデータともに設計図との対応が明確であり、データを作成する作業もチェックも容易なことから、ミニコン以上の本格的システムに利用され、効果をあげている。

*処理レベル-3

レベル-2の処理において手作業で行っていたエレメントサイズの拾い出しをシステムが代行するもので、空間位置による処理を行うのが特徴である。

この処理では、エレメント等の位置をシステムが管理するため、設計図に近いものを出力してチェックすることができ、また一切の重複データを省略できるようなシステムでは、入力は非常に容易になる。しかしこのレベルの処理は、システム設計およびプログラム作業に比較的高度の技術と多くの開発手間を要するため、十分な汎用性と利用効果のある実際例は、現在開発中のものを含めても1~2あるのみである。

電算化の問題点

以上のように建築積算界においてもさまざまな角度から電算化を検討しているわけだがそこにはまだ統一的な思考といったものがないのも事実である。多くのシステムは作業の省力化を目的として研究され、実用に供されているが、反面、計算処理が手作業に比べチェックしにくいことから問題を生じることもある。とくに積算の電算化に際しては処理のレベルを上げる以上にチェックしやすい出力を設計することが重要であり実用的ともいえるのである。

また入力的设计においてはユーザーが取り扱いやすい方法を十分検討し、データの修正変更も迅速にできるものが望ましいのである。

このようなことを考慮し、今後の開発をより有効なものにするためにも、積算を電算化する上において誰もが利用しやすい計算方法および成果物表現のルールを確立する必要があるのではないだろうか。

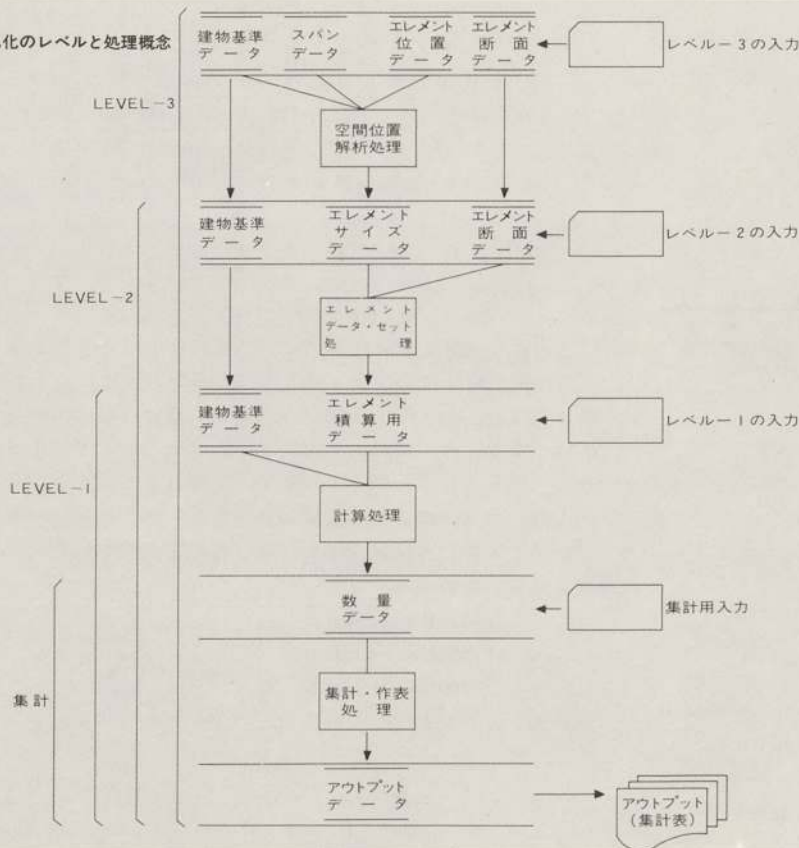
積算電算化の将来

現在、建築積算研究会において「建築数量積算基準」の研究が進められ、く体の部は3年前に、仕上りの部は遅くとも本年中にはその成案ができる見通しの時点まできている。この積算基準ができることにより、従来バラバラに放置されていた積算の拾い方は少なくとも統一の方向へ向かうことになる。各種のシステムには独自の特徴があつてしかるべきだが、電算化も基本線において統一ある姿が当然望まれるであろう。

つぎにくるのは、電算によって出された積算結果を、より以上社会的に認めてもらうことである。現在プリントアウトされた結果の使用は認めないというところも一部にはあるが、このような依頼主の認識をより高めることも今後課せられた課題といえよう。

(くすやま ときお KKフタバエンジニアリング)

図-1
システム化のレベルと処理概念



音響・熱部門の現状

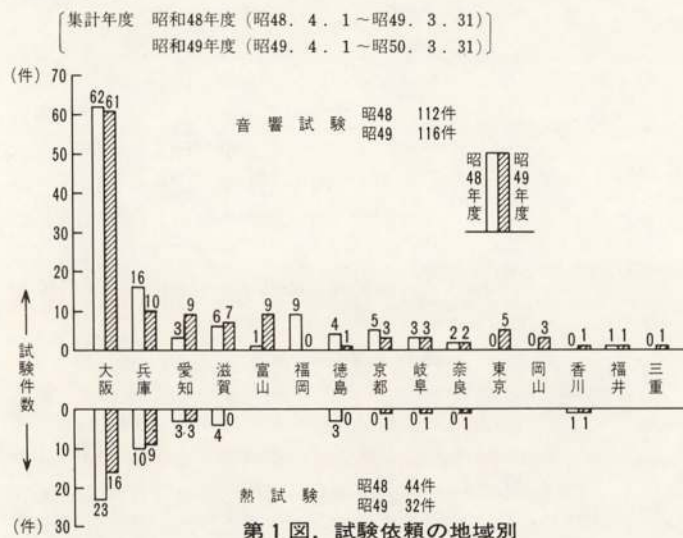
1. はじめに

音響・熱試験棟は当試験所第2次整備計画の一環として昭和47年10月に竣工し、音響関係試験はその翌月から業務を開始したのですが、熱関係試験は当初部門の主力を音響に注いだこと、また測定装置の製作が若干おくれたことなどから、本格的に試験に応じられるようになったのは、約半年後の昭和48年4月からであります。したがって、音響・熱両施設がともに稼動するようになって以来、今春で満2カ年を経過したことになります。

この間、試験依頼者も近畿のみならず、遠くは東京、福岡まで広がり、その状況は第1図に示すごとくであります。交通機関の発達によって距離が時間的に短くなったとはいえ、遠隔の地域からも試験依頼をいただけるということは、誠に有難く思っておりますとともに、公的試験機関なるがゆえに、当所に課せられた責任の重大さを痛感するものであります。

今後とも試験に関しては建築におけるユーザーの立場より公正・正確を、試験ご依頼者には依頼者各位の立場に立ち迅速・親切をモットーに業務に専念する所存であります。皆様方におかれましても、本施設の充分なるご活用をお願いする次第です。

本稿では、満2カ年を経た音響・熱部門の最初の一区切として、これまでの業務内容をご紹介させていただき、また、この一兩年の実績をもとに音響・熱試験の将来にも触れてみたいと思います。これにより「建築と社会」読者諸兄には音響・熱部門が一体どのようなことをしているのかを知っていただき、また、これまで試験依頼をいただきました方々には、なお一層親しみをお持ちいただけたら幸いです。



2. 試験依頼者の地域別

前掲第1図に示したとおり、音響・熱試験とも試験件数を地域別に見た場合、地元の大阪が両年を通じて全体の過半数を占め(昭48、54%、昭49、52%)これに、兵庫、愛知、滋賀が続き、地域としては全部で15の都府県にまたがっています。

昭和48年と昭和49年と比較した場合、音響試験では新たに東京、岡山、香川、三重が、熱試験では京都、岐阜、奈良の3県が顔を出しています。これらの地域からご依頼を受けるということは、適当な試験機関がないからという理由もあるでしょうが、それにもまして当試験所の役割がこれらの地域に次第に理解されていったためと思われる

ます。したがって、当部門としても従来遠距離の依頼者に負担となっていました、試験体製作、装着、打ち合わせなどに対し、本年から電話による打ち合わせ、試験受付、左官・大工など職方の幹旋等に取り組み、依頼者のご便宜を計るつもりであります。

3. 受託試験内容

第1表に昭和48、49兩年度の受託試験件数を示します。同表はまた、当部門で現在扱っている試験項目(音響7、熱4)を示すものでもあります。音響・熱を合算した年間処理件数では、昭和48年度156件、昭和49年度148件と大差はありません。しかし内容的にはかなり大きな変化が認められます。すなわち、音響試験について、昭和49年度はその前年よりも、

- 建築基準法第30条の2「長屋又は共同住宅の各戸の界壁の遮音構造」にもとづく遮音認定試験(建築基準法にもとづく音響透過損失測定)

- 建設省告示第2031工業化住宅性能認定試験(詳しくは「建築と社会」1974年11月号P.51に長橋が紹介)

が増加しました。音響試験処理総数に占めるこれら認定試験の割合を見れば、なお明瞭になると思います。すなわち昭和48年度9/112=8%に対し、昭和49年度は実に(16+8)/116=21%に上昇しています。

第1表 受託試験・年間処理数

区分	試験項目	昭48	昭49
音響関係	垂直入射吸音率	4	6
	残響室法吸音率	44	24
	音響透過損失	54	56
	同上(建築基準法にもとづくもの)	9	16
	床衝撃音試験	1	4
	工業化住宅性能認定試験	—	8
	現場調査	—	2
	計	112	116
熱関係	熱伝導率	30	24
	熱貫流率	14	6
	結露試験	—	1
	現場調査	—	1
	計	44	32

~~~~~認定試験を示す。

このような認定試験増加の傾向は量産住宅にともなうユーザー保護の立場から今後ますます強くなると考えられますし、上記2つの試験以外にも、上下階の床衝撃音試験、あるいは建物の断熱性能をチェックするための熱貫流率試験・結露試験も住宅性能を評価するための一要素として将来クローズアップされることと思います。

なお、前述の建築基準法第30条の2にもとづく界壁の遮音構造についてですが、当試験所でおこなった認定試験のうち、遮音構造基準値

$$\left( \begin{array}{l} 125\text{Hz} - 25\text{dB以上} \\ 500\text{Hz} - 40\text{dB} \text{ } \\ 200\text{Hz} - 50\text{dB} \text{ } \end{array} \right)$$

を満足し、合格となった件数は、つぎのとおりです。

|     | 試験件数  | 合格件数 |
|-----|-------|------|
| 昭48 | 9 (件) | 4    |
| 昭49 | 16    | 9    |

これから分かりますように、合格率は50%内外であり、かなり厳しい試験ではあります。合格となった界壁断面はほとんど乾式工法によるものですが、つぎのような特徴を持っていたようです。

- ① 床スラブ、あるいは天井スラブ、梁下などへの取り付け方法およびパネル接続方法などが現場での施工精度を充分考慮されている断面。
- ② 系統的な音響試験の積み重ねがある断面。
- ③ 壁厚と壁体重量（面密度 $\text{kg/m}^2$ ）を壁体の質量則から決定されている断面。
- ④ 遮音クリップなどで音の伝達経路をなるべく少なくするように工夫している断面。
- ⑤ 2重貼の界壁でおおのの版厚を変え、版の共振周波数が一致しないように工夫されている断面。

などです。

#### 4. 試験体の材料構成

第2表、第3表はそれぞれの試験体を材料別に分類した結果を示したものであります。これら試験体は市販前の、あるいは試作段階のものが大部分ですので、いいかえればこれらの表はこの一両年開発中であった製品の主構成材料を示すことができます。

第2表は音響関係の試験体に関するもので、分類は材料の吸音性状にもとづき、多孔質材、板状材料、穴あき構造体と便宜的に大きく3つに分けましたが、穴あき構造体（穴あき板と多孔質材、スリットと多孔質材などの組合せ）の場合、材料的見地からすれば鋼板＋岩棉系繊維（グラスウール、ロックウール）が多かったようです。

また、同表中、鋼板サンドイッチパネルと分類されているものは、成型鋼板のなかでウレタンフォームを発泡させたパネルが大部分を

占めています。軽くて自立性をもつうえに、最近では難燃性のウレタンフォームが開発されたようでもあり、この材料は遮音材、吸音材そのものとしては多くを期待できないかも知れませんが、その抜群の断熱性（15cm厚の熱貫流率 $0.2\text{Kcal/m}^2\text{h}^\circ\text{C}$ 、同厚の鉄筋コンクリート版 $3.5\text{Kcal/m}^2\text{h}^\circ\text{C}$ ）をもって有望な建築材料と思われます。

#### 5. おわりに

以上、きわめて概括的に過去一両年の試験実績を纏めてきましたが、試験を担当している立場からすれば、遮音構造の低下を招く音橋（Sound Bridge）、あるいは局部的な熱損失を招くジョイント部分の熱橋（Heat Bridge）などを測定中に目のあたりにみて、建築とは異種の材料の集合であるということを強く感じたことでした。

また、熱貫流率などは試験と併行して計算値を算出し、実測値との比較を常におこなっておりますが、両者が一致することはまず珍しいくらいで、通例、1～3割の差が認められます。

このことは、異なった断面形状、異種の材料、空気層をもつ一般の建築構成材に対する理論的推定は、はなはだ困難であり、結局は測定してみるのが、今のところいちばん確かであることを示唆するものでありましょう。

最後になりましたが、過去2年余、当音響・熱部門でも公正・正確・迅速・親切を業務の軸として、試験依頼から試験までを1カ月以内に、試験実施から報告書提出まで2週間を目標に努力して参りました。今後は前述のように遠距離の依頼者のご便宜を計るなど利用しやすい試験機関として、ご信頼に応えるつもりであります。今後とも当施設のこれまで以上のご活用をお願いする次第であります。

（主任研究員 十倉 毅）

第2表 音響試験体の材料別分類

| 試験項目<br>主材料名 |               | 垂直入射吸音率 |      | 残響室法吸音率 |      | 音響透過損失 |      | 音響透過損失<br>(建築基準法) |      | 衝撃音試験 |      | 工業化(建設省)認定試験性能 |      |
|--------------|---------------|---------|------|---------|------|--------|------|-------------------|------|-------|------|----------------|------|
|              |               | S.48    | S.49 | S.48    | S.49 | S.48   | S.49 | S.48              | S.49 | S.48  | S.49 | S.48           | S.49 |
| 多孔質材         | ロックウール・グラスウール | 1       |      | 4       | 7    |        |      | 2                 |      |       |      |                |      |
|              | 焼成ひる石         |         |      | 2       |      |        |      |                   |      |       |      |                |      |
|              | 樹脂発泡体         | 1       | 2    | 3       | 1    |        |      | 3                 |      |       |      |                |      |
|              | 織物・植毛製品       |         | 1    | 1       | 3    |        |      |                   |      |       |      | 2              |      |
| 板状材料         | 硬質繊維板         |         |      |         |      | 1      |      |                   |      |       |      |                |      |
|              | 樹脂成型板         |         |      |         |      | 1      |      |                   | 3    |       |      |                |      |
|              | パーライトボード      |         |      | 6       | 1    |        | 1    |                   |      |       |      |                |      |
|              | 合板ベニヤ・木質系     |         |      |         |      | 1      |      |                   |      | 1     |      | 木質系6           |      |
|              | 鋼板            |         |      |         |      | 4      |      |                   |      |       |      | コンクリート系2       |      |
|              | セメント・コンクリート   |         |      | 3       | 1    | 3      |      | 5                 | 4    | 1     | 1    |                |      |
|              | 石綿スレート        |         |      |         |      | 2      | 14   |                   |      |       |      |                |      |
|              | 石膏ボード         | 1       | 2    | 2       | 1    | 4      | 2    | 3                 | 9    |       |      |                |      |
|              | 木毛セメント板       | 1       |      | 1       |      | 1      | 1    |                   |      |       |      |                |      |
|              | ゴム系           |         |      | 1       |      | 1      |      |                   |      |       |      |                |      |
| 穴あき構造体       | 鋼板サンドイッチパネル   |         |      | 3       | 1    | 7      | 8    | 1                 |      |       |      |                |      |
|              | アルミサッシ・ドア     |         |      |         |      | 13     | 11   |                   |      |       |      |                |      |
|              | スチールサッシ・ドア    |         |      |         |      | 2      | 2    |                   |      |       |      |                |      |
|              | 穴あき板と空気層      |         |      | 1       | 2    | 2      | 1    |                   |      |       |      |                |      |
|              | 穴あき板と多孔質材     |         |      | 9       | 5    | 7      | 8    |                   |      |       |      |                |      |
|              | スリットと多孔質材     |         | 1    | 8       | 2    | 5      | 3    |                   |      |       |      |                |      |
| 計            |               | 4       | 6    | 44      | 24   | 54     | 56   | 9                 | 16   | 1     | 4    | 0              | 8    |

第3表 熱試験体の材料別分類

| 試験項目<br>主材料名 |               | 熱伝導率 |      | 熱貫流率 |      | 結露試験 |      |
|--------------|---------------|------|------|------|------|------|------|
|              |               | S.48 | S.49 | S.48 | S.49 | S.48 | S.49 |
|              | ロックウール・グラスウール | 4    | 4    |      |      |      |      |
|              | 樹脂発泡体         | 4    | 5    |      |      |      |      |
|              | 織物・植毛製品       |      | 1    |      |      |      |      |
|              | 硬質繊維板         | 2    | 1    |      |      |      |      |
|              | 樹脂成型板         |      |      | 1    |      |      |      |
|              | パーライトボード      | 2    | 4    |      |      |      |      |
|              | 合板ベニヤ・木質系     | 1    |      | 8    | 2    |      | 1    |
|              | セメント・コンクリート   | 2    | 2    | 4    |      |      |      |
|              | 石綿スレート        |      | 1    |      |      |      |      |
|              | 炭酸マグネシウム板     |      | 1    | 1    |      |      |      |
|              | 硅酸カルシウム板      | 3    |      |      |      |      |      |
|              | 石膏ボード         | 1    | 2    |      |      |      |      |
|              | ウレタンフォーム      |      | 1    |      |      |      |      |
|              | 鋼板サンドイッチパネル   | 7    | 1    |      | 4    |      |      |
|              | 木毛セメント板       | 4    | 1    |      |      |      |      |
| 計            |               | 30   | 24   | 14   | 6    | 0    | 1    |

# 日本建築協会 月間の動き

昭和50年3月分

## 定 時 評 議 員 会

28日 4時～5時 於会館集会室

出席者 相川副議長ほか14評議員  
委任状 黒谷俊一ほか35名  
理事 塚本会長ほか4名

- 議事 (1)評議員会議長、副議長互選の件  
(2)副会長2名、理事21名選任の件  
(3)役員重任承認の件  
(4)昭和49年度一般勘定収支更正予算承認の件  
(5)昭和50年度一般勘定並びに会館特別勘定収支予算承認の件

## 評議員懇談会（技術部門）

7日 5時～6時 於会館集会室

出席者 坂井評議員ほか9名

- 議事 (1)昭和50年度技術部門選出の副議長候補者推選の件  
(2)技術部門選出副会長1名推選の件  
(3)技術部門選出理事9名推選の件

## 理 事 会

19日 4時～5時10分 於会館集会室

出席者 塚本、銭高正副会長ほか7理事  
藪本、山下和歌山正副支部長

- 議事 (1)昭和49年度一般勘定収支更正予算承認の件  
(2)昭和50年度一般勘定並びに会館特別勘定収支予算承認の件  
(3)常務理事重任承認の件  
(4)沖縄海洋博建築写真集刊行の件  
(5)事務局職員昭和50年度給与引上げの件  
(6)入退会者承認の件  
(7)報告事項

## 会計理事会

3日 正午～1時 於会館3階会議室

出席者 山田主幹理事ほか3名

- 議事 (1)昭和49年度一般勘定収支更正予算案の件  
(2)昭和50年度一般勘定並びに会館特別勘定収支予算案の件

## 編集理事会

10日 3時半～4時 於会館集会室

出席者 福田副会長松村編集委員長ほか2名

- 議事 (1)昭和49年度雑誌費の収支見込報告  
(2)昭和50年度雑誌費収支予算案について

## 建 築 デ ー タ シ ー ト 委 員 会

### 企画分科会

3日 午前11時～1時 於会館集会室

出席者 酒井幹事ほか3名

- 議事 (1)掲載会社への建築データシートの普及方法について  
(2)次年度の企画分科会について

### 委員会

19日 6時～8時 於会館集会室

出席者 井上、真塚正副委員長、岡田幹事ほか7名

- 議事 (1)No.50号(8月発行)の掲載予定シートについて  
(2)建築データシートの普及方法とPRについて  
(3)次年度の委員の委嘱について  
(4)そのほか

## 事 業 委 員 会

### 若い会員の集い小委員会

4日 6時～10時 於会館集会室

出席者 西村副委員長、中村、広瀬各幹事ほか6名

- 議事 (1)第9回「解体修理中の古建築見学会(3)・清水寺の釈迦堂・成就院庭園その他」の実施報告  
(2)昭和50年度第1回「若手建築家に聞く」の会告原稿その他について  
(3)第2回「建築家のための“みどり”学習会(3)」の企画について  
(4)第3回「解体修理中の古建築見学会・東福寺の山門」の企画について  
(5)次年度事業委員会の編成(委員長案)の検討について  
(6)そのほか  
(7)「都市と水」の勉強会について

### 広報小委員会

5日 6時～8時 於会館集会室

出席者 上松、打浪各幹事ほか2名

- 議事 (1)「中河内及び北河内府民センタービル」の展示写真の企画その他の報告  
(2)次年度展示写真の企画について  
(3)次年度事業委員会の編成(委員長案)の検討について  
(4)次年度広報小委員会の年間計画その他について  
(5)そのほか

### 見学会小委員会

6日 6時～8時 於会館集会室

出席者 堤副委員長 水谷幹事ほか3名

- 議事 (1)2月に実施した見学会の報告  
(2)3月の見学会の申込状況その他について  
(3)昭和50年度4月～6月の見学会企画について

- (4)次年度事業委員会の編成(委員長案)の検討について

(5)そのほか

## 委員会

13日 6時～7時半 於会館集会室

出席者 窪田委員長、大橋、小泉、花房、柳、三品、西村各副委員長ほか2名

- 議事 (1)各小委員会の事業報告と事業企画について  
(2)次年度の事業委員会の編成について  
(3)そのほか

### 樹の話シリーズ分科会

19日 6時～10時 於会館3階会議室

出席者 森下幹事ほか3名

- 議事 (1)第9回～16回の担当者の再確認  
(2)第16回～31回の企画について  
(3)そのほか

## 編 集 委 員 会

### 7月号設備特集編集幹事会

5日 10時～12時半 於会館集会室

出席者 石田繁夫・川本勝・岡田圭司各委員

- 議事 7月号設備特集「排水処理施設のあり方」(仮称)特集の企画(テーマと執筆者の選定)

### 作品作風小委員会

6日 4時～7時 於会館3階会議室

出席者 横山副委員長ほか2名

- 議事 4月号作品の決定(塞焚焼却工場)

## 委員会

10日 4時半～7時 於会館集会室

出席者 松村委員長ほか7名

- 議事 (1)4月号＝PC板を使用した工業化住宅特集経過報告  
(2)5月号＝社会・建築・法特集経過報告  
(3)6月号＝都市の景観と施設(仮称)特集報告  
(4)7月号設備特集幹事会報告  
(5)8月号構造特集企画  
(6)作品作風小委員会その他報告について  
(7)次年度編集委員会の編成について  
(8)次年度の方針

### 広告企画小委員会

12日 4時～6時 於会館集会室

出席者 隅田副委員長ほか6名

- 議事 (1)昭和49年度収支報告(雑誌関係)  
(2)昭和50年度暫定予算案に基づく年間広告企画の検討

### 作品作風小委員会

25日 4時～7時 於会館集会室

出席者 横山副委員長ほか10名

- 議事 (1)新旧委員自己紹介および引きつき  
(2)5月号作品(ゴルフクラブハウス)の決定

### 投稿欄小委員会

26日 4時～6時半 於会館3階会議室

出席者 増淵副委員長ほか5名

- 議事 (1)新旧委員の自己紹介および引きつき  
(2)一年間の投稿欄の反省、および今後の方向性

## 7月号構造特集編集幹事会

27日 4時～6時半 於会館集会所

出席者 辻委員ほか5名

議事 (1)7月号構造特集「建築とプレストレストコンクリート構造」の企画(テーマと執筆者の選定)

(2)構造分科会幹事の互選

(本特集は当初8月号の予定を7月号にふりかえたもの)

## 法規委員会

### 委員会

17日 3時～5時 於会館集会所

出席者 市川委員長ほか13名

議事 (1)建築基準法施行令一部改正に伴う手続関係について

(2)次年度委員の件

(3)そのほか

## 住宅委員会

### 太陽熱利用説明会

18日 1時半～3時半 於会館集会所

矢崎実験ソーラハウス1号について

講師 矢崎部品株式会社空調開発部

取締役部長 石橋敏宏氏

聴講者 27名

### 見学と委員会

18日 4時～8時

くずは朝日住宅展示場センターハウス内の矢崎総業株式会社展示の「太陽熱利用冷、暖房実験室見学後、八幡山荘において委員会(懇談会)を開催した。

出席者 小西委員長、岩本、高野各副委員長ほか11名

## 教育委員会

### 委員会

26日 5時半～8時 於会館集会所

出席者 佐々木、齊藤、力武各副委員長ほか10名

議事 (1)昭和50年度委員会の編成について

(2)次年度の事業企画について

(3)そのほか

## 建材委員会

### 委員会

28日 6時～8時 於会館集会所

出席者 山田委員長ほか13名

議事 (1)次年度の委員会編成について

(2)次年度の「テーマ」について

(3)近畿コンクリートブロック工業組合よりの説明

(4)そのほか

## 見学会

### 新・都ホテル新築工事の見学会

8日 2時～4時半

参加者 62名

設計監理 村野・森建築事務所

施工 株式会社 大林組

大日本土木 株式会社

共同企業体

## 建築業務基準委員会

25日 2時半～4時 於日本建築学会

本会より山根正次郎委員出席

## 建築クラブ朝食会

11日 8時半～9時半 於大阪グランドホテル

出席者 69名

当日は産婦人科医、黒川幸夫氏より「痔主(地主にあらず)解放物語」をテーマにお話を伺った。

## 3月の入会者(敬称略)

[団体会員1社]

殖産住宅相互大阪支店

[個人会員25名]

足立 実雄 浅井 清 稲垣 雅彦

岩本 誠二 大野 勝彦 紙谷 寛

木目 和男 黒田 達雄 桑木 順一

小林 隆範 千原 宏 中島 丈夫

仲 豊 長山 薫 長谷川光志

深沢 勝美 前田 忠昭 松井 繁弘

万字 仁孝 森口 衛 森田 洋生

安田 年夫 安原 盛彦 山田 武彦

山本 国男

[准会員2名(氏名省略)]



住宅委員会の見学 朝日くずは住宅展示場



同上 ソーラハウス



同上 展示住宅の一つ

## 日本建築協会の展示窓紹介

進展する社会情勢に対応する新しい施策の一環として、大阪府では、さる47年4月の三島府民センターを皮切りに順次6つの府民センタービルが建設されてきましたが、先ほど第7番目に竣工した「中河内府民センタービル」をもってその全計画を完了し、「地域に密着した府政と府民のコミュニケーションの場」という建設趣旨にふさわしく、府の出先機関として行政効率と地域府民へのサービス向上にその機能が十分発揮されようとしています。

今回はそのうち、先に枚方市大垣内町に建設された「北河内府民センタービル」と八尾市荘内町の「中河内府民センタービル」の紹介をしておりますが、両センターとも近代的な明るい建物として、外観はもとより、内部意匠には種々工夫がこらされ、人と物との対話が生まれるよう配慮が行きとどき、地域における府と市町村行政の円滑な推進をはかる連絡拠点として、親しみとやすらぎを与えるよう考慮されております。

下記期間中、両センタービルの屋内・外の写真およびその概要を展示しておりますが、「府民センター」のご案内も併せて掲示しておりますのでどうぞご覧下さい。

▶展示期間 4月中旬より2ヶ月間

▶展示場所 京阪電鉄 地下通路(淀屋橋→北浜の中間南側のショーケース)



信用ある技術と伝統の

# アスファルト工事

専業大店

シート防水・ウレタン防水・シングル葺工事

## 株式会社 久保商店

大阪市北区真砂町5番地 TEL: 06-364-0206 代表

# 室谷

## 内装不燃材

### 室谷商事株式会社

本社 神戸市生田区北長狭通4-1 (英和ビル)

電話 神戸(331) 0881~3

支店 大阪市北区絹笠町50(堂ビル5階 502号室)

電話 大阪(364) 2031~4

倉庫 神戸市葺合区八幡通1-5(電話221 2923)



新工法!  
プレノテクト吹付工法

陸屋根防水には **奥山式** 特許 絶縁工法 を

## カッパー防水帯

コーパータイト

8対2の防水(冷工法)

## デラタイト

特許 奥山式熱工法・冷工法総合防水層

### 奥山化工業株式会社

本社  
大阪出張所  
名古屋出張所  
札幌出張所

東京都中央区銀座8-4-11  
大阪市都島区都島中通り2-3-1  
名古屋市中区若草町3-3  
札幌市中央区北三条東四丁目

電話 03(571)2703~4・2370・4064・0264  
電話 06(921)2497・(922)7280  
電話 052(811)3660・3104  
電話 011(231)7 5 1 1

特許 **岩元式ベンチレーター**  
(電動式並固定型各種)

岩元式ベンチレーター A型・B型・固定型

岩元式連塔換気装置 (コンチニヤス・ベンチレーター)

新型 換気塔 NSライン (強制換気扇付)

新型 換気塔 SFスーパー (特殊装置による風量増幅  
換気扇の能力を倍増する)

最新型 採光排気塔(風光)スーパーライン特殊増幅装置付

スカイライト工事・通風ルーパー

スチール及アルミサッシュドアー・各種シャッター製作施工

其の他 曲加工一式



(カタログ進呈)

### 岩元工業株式会社

大阪市東成区大今里2丁目5番22号

電話 (981) 0615~0618

電気工事・計装工事  
設計施工 栗原工業株式会社

取締役社長 栗原 信英

大阪市北区高垣町16番地(東阪急ビル)

電話 大阪 (313) 1 1 0 1 (大代)

支店 東京・名古屋・舞鶴・大阪南・神戸・広島・九州

電気設備  設計施工

## 朝陽電気株式会社

代表取締役 山本 博三

本社 大阪市北区中之島3の3 朝日ビルディング

TEL 代表 (385) 1 3 6 1

本社営業所 吹田市垂水町3-34-6

TEL 代表 (385) 1 3 6 1

京都営業所 京都市右京区西京極郡葛野町21番地

TEL 代表 (311) 1 1 8 5

電気工事設計施工

## 株式会社 三興社

代表取締役 林 敏夫

本社 大阪市北区絹笠町50(堂ビル7階)

電話 (361) 3 6 7 1 (代)

支店 東京都中央区日本橋箱崎町3丁目2番地

電話 (671) 1 4 7 8 (代)

出張所 川崎・相模原・堺・福山

電気設備工事設計施工

## 東光電気工事株式会社

大阪支社

支社長 姉川 正男

大阪市東区高麗橋五丁目二八番地 電話大阪 (202)0325~9番

本社 東京都千代田区西神田1丁目4番地5号

支社 札幌・仙台・丸ノ内・名古屋・福岡

出張所 旭川・白河・横浜・静岡・富山

電気・暖冷房・空調工事設計施工



## 三宝電機株式会社

取締役社長 嘉納 伝三

本社 大阪市北区絹笠町五〇(堂ビル三階)

電話 (364) 1 4 7 1 (代)

支店 東京都港区新橋二一六(ニュー新橋ビル七階)

電話 (504) 0 2 3 1

支店 名古屋市北区城見通二丁目二〇番地

電話 (991) 5 1 3 1 (代)

営業所 神戸・堺・千葉・宇都宮・熊本

電気工事  設計・施工

## 中本電気株式会社

取締役社長 中本 正明

本社 大阪市城東区野江東之町三丁目一五

電話 大阪 (931) 代表 7 3 4 1 ~ 5

(0388) 2193

資材倉庫 大阪市城東区野江東之町3丁目11 電話大阪 (931) 7004

奈良営業所 奈良県御所市御国通360 電話御所 (2) 0122

枚方営業所 枚方市山之上新町1の1 電話枚方 (43) 8659・(44) 9232

電気工事・計装工事・設計施工

## 中央電気工業株式会社

取締役会長 今村 勝

取締役社長 平木 寛

本社 大阪市北区梅ヶ枝町56番地

電話 大阪 大代表 (312) 8881

支店 東京・名古屋・四日市・神戸・和歌山

営業所 松山・京都・草津・静岡・水島・福岡

各種電気工事設計施工・制御盤製作

## 野里電気工業株式会社

取締役社長 池内 文夫

本社 大阪市西淀川区柏里町1丁目110番地

電話 大阪 (472) 代表 1101~7

支店 東京都品川区西五反田6丁目25番11号(福島ビル)

電話 東京 (491) 1746 (492) 0182・0350

営業所 北九州市小倉区錦物師町23番地

電話 小倉 (56) 5665・5818

出張所 群馬・千葉・和歌山・名古屋

電気工事設計施工

## 太陽工藤工事株式会社

取締役社長 小林 四郎

本社 大阪市福島区上福島北1-2

TEL (06) 452-1 1 5 1 (代)

電力工事本部 大阪市此花区恩貴南之町73

TEL (06) 462-1 3 0 1 (代)

電気工事設計施工

 富士電業株式会社

取締役社長 田中 実

本社 大阪市西区北堀江上通1丁目65

電話 大阪 (541) 0564~7・7148~9

営業所 東京・名古屋・広島・福岡

電気設備設計施工



## 高千穂電機株式会社

取締役社長 岩崎 久雄

本社 大阪市都島区中野町4丁目8-10

電話 大阪 (06) 358-1171 大代表

営業所 東京・神戸・九州

電気工事・計装工事・設計施工

## 株式会社 ヤマト電気商会

取締役社長 山本 永造

本社 大阪市北区西堀川町15番地

電話 大阪 (364) 代 3 0 5 6

支店 東京・神戸・広島

営業所 名古屋・岡山・水島

出張所 札幌・滋賀・高砂・松山・三原・沖縄

空気調和・冷暖房設備  
給排水・衛生設備 設計・施工



株式会社 朝日工業社

本社 東京都港区芝浜松町1-2-7 電話(434)6171(大代)  
大阪支店 大阪市東淀川区加島町357 電話(302)2271(代)  
支店 北海道・仙台・名古屋・広島・福岡  
営業所 釧路・函館・盛岡・横浜・静岡・京都・神戸

電気・空調・給排水衛生設備  
設計 施工



大阪電気暖房株式会社

本社 大阪市西区江戸堀1-60 電話(441)8231代表  
支店 東京・名古屋・大阪・福岡・仙台・金沢・広島  
札幌・新潟・岡山・高松・熊本  
営業所 盛岡・秋田・横浜・富山・豊田・福井・京都・  
出張所 神戸・鹿児島・那覇

給排水・衛生設備 設計施工  
暖冷房・換気

株式会社 大阪城口研究所

取締役社長 城口庸平

大阪市北区高垣町一 電話大阪372局7151(代)  
京都市東山区大和大路正面上ル 電話京都561局4944(代)  
神戸市生田区下山手通六ノ一 電話神戸341局5892

■給排水衛生 ■冷暖房  
■空気調和設備  
■その他管工事一切の設計・施工

(旧斎藤久事務所)



斎久工業株式会社大阪支店

大阪支店 大阪市北区常安町11 電話06-443-5041(代)  
東京本社 東京都千代田区大手町2-6-2(日本ビルヂング)  
電話03-270-7411(代)  
営業所 札幌・仙台・金沢・高松・岡山  
出張所 福井・倉敷・広島・苫小牧

冷暖房  
給排水・衛生水道  
電気  
厨房



環境衛生施設  
荷役運搬機械  
化学鉱山機械

三機工業株式会社大阪支店

取締役社長 各務節  
支店長 藤田初蔵  
大阪市東区北浜2丁目2番地 電話大阪(202)代表3071  
本店 東京・日比谷・三信ビル  
支店 名古屋・福岡・札幌・広島・仙台・北陸  
出張所 横浜・金沢・静岡・高松

空気調和設備 設計施工  
衛生設備



三建設備工業株式会社

大阪支店 大阪市北区紅梅町65番地 電話(352)1131(代)  
本社 東京都中央区日本橋蛸殻町2-22 電話(667)3431(大代)  
支社 名古屋・仙台・札幌・広島・福岡・金沢・新潟・横浜

空気調和・衛生設備



株式会社 三晃空調

東京本店 東京都新宿区西新宿 新宿住友ビル 電話03-344-1911  
大阪本店 大阪市北区富田町16番地 電話06-363-1371  
支店 名古屋市千代田区下笹島町11-2 電話052-581-8571  
広島支店 広島市紙屋町1丁目2番22号 電話0822-47-4535  
福岡支店 福岡市中央区大名2丁目4番22号 電話092-761-3795  
出張所 横浜・福井・京都・神戸・松江・沖縄

—冷・暖房、衛生、機器配管、設計施工—



株式会社 清水工業所

本社 大阪市大淀区南浜町3丁目14番地  
〒531 電話大阪(372)2851(代表)  
東京支店 東京都中央区八丁堀4丁目11番7号  
〒104 (神谷ビル)  
電話東京(551)8041(代表)  
出張所 鳥取・群馬・宇都宮・君津  
島根・福岡・松山・高松



新日本空調株式会社

大阪支店 大阪市北区堂島浜通1-25(新大ビル)  
電話(06)344-6031(代)  
本社・東京支店 東京都中央区日本橋本石町4-2(三井第二別館)  
電話(03)279-5671(大代)  
名古屋・九州・広島・札幌・東海村・北陸・大分

空気調和 衛生設備／設計施工

須賀工業

大阪市西区土佐堀通1-14 TEL 06-441-5171  
支店 東京・大阪・名古屋・京都・神戸・福岡  
営業所 札幌・千葉・横浜・静岡・高松・広島  
出張所 金沢

空気調和 地盤凍結 冷凍冷蔵



精研冷機株式会社

本社 大阪市南区瓦屋町3番丁68番地  
(オートセンタービル2階) 郵便番号542  
電話大阪(06)768-5031番  
東京営業所 東京都千代田区九段南2丁目2番5号  
(九段ビル8階) 郵便番号102  
電話東京(03)262-3241~4番

●空気調和設備 ●給排水衛生設備 ●塗装設備

●蒸気噴射式冷凍機 ●公害防止関連機器／設計・製作・施工



大気社

(旧社名 建材社)

本社・東京支店=東京都新宿区西新宿2-46(新宿住友ビル2-13F) ③(344)1851大代  
大阪支店=大阪市北区中之島2-22 ③(203)3721代  
名古屋支店=名古屋市中区錦2-2-13 ③(211)1535代  
出張所=札幌・仙台・豊田・金沢・神戸・高松  
広島・松山・福岡・沖縄・バンコック

一般空調設備・恒温恒湿設備・冷凍冷蔵設備  
冷却乾燥設備・環境改善設備その他上記に附  
帯する衛生・電気等一切の工事の設計・施工



## ダイキンプラント株式会社

取締役社長 北川一郎

本社 大阪市大淀区中津本通1丁目2番地 ホーコビル  
〒531 電話 大阪(06)372-5171(代表)  
支店 東京都中央区日本橋本町3の1 共同ビル  
〒103 電話 東京(03)242-5521(代表)  
営業所 福岡・名古屋・広島・札幌・仙台

給・排水・衛生・消火・暖冷房設備

## 株式会社 西原衛生工業所大阪店

大阪市大淀区中津南通4丁目11 電話大阪(458)3531番  
出張所 = 京都・広島・天理・福岡

暖・冷房・空気温湿度調整装置



設計施工

## 高砂熱学

大阪支店 大阪市北区芝田町55番地(北阪急ビル9階)  
電話 大阪(372)2511(代表)  
本社 東京都千代田区神田駿河台4丁目2番地



## 平山工業株式会社

衛生・空気調和設備・設計・施工

TEL (441)代 1994・(443)代0331 大阪市西区江戸堀通2の2

温湿度調整装置・暖房  
冷房・水道・搬送機設備  
設計並ニ施工

## 第一工業株式会社大阪支店

大阪市北区富田町30 電話(364)6661(代)  
本社 東京都千代田区丸の内3-3-1(新東京ビル)  
電話(211)8511・8561(代)  
仙台支店 仙台市新伝馬町60  
電話(21)4491  
名古屋支店 名古屋市東区東門前町3-6  
電話(971)3621

空気調和・恒温恒湿・冷凍・冷蔵  
給排水衛生設備 設計施工



## 不二熱学工業株式会社

本店 大阪市南区順慶町2-50 電話 261-2436(代)  
東京支店 東京都大田区西馬込1-2-1 電話 773-1231(代)  
営業所 銀座・浜松・京都・神戸・福岡

MODAIR

空気調和設備設計施工  
換気・除塵設備

## 東洋熱工業株式会社大阪支店

大阪市西区京町堀4丁目 TEL(443)8071  
本社 東京都中央区京橋2丁目9 TEL(562)1351  
支店 名古屋・福岡

冷暖房・温湿度調整・水道  
衛生・環境衛生施設  
設計施工

## 山田工業株式会社

本社 大阪市西区京町堀1丁目62 電話 06(443)8161(大代表)  
名古屋支店 名古屋市中区栄2丁目16-13 電話 055(202)0077(代表)  
出張所 東京都港区北青山3丁目6-18 京橋ビル  
共同ビルディング青山3階 電話 03(409)8905  
神戸市生田区北長狭通7丁目1の1 電話 078(341)1778・4386

温湿度調整・暖冷房・換気給排水・衛生設備  
設計並ニ施工



## 日本管工業株式会社

本社及京都支店 京都市南区西九条豊田町20番地の1  
電話(681)5101~5・夜間専用(691)1045  
大阪支店 大阪市北区天満橋筋1-37(天満橋北詰)  
電話(352)3501~3  
四日市支店 四日市市浜田西末広町 電話537431~3  
大津営業所 大津市打出浜13-15 電話 0775 229738  
津営業所 津市栄町2-111 電話 0592 263610

空気調和設備  
給排水衛生設備 設計施工  
各種プラント設備

各種送風機・風力輸送装置  
空調機器類・公害防止装置 設計製作



## 株式会社 カンタン

代表取締役 仙田四郎

旧社名 関西暖房工業株式会社

本社 大阪市住吉区万代東6丁目3 TEL(672)1281(大代)  
営業所 東京・名古屋・京都・広島・福岡 工場 和泉・名古屋  
テレックス: 本社 No. 562-7688 和泉工場 No. 538-5898

Carrier

冷暖房は  
CARRIER  
キャリア



東洋キャリア工業(株)デストビューター関西地区

## 日本冷熱工業株式会社

本社及大阪営業所 吹田市豊津町40番38号  
電話大阪(384)1201~7

建設省認定の防火材料

|          |          |      |       |
|----------|----------|------|-------|
| セメント系吹付材 | ソリジットスチン | 基材同等 | 0003号 |
| 特殊リシン吹付材 | エバウオール   | 基材同等 | 0003号 |
| アクリル系吹付材 | エバーサンド   | 基材同等 | 0004号 |
| ヒル石吹付材   | エバテックス   | 基材同等 | 0004号 |

**営業品目**

**合同特許建材工業株式会社**

本社 大阪市東住吉区駒川町3-54 電話 (06)702-7814~7  
東京事業所・名古屋出張所・高松出張所・福岡出張所

内外装ホーロー建材及スンドレル(ヨドウォール・ヨドスパン)  
屋根折版(ヨドルーフ) 販売及責任施工

**建** **サクラ建産株式会社**

大阪市都島区都島中通2丁目17番4号  
電話 大阪(922) 代表4421~3

社寺数奇屋用瓦……大仏瓦  
床・壁内外装用瓦……大仏敷・貼瓦  
内外装用窯変美術タイル……大仏タイル  
新発売……古代土器調高温メタイル……大仏古代タイル

**株式会社 大 佛**

本社 京都市東山区今熊野大仏池田町9の9 075(541)3344(代)  
東京営業所 東京都千代田区内神田1丁目6番2号 03(291)0491~2  
工場 京都清水・山城・瀬戸

雨水浸入剝落防止  
耐震耐風 安定軽量

**ナニワ緩勾配瓦**  
3寸緩勾最適軽量水止付(空葺)瓦

ナニワ株式会社  
大阪市浪速区元町丁目西電話(06)5515

耐酸ツボ各種  
陶器、ガラス製品卸問屋  
セトモノのデパート

源八橋セトモノ百貨店をご利用下さい。

**株式会社 吉田芳雄商店**

本店 大阪市北区旅籠町18 電話(361)3450・(364)2345  
源八橋店 大阪市北区天満橋筋4-78 電話(358)1790・1838

株式会社 矢橋大理石商店

大阪支店

大阪市東区高麗橋二丁目九 野村ビル五階  
電話 大阪 (202) 4905



FUTABAYA DECORATORS, LTD



(創業大正7年)

建築物船舶等造作工事、家具建具・室内装備工事  
内外装飾織物・窓掛敷物壁紙類一式/設計施工

**二葉屋装備工業株式会社**

取締役社長 若林繁吉  
大阪府摂津市東別府3丁目7番8号  
電話 大阪 (06)349-9193 代表  
大阪府知事建築業者許可(般-48)第12064号

青写真とマイクロフィルム

株式会社  
**ナイガイ**  
製図・トレース・複写写真

本社 大阪市北区堂島北町16 TEL (345)9055(代表)  
御堂営業所 大阪市東区本町4-27御堂ビル TEL (252) 3906  
横堀営業所 大阪市東区横堀2-36 TEL (202) 5260

奉仕感謝の店

**タイル工事施工**

特許申請中・完全滑止タイル  
サンエス  
**SSS タイル 新発売**  
(カタログ進呈)

**川岸窯業商店**

本社 大阪市西区靱本町2丁目98番地(靱本町バス停前)  
電話 大阪 06(532) 代0461  
姫路営業所 姫路市北条口126番地(住友生命保険ビル3階)  
電話 姫路0792(82) 0999

発明賞に輝く各種特許 235 件所有

特許 鈴木 シャッター

65 年の歴史最高の技術最大の生産

防煙火・防災・防盜

鈴木式防煙火シャッター・リンググリル®シャッター・  
ステンレスシャッター・アルミニウムシャッター・  
40・ピーアップ®シャッター・汎用シャッター  
その他特殊シャッターの製造  
アフターサービスの完璧



株式会社 鈴木シャッター商会

大阪市北区茶屋町 33 番地 電話大阪 (06) 371 代表 4151-6  
北陸営業所 金沢市長田町 119 番地 電話金沢 (0762) 65-5135-6  
神戸営業所 神戸市長田区大橋 8-4-7 電話神戸 (078) 611-7971  
(市外局番) 631-2021



責任施工  
アスファルト防水工事  
セメント防水工事  
アスファルトモルタル床舗装工事  
耐酸アスファルト(樹指)  
モルタル工事

N.G.C. 式

米国パブコ・アスファルトコンパウンド } 販売  
米国バイヤーライト・アスファルトコンパウンド }

各種シート防水工事 責任施工  
新防水材料リベットルーフ 責任施工

内外互業株式会社

本社 大阪市東住吉区桑津町 3 丁目 16 番地 電話 (714) 0182(代)

工場 大阪市東住吉区桑津町 3 丁目 16 番地

防火・防煙から避難装置まで  
建築防災の総合メーカー

豊かな経験  
最新の技術

東洋シャッター

東洋シャッター株式会社

本社：大阪市東区両替町 1-12 日生ビル ☎ (943) 6571 代表  
東京・横浜・盛岡・郡山・水戸・浜松・岡崎・名古屋・富山・大津・京都・堺・神戸・広島・福岡他全国主要都市

年中見ていただける 皆様の見本室

タイル  
常設展示場

AM. 10.00~P.M. 5.00  
日曜・祝日は休館

全国タイル展示協会

大阪市北区南森町 46 番地  
八千代ビル南館 2 F  
TEL (06) 364-2059



特許・耐酸被覆鋼板  
耐久建築屋根・外壁材料

# オリエンタルメタル

燃えない  
われない  
腐らない

長尺物・色彩自由・責任施工

オリエンタルメタル(O.P.M)

品 種 オリエンタルスーパーメタル(S.P.M)

オリエンタルカラードメタル(C.P.M)

カラースーパーオリエンタルメタル(C.S.P.M)

波板規格 S小波 S大波 V波 ボックス波 Wジャンボ波

用 途 平板・波板・棟包・雨押類・谷樋・堅樋・軒樋  
通風器・排気ダクト・モニター



オリエンタルメタル製造株式会社

カタログ御請求下さい。

|          |                      |    |                 |
|----------|----------------------|----|-----------------|
| 本 社      | 兵庫県尼崎市昭和南通り3-26松本ビル  | 電話 | 大阪(412) 5131代表  |
| 東京支社及工場  | 埼玉県蕨市塚越5丁目6番32号      | 電話 | 蕨(42) 3115-8    |
| 大阪支社及工場  | 兵庫県尼崎市長洲稲川新田44       | 電話 | 大阪(488) 1081代表  |
| 九州支店及工場  | 福岡県遠賀郡水巻町頃末          | 電話 | 八幡(69) 2831-4   |
| 名古屋支店及工場 | 名古屋市中村区泥江町1の24第2中経ビル | 電話 | 名古屋(581) 2781-4 |



全国で好評の...新興の内外装壁材を!



インテリア...カラーストーン...研出し仕上!  
(旭化成ミュールコート・セット品)

純日本壁の最高峰



シンコーストーン

いつも美しい ワンタッチ...洗出し仕上...

ミュールストーン

(旭化成ミュールコート・セット品)



吹付...に  
塗付...に  
完全耐火

主材  
石綿

●全国有名建材店へ御問合せ下さい ●カタログお送りします

(株)新興建材工業所

大阪市西区南堀江通6丁目39番地 TEL大阪(538)2951-5・(541)5757-9

営業所 東京・高槻・明石・姫路・四国・中国

発売元

新興壁材工業(株)

大阪市住吉区粉浜本町4丁目26番地 TEL大阪(672)1661-3

(株)九州新興建材工業所

福岡市博多区上牟田八田町26の1 TEL福岡(41)5225-6

1950年代はアスファルトタイル、  
1960年代はプラスチックの時代、そして

'70年代の床は

三星  
**ピサロン**

全く新しい床タイルです——

三星ピサロンは、従来のビニールタイルとは製法原料配合が全く違います。塩ビの他に最近開発された新しい共重合体の特殊樹脂を用いた画期的な新製品です。軟質プレスタイプの床タイルに比べ仕上り安定性がよく、カレンダー方式の流れ模様とは対照的な静止した現代模様。ピサロンの持つエラスチックで高級な質感、すぐれた歩行感、床タイルの新しい世界を開きました。

協同組合員が責任をもって施工いたします——

三星ピサロンは、材料だけの販売はいたしません。責任施工の出来る協組員が入念な仕上げをします。

これからはピサロンの時代です——

三星ピサロンの新しい色調、パターンは、現代のインテリアデザインに要求される個性的な床造りには欠かせません。東京浜松町の超高層世界貿易センタービルの4F以上の各階通路、エレベーターホールにも、使用されております。三星ピサロンは、その模様がフランスの画家ピサロのタッチに似ていることから、名付けられたものです。

東日本床工事業協同組合  
西日本床工事業協同組合  
〈専用品〉



三星Pタイル  
**田島応用**  
TAJIMA OYO KAKO CO., LTD.

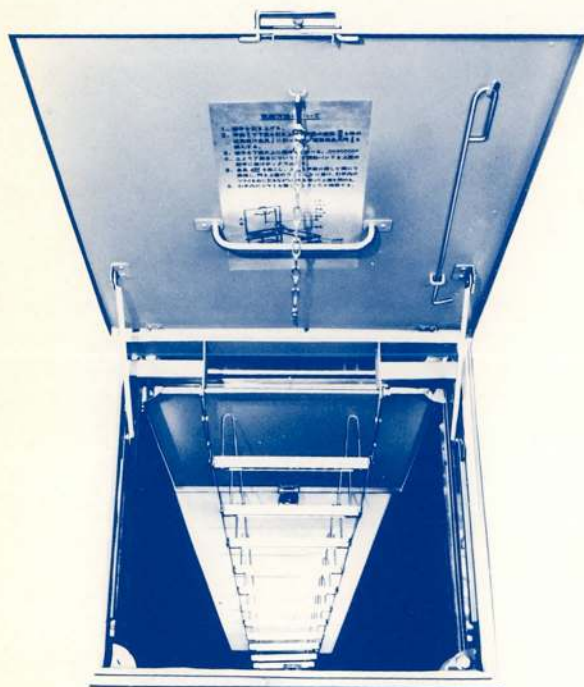
東京/東京都千代田区岩本町3の11  
電話 (866) 6101  
大阪/大阪市西区京町堀1の74  
電話 (441) 5951

★規格=333.3×333.3×2mm 9枚/m<sup>2</sup>  
★色数=15色  
★価格=標準工法 2,100円/m<sup>2</sup>(300m<sup>2</sup>以上)  
耐水工法 2,250円/m<sup>2</sup>(300m<sup>2</sup>以上)  
階段40%高

# 機能と合理性を追求した **新製品** 2種

## 非常用 避難ハッチ

## ダッシャー PAT.PEND



国家検定合格

種 別 金属製避難つり下げはしご  
型 式 折りたたみ式  
型式番号 は第49～1号

### 特長

#### 操作が簡単です

上蓋を開くと連動式で下蓋が開き、同時に吊りさげはしごが設置されますので、操作が簡単ですばやく脱出できます。

#### 取付施工が簡単です

床のスラブに625×625mmの開口部を設けておけば、あとは上、下の収納ケースを4本のボルトで結合するだけで簡単に取付施工できます。

#### 防錆、防水も完全です

メッキ、塗装などの処理は規格に基づいて完全を期すと共に、雨水などが収納ケース内に入らないよう合成樹脂パッキングを使用していますので、防水効果も優れています。

#### 脱出が容易です

上蓋を開けると、90度で固定され、その内側に把手がついていますから、これを持って吊りさげはしごに降りられます。また脱出スペースも広くとっていますから無理なく安全に脱出できます。

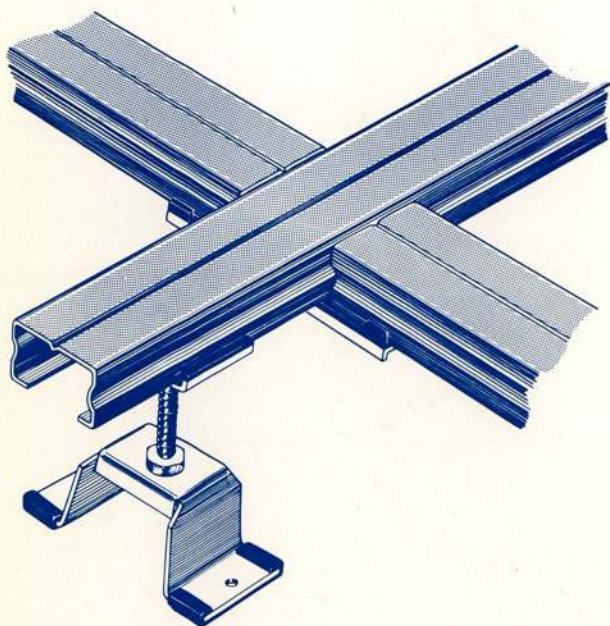
#### 下の階にも安全です

はしごは、いきなり全部下までおりず、中間までおりた状態で止まります。下の階の真下に人が居ないのを確かめてからバンドをはずすことにより、下までおろす方式になっていますので安全です。

## 集合住宅・学校教室に最も適した 画期的な鋼製床下地「クロスジョイント工法」

## ネダゴ<sup>®</sup>システム

特許・実用新案・意匠出願済〈住宅・教室用〉



### 特長

- 画期的なクロスジョイント工法です。
- 工期が大巾に短縮できる。
- 不燃性、安全性、精度が高い。
- 床鳴りの心配がありません。
- 高さの調整ができます。
- 開口部の補強、重量がかかる床下の補強が簡単にできます。